

令和5年

三川町議会会議録

第1回議会臨時会

令和5年2月27日 開会

令和5年2月27日 閉会

第2回議会定例会

令和5年3月7日 開会

令和5年3月15日 閉会

三川町議会事務局

令和 5 年

第 2 回 三川町議会定例会会議録

令和 5 年 3 月 7 日 開 会

令和 5 年 3 月 15 日 閉 会

三川町議会事務局

第 3 日 3 月 9 日 (木) 会議録第 2 号

一般質問 5 名 3 6

第 4 日 3 月 1 0 日 (金) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 5 日 3 月 1 1 日 (土) 休 会

第 6 日 3 月 1 2 日 (日) 休 会

第 7 日 3 月 1 3 日 (月) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 8 日 3 月 1 4 日 (火) 休 会

第 9 日 3 月 1 5 日 (水) 会議録第 3 号

予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長報告） 1 0 3
議第 1 5 号 三川町個人情報保護法施行条例の設定について 1 0 6
議第 1 6 号 三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定について 1 0 6
議第 1 7 号 三川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について 1 0 8

議第 18号	三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	108
議第 19号	三川町育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	109
議第 20号	三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定について	110
議第 21号	三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について	111
議第 22号	三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	114
議第 23号	鶴岡市との庄内南部定住自立圏形成協定の一部変更について	115
議第 24号	三川町教育委員会教育長の任命について	121
議第 25号	三川町教育委員会委員の任命について	123
発議第 3号	三川町議会の個人情報保護に関する条例の設定について	125
(別紙)	三川町議会議員の派遣について	126
発委第 1号	閉会中の所管事務調査について	126
発委第 2号	閉会中の所管事務調査について	127
発委第 3号	閉会中の所管事務調査について	128
発委第 4号	閉会中の所管事務調査について	129

令和5年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和5年3月7日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 小野寺 正 樹 議員 2 番 佐 藤 栄 市 議員 3 番 小 林 茂 吉 議員
4 番 佐久間 千 佳 議員 5 番 砂 田 茂 議員 6 番 鈴 木 淳 士 議員
7 番 鈴 木 重 行 議員 8 番 成 田 光 雄 議員 9 番 町 野 昌 弘 議員
10 番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産業振興課長併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
齋 藤 い つ 総 務 課 長 補 佐 (総 務 担 当)	齋 藤 一 哉 総 務 課 長 補 佐 (危 機 管 理 担 当)
鈴 木 亨 総 務 課 長 補 佐 (財 政 担 当)	吉 田 直 樹 企 画 調 整 主 査
菅 原 明 大 企 画 調 整 係 長	五十嵐まなみ 住民主査兼住民係長

木村 功	福祉主査兼福祉係長	真 崙	幸 介 護 支 援 係 長
佐藤 潮	地域包括支援センター補佐	齋藤 哲	健康福祉課健康係長 (衛生担当)
佐藤 千 絵	健康福祉課健康係長 (保健担当)	菅原 勲	産業振興課長補佐 (農政担当)
高橋 朋子	商工観光係長	本間 純	建設環境課長補佐 (環境整備担当)
五十嵐 章 浩	建設主査兼建設係長	三船 伸 並	環 境 整 備 係 長
高橋 真利子	会計課長補佐	笹原 大	学 校 教 育 係 長 (教育指導担当) 兼指導主事
星川 洋 平	学 校 教 育 係 長	渡部 涼子	家 庭 支 援 係 長
粕谷 恵	子ども支援係長併 学 校 教 育 係 長	渋谷 淳	農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐
和田 勉	監 査 委 員	庄司 正 廣	農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田 浩	議 会 事 務 局 長	飯 鉢	凜 書	記
須藤 達也	書 記	遠 渡	蓮 書	記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

日程第	1	会議録署名議員の指名
日程第	2	会期の決定
日程第	3	諸般報告 ・ 三川町振興審議会報告 ・ 除雪車による物損事故について
日程第	4	施政方針 ・ 三川町施政方針 ・ 教育委員会行政方針 ・ 農業委員会行政方針
日程第	5	議第 3号 令和4年度三川町一般会計補正予算（第10号）
日程第	6	議第 4号 令和4年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第	7	議第 5号 令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第	8	議第 6号 令和4年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第	9	議第 7号 令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第	10	議第 8号 令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第	11	議第 9号 令和5年度三川町一般会計予算
日程第	12	議第10号 令和5年度三川町国民健康保険特別会計予算
日程第	13	議第11号 令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第	14	議第12号 令和5年度三川町介護保険特別会計予算
日程第	15	議第13号 令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計予算
日程第	16	議第14号 令和5年度三川町下水道事業特別会計予算

○議長発議により、予算審査特別委員会設置（審査付託）

○ 散 会

○議 長（志田徳久議員） ただいまから令和5年第2回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議 長（志田徳久議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（志田徳久議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番 佐藤栄市議員、
4番 佐久間千佳議員、以上2名を指名いたします。

○議 長（志田徳久議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。2番 佐藤栄市議員。

○2 番（佐藤栄市議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る3月2日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として令和4年度各会計補正予算6件、令和5年度各会計予算6件、条例改正等8件、事件案件1件、人事案件2件、以上23件があり、この他に諸般報告2件、施政方針3件、一般質問5名、議長提案6件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日7日から15日までの9日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後に、三川町施政方針、教育委員会及び農業委員会の行政方針が示されます。なお、この際に、補佐・主査・係長も出席となります。次に、令和4年度各会計補正予算6件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、令和5年度各会計予算6件が一括上程され、直ちに議長発議により予算審査特別委員会を設置して各会計予算を審査付託し、本日はこれで散会となります。

第2日目の8日は、本会議は休会となります。

第3日目の9日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。この日は、通告順に5名の議員が一般質問を行い、これで散会となります。

第4日目の10日と第7日目の13日は午前9時30分から予算審査特別委員会が本会議場で開催されます。予算審査は2日間にわたることから審査日程表を別途各位に配布いたします。また予算審査においては補佐・主査・係長の出席を求めることとしておりますが、所管以外の審査等では拘束しないこととします。

なお、第5日目の11日、第6日目の12日、そして第8日目の14日は本会議は休会となります。

第9日目、最終日15日は、午前9時30分に本会議を開き、予算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決となります。次に、町長提案の条例改正等8件が上程され、質疑、討論、採決を行い、その次に事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となります。次に人事案件2件が上程、採決となります。その後議員発議による条例設定1件が上程され、質疑、討論、採決を行い、その次に議長発議1件が上程され、採決となります。次に委員会発

議4件が上程され、質疑、討論、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のおおりでありますので、各議員の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のおおりに、本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間に決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

町当局より、三川町振興審議会報告、除雪車による物損事故について、以上2件について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 三川町振興審議会に関しまして、ご報告申し上げます。お手元に配布の報告書をご参照願います。三川町振興審議会に、第4次三川町総合計画に係る令和5年度・令和6年度・令和7年度実施計画の策定について諮問し、その答申を求めたところがあります。

それでは、その経過について申し上げます。

三川町振興審議会に関する報告書

1. 諮問事件

第4次三川町総合計画に係る令和5年度・令和6年度・令和7年度実施計画の策定について

2. 事件の内容

上記事件について審議会に諮問し、その答申を求めた。

3. 答申の経過

(1) 令和5年2月14日午前9時30分、三川町役場講堂において、令和4年度第2回三川町振興審議会を招集した。

(2) 委員18名と、当局から町長、副町長、教育長、総務課長、企画調整課長、町民課長兼会計管理者兼会計課長、健康福祉課長、子育て支援主幹、産業振興課長（農業委員会事務局長併任）、建設環境課長、教育課長、議会事務局長が出席し、午前9時30分に開会した。

(3) 任期満了に伴い、新たに18名の委員の任命を行った。

- (4) 町長のあいさつの後、会長に熊田洋勝委員を互選した。
- (5) 会長のあいさつの後、会長職務代理者に石川修一委員を指定した。
- (6) 議事録署名委員に、石川修一委員、大滝勝弥委員を指名した。
- (7) 議事に入り、第4次三川町総合計画に係る令和5年度・令和6年度・令和7年度実施計画の策定について諮問し、副町長が全体概要を説明した後、関係課長等が事業ごとの説明を行った。
- (8) 説明に対して質疑及び意見が出され、慎重審議の結果、原案のとおり答申することが決定され、午前11時57分に閉会した。

4. 答申の内容 諮問した計画の策定については、原案のとおり

5. 少数意見の留保の有無 無し

以上、第4次三川町総合計画に係る令和5年度・令和6年度・令和7年度実施計画の策定について、上記の経過により答申を得たので報告します。

令和5年3月7日

三川町長 阿部 誠

以上でございます。

次に、除雪車に係る物損事故について、ご報告申し上げます。

本町におきましては、冬期間における通勤、通学等に必要な交通を確保するとともに、安全・安心な住民生活を維持するための除雪体制に万全を期しているところではありますが、昨年2月において、本町所有の除雪車に起因する物損事故が発生したものであります。

その内容は、令和4年2月27日、午前10時ごろ、横山中地内において、除雪車が土間コンクリートに損傷を与えたというものであり、その修繕に必要な損害賠償額、10万4,500円を支払うことで合意したものであります。

今後とも、除雪に関わる研修の充実とともに、作業員の健康管理や担当区域の事前点検など、安全な運行管理に万全を期してまいり所存であることを申し添えまして諸般報告といたします。

○議長（志田徳久議員） 以上で、諸般報告を終わります。

ここで、補佐・主査・係長が議場に入りますので、暫時休憩します。

(午前 9時44分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。

(午前 9時49分)

○議長（志田徳久議員） 日程第4、「施政方針」を行います。

最初に、三川町施政方針について説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 令和5年3月議会定例会の開催にあたり、令和5年度の町政運営に

臨む所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

この度の町長選挙におきましては、これまでの町政運営に対する町民の皆様のご理解により、再度、町政執行の重責を担わせていただくこととなったことに対し、衷心より感謝と御礼を申し上げます。

私は、町長就任以来、一貫して「町民の目線に立ち、町民と向き合う町政」を基本理念として町政運営にあたり、安全・安心で住みよい町の実現、町民の健康と福祉の向上、教育・子育て環境の充実、そして産業の振興に鋭意取り組んでまいりました。特に、少子化対策をはじめ、健康増進や住環境整備、魅力ある産業の創出、さらに交流人口の拡大などの施策を積極的に展開してきたところであります。

今年度においても、「住民参加による協働の推進」、「効率的な行政運営の推進」、「持続可能な財政基盤の確立」の3つの柱を行財政運営の基本として、第4次三川町総合計画に掲げる施策の着実な実行、積極的な推進を図ってまいります。

さて、我が国の経済は、コロナ禍に低迷した社会経済活動の正常化が進みつつある中、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰などの影響により厳しさを増しております。政府は、こうした状況から国民生活と事業活動を守るため、景気の下振れリスクに先手を打ち、我が国の経済を民需主導の持続的な成長経路に乗せていくための対策を講ずることとしております。

このような方針に基づいて編成された国の令和5年度一般会計当初予算規模は、前年度比で6.3%増の114兆3,812億円となり、11年連続で過去最大を更新するものであります。

一方、地方財政計画においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が、新型コロナウイルス感染症やデジタル変革への対応、防災・減災、国土強靱化をはじめとする安全・安心なくらしの実現など、持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な財政運営を行うために必要となる地方交付税等の一般財源総額について、前年度を上回る地方財政対策を講ずることとしております。

このような状況のもと、第4次三川町総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向け、子育て支援の充実と健康・生きがいがづくりの推進、安全・安心で快適な環境の構築、魅力ある産業の創出と交流人口の拡大を基本として、令和5年度当初予算の編成を行ったところであります。

まず、歳入では、ふるさと応援寄附金の減を見込んだところではありますが、本町の税収状況や地方財政計画等を踏まえ、町税の増を見込むとともに、地方譲与税及び地方交付税についても一定の額を確保し、さらに、国・県補助制度や地方債の活用、ふるさと基金、財政調整基金の繰入れなどにより、必要な財源の確保に努めたところであります。

一方、歳出については、行財政改革を一層推進しながら、町政発展の根幹となる第4次総合計画の事業費を最大限確保し、諸施策を講ずることといたしました。

その結果、令和5年度一般会計予算は前年度比5,818万6,000円増の50億3,900万円、1.2%増となる予算を編成いたしましたところであります。

なお、特別会計につきましては、各会計の事業目的に沿って所要の額を確保し、その予算を編成いたしました。

次に、令和5年度における主要な施策の概要について申し上げます。

まず、企画行政について申し上げます。

「第4次三川町総合計画」につきましては、行政評価による各種事業の検証を行いながら、町の将来像「あふれる笑顔 みんなが住みやすいまち ハートフルタウンみかわ」の実現に向けて、各種施策に基づき事業を展開してまいります。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略である第2期「三川町Mターン戦略」につきましては、国や県との連携のもと、計画に示す戦略的施策を実施し、豊かで安心した生活を送ることができる社会の形成を図るとともに、地域における人口減少の抑制と地域経済の回復をめざしてまいります。

地域づくり活動の推進につきましては、行政と地域住民との協働によるまちづくりを基本として、町広報紙をはじめ、ホームページ、SNS等の多様な媒体を活用した正確かつ迅速な行政情報の提供に努めるとともに、提言の機会等を通じた町民の皆様の積極的なまちづくりへの参加を呼び掛けながら、地域活動を支援してまいります。

地域開発の推進につきましては、桜木地区住環境整備事業において、早期の宅地分譲をめざすとともに、みかわ産業団地については、進出希望事業者に関する情報収集を進め、ニーズに対応した拡張の準備に取り組んでまいります。

広域行政の推進につきましては、庄内南部、北部のそれぞれの圏域の自治体が持つ都市機能や地域資源を有効活用するため、共生ビジョンに基づきながら役割を相互に分担して必要な生活機能を確保し、安全・安心な暮らしを守り、人口の定着と、潤い・賑わいのある圏域づくりをめざしてまいります。

電子自治体の推進につきましては、国の行政デジタル化方針に従って策定した「三川町DX推進計画」に基づき、基幹となる行政事務のデジタル化や標準化・共通化、手続きのオンライン化に取り組むことにより、行政サービスの利便性向上と事務の効率化を図ってまいります。また同時に、社会全体のオンライン化を進めるうえで重要となるマイナンバーカードの普及拡大についても、引き続き取り組んでまいります。

次に、農業振興について申し上げます。

本町における農業は、永年にわたり良質米の安定的な生産と供給に取り組み、全国に「米どころ」としての地位を築いてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延による外食産業等の米の消費の落ち込みは、米の消費量に応じた生産調整に大きな影響を与え、これに加え、世界情勢や為替相場等に起因する、燃油や肥料代・資材費等の物価高騰に歯止めがかからず、さらに、米価の低迷や農業の担い手不足の急速な進行等、農業者を取り巻く状況は一段と厳しさを増しております。

こうした状況を踏まえ、本町におきましては、農業所得の向上に主眼を置いた振興策として、園芸作物による農業所得の確保をめざすとともに、引き続き、こだわりの米づくりや、土づくりに対する支援を継続してまいります。

さらに、農業者の高齢化や後継者不足が喫緊の課題であることから、地域を支える担い手の確保・育成について、就農から経営の自立まできめ細かな相談支援を継続してまいります。

地域住民の暮らしを支える農業の推進につきましては、農業・農村のもつ多面的機能を維持するための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理や農業生産に伴う環境への負荷を軽減する営農活動を支援してまいります。

次に、商工業並びに観光振興について申し上げます。

町内の中小企業や小規模事業者は、商工業の総合的な発展と雇用の安定化という役割を担っているところであり、経営体質の強化や事業所研修等に取り組む出羽商工会を引き続き支援してまいります。

地域経済の活性化につきましては、町民の消費喚起や農工商業者等の経営安定に寄与することを目的に、今年度は、出羽商工会三川支所が実施するプレミアム付商品券発行事業を支援してまいります。また、「田から(宝)もの逸品開発事業」につきましては、観光協会やその会員の皆様との連携により、特産品開発を推進してまいります。

観光振興につきましては、春の菜の花まつりや秋のカレーイベント等を開催し、交流人口の拡大と賑わいの創出、地域経済の活性化に取り組んでまいります。また、観光協会やみかわ振興公社等との連携のもと、本町の魅力を全国に発信し、多面的な誘客活動に取り組んでまいります。

「いろり火の里」施設の運営につきましては、安全・安心な利用ができるよう施設の長寿命化対策を講ずるとともに、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が大幅に緩和されてきたことを踏まえ、指定管理者であるみかわ振興公社や観光協会、庄内地域「道の駅」連絡協議会と連携したイベントなどによる集客を図りながら、利用回復と交流人口の拡大、賑わいの創出につながるよう取り組んでまいります。

次に、健康福祉行政について申し上げます。

少子高齢化、生活様式の多様化が進展する中、さらにコロナ禍の影響もあり、地域の支え合いや交流が希薄化している状況において、住み慣れた地域で、すべての住民がお互いに配慮し、支え合いながら共に暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められております。引き続き「第4期三川町地域福祉計画」に基づき、関係機関・団体等との連携により、地域福祉を総合的、かつ計画的に推進してまいります。

特に、今年度は社会福祉協議会との連携により、ボランティアセンター機能の充実を図り、住民がつながり支え合う環境づくりや気軽に集える居場所づくりなどに取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町民の皆様のご理解とともに、地区医師会や医療従事者等の協力を仰ぎながら、ワクチンの集団接種に取り組み、感染拡大や重症化防止に努めてまいりました。今後も、国の方針等に基づき、予防対策に取り組んでまいります。

さらに、コロナ禍により増加した生活困窮による相談への対応については、その相談者の自立に向けた相談体制の充実を図るとともに、県や関係機関との連携を深め、包括的な支援

に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加を踏まえた地域での支え合いの体制づくりに取り組むとともに、日常の生活支援や在宅介護サービス等、個々の生活実態に合わせた多様なサービスを提供してまいります。

障害者福祉につきましては、その有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、共に豊かに暮らしていくことができる地域社会の実現をめざし、障害に応じたサービスの提供に努めるとともに、相談支援や障害児の家族支援、就労支援などを継続してまいります。また、「第6期三川町障害福祉計画」等が計画の最終年度を迎えることから、その策定に取り組んでまいります。

子育て支援策につきましては、子育て世代の負担軽減を図るため、本町独自の出産祝金や保育料の段階的無償化事業、出産・子育て応援給付金の支給等について継続するとともに、子育て支援医療給付事業の入院及び通院医療費の完全無償化の対象者を高校生まで拡大し実施してまいります。

また、本年4月に、子どもの成長に関する支援の一元化と充実を目的に「こども家庭庁」が設置されることとなり、本町におきましても、関係機関・団体等との連携を強化し、子どもの健やかな成長と子育て家庭の支援に努めてまいります。

保健関連事業につきましては、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目的に、生活習慣病の予防、こころの健康づくり等に取り組んでまいります。また、特定健診や各種がん検診の受診勧奨に努め、健康意識の高揚や早期の疾病予防、重症化予防について、個別の状況に合わせた保健指導を実施してまいります。また、「第2次三川町健康づくり計画」、「母子保健計画」、「第2期データヘルス計画」が計画の最終年度を迎えることから、健康づくりと生活習慣に関するアンケート調査等を踏まえ、さらに、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」の推進についても考慮しながら、各種機関・団体等との連携により改定に取り組んでまいります。

母子保健の分野につきましては、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の拡充を図るため、「母子健康包括支援センター」を拠点に、包括的な相談、支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでまいります。また、聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、新たに、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査費用助成を実施してまいります。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、出産育児一時金を増額し、出産に係る経済的負担の軽減を図ってまいります。また、県や国保連合会等との連携により、疾病予防や生活習慣の改善をめざす各種健診等の受診率向上を図るとともに、町内会や各種団体、医療関係者等と連携しながら、町民の健康寿命の延伸をめざしてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、広域連合と連携しながら、制度の適正な運営に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、「第8期介護保険事業計画」が、計画期間の最終年度となることから、ニーズ調査や事業実績等を踏まえ、令和6年度から3カ年の第9期計画の策定に取り組んでまいります。この第9期においては、後期高齢者の増加とともに、認知症高齢者や介護を必要とする方が増加し、それに伴う介護給付費の増加が見込まれておりますが、今後とも、安心して質の高い介護サービスを提供することができるよう、介護保険制度の適正かつ円滑な運営に取り組んでまいります。

また、高齢者の生活を支えるサービスを包括的、かつ継続的に提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる充実を図るとともに、住民主体の通いの場「よれちゃ家」を拠点とした介護予防教室の実施など、「予防」と「共生」に取り組んでまいります。

次に、建設環境行政について申し上げます。

道路や橋梁、下水道等のインフラ施設は、町民の快適で利便性の高い安定した生活や産業の基盤となるものであることから、安全で安心して利用できる施設としての整備を進めるとともに、自然と調和した住環境の保全に取り組んでまいります。

まず、道路整備につきましては、経年劣化が進んでいる幹線町道の舗装改良により道路利用者の安全の確保に努めるとともに、桜木地区住環境整備事業に関する町道整備に取り組んでまいります。また、橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき予防保全型管理による計画的な改修に取り組んでまいります。さらに、治水対策につきましては、豪雨による浸水被害を防ぐため、排水機場における機器の維持、改修と側溝整備に取り組むとともに、国直轄河川の治水事業計画の着実な推進と、県管理河川の支障木の伐採や土砂浚渫等について、関係機関と連携して強く要望してまいります。

国道・県道等の交通ネットワークにつきましては、国道7号三川バイパスの4車線化や両田川橋の架け替え、県道東沼長沼余目線の東側延伸、藤島由良線の歩道等の整備について、関係機関に要望してまいります。

公園や緑地につきましては、交流人口の拡大と魅力の創造をめざして整備を進めてまいりました赤川河川緑地ふれあい広場「パーク赤川」全体が供用開始となることから、より多くの皆様に利用していただけるよう、町広報やホームページのほか、各種団体等へのダイレクトなお知らせなど、年間を通じた計画的な周知に努めてまいります。

住宅政策につきましては、多様な住宅ニーズに対応した生活環境を形成するため、本町の住生活基本計画に基づき、住宅取得や住宅リフォーム工事に対する支援に、引き続き取り組んでまいります。

空き家対策につきましては、空家等対策計画に基づき、所有者による適正な管理を促すとともに、老朽危険空き家等の解体支援を継続してまいります。また、空き家バンクなどにより空き家の多種多様な利活用を促進してまいります。

環境衛生事業につきましては、町民との協働による環境美化に取り組むとともに、広報・啓発活動等を通じて環境保全意識の醸成に努めてまいります。また、ごみ処理につきましては、広域的な廃棄物処理を推進するとともに、家庭系一般廃棄物の減量化を図るため、一般廃棄物処理基本計画等に基づき、リサイクル、リユース等の5Rによる減量化、再資源化に

取り組んでまいります。

下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、公営企業会計への移行に向けた取り組みを推進するとともに、下水道ストックマネジメント計画等に基づき、予防保全型管理を基本とした施設の計画的な改修・更新に取り組んでまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

保育・幼児教育につきましては、近年、核家族化や就労形態の多様化などにより、3歳未満児の保育ニーズが増加しております。そのような状況に対応するため、町内保育施設間での調整・連携を図り、産後休暇や育児休業後の保育ニーズに応えるとともに、それぞれの学年・園児に寄り添った保育・幼児教育を行うことにより、子どもの健やかな成長を支援してまいります。

子育て支援センターにつきましては、子どもたちが安全に遊べる場として、また、子育て相談や様々な事業を通じた幼児と保護者等の交流の場として、安心して利用できる施設運営に引き続き努めてまいります。

放課後児童対策につきましては、年々増加する学童保育所の利用希望者に対応するため、押切小学校の低学年児童を対象とした学童保育所を新たに開所し、その運営を支援してまいります。

学校教育につきましては、「学びが楽しい、かかわりが楽しい、また明日来たくなる学校」をめざし、子どもたちの学ぶ力、生きぬく力、たくましい心と体の育成に向けて、「知・徳・体」の調和のとれた教育活動を展開してまいります。

学力向上対策につきましては、国の GIGA スクール構想の推進により、町内の学校については1人1台端末の整備が完了したところでありますが、更なる ICT の有効な活用と深い学びの実現に対応しながら、教育環境のDX化に向けて取り組んでまいります。

中学校部活動改革につきましては、本町の部活動の実態や受け入れ環境を把握し、休日の部活動を段階的に移行できるよう、中学校及び町内のスポーツ・文化団体等との連携を図りながら進めてまいります。

社会教育・生涯学習の振興につきましては、子育て交流施設「テオトル」を活動の拠点とし、各々の社会教育施設の特徴を生かした事業やイベントなどを開催しながら、生涯各時期にわたる多様な学習機会の提供に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、コロナ禍によって停滞していたスポーツ大会や教室などの活動の再開に向けて、関係団体と連携し取り組んでまいります。また、経年劣化により、改修が急務となっていた屋内多目的運動施設「アスレなの花」につきましては、今年度大規模改修工事に着手することから、快適かつ安心して利用できる施設となるよう整備してまいります。

以上、教育行政について総括的に申し上げましたが、具体的な内容につきましては、教育委員会行政方針により教育長から申し上げます。

最後に、総務関係について申し上げます。

行財政運営につきましては、「三川町行財政改革推進プラン」の確実な実行に加え、急速

に進む自治体DXへの対応、増加を続ける社会保障費や社会インフラの維持整備など、多様化し、増大を続ける行政需要の現状と将来を的確に見定め、持続可能な自治体運営の基礎となる財政基盤を堅持するため、大規模事業の平準化や不断の事務事業の見直しを行いながら、総合計画に係る事業費を最大限確保するとともに、行政サービスの質や利便性の向上に努めてまいります。

次に、防災・防犯・交通安全について申し上げます。

はじめに、消防防災体制につきましては、関係機関等との情報共有、連携強化のもとに、多発する自然災害への防災体制を堅持するとともに、避難所等における備蓄品の整備や、町内会における自主防災組織の活動を支援しながら、地域防災力の強化に取り組んでまいります。

また、消防活動につきましては、鶴岡市消防署三川分署との連携のもと、消防団活動の見直しを行いながら、消防団員の確保に努めるとともに、活動の強化を図ってまいります。

防犯対策につきましては、犯罪等から住民の生命・財産を守るための体制整備や予防活動の取り組みとともに、警察署や防犯協会等と連携した防犯活動を展開し、町民の防犯意識の高揚に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者が加害者となる事故の減少に資するため、アクセルとブレーキの踏み間違いを防止する装置の購入支援に新たに取り組んでまいります。また、交通事故のない安全で安心して暮らせる地域をめざし、関係機関・団体等と連携しながら、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上に努めてまいります。

結びに、本町を取り巻く情勢は、少子高齢社会の進展やデジタル社会への対応、多発する自然災害、地域経済の回復など、喫緊かつ重要な行政課題への対応が求められております。

このような中、町民の生命と暮らしを守ることを最優先として、第4次総合計画に掲げた将来像の実現に向け、これまでの本町の取り組みの成果と実績を糧に、多くの課題に対し、町民の皆様と力を合わせて取り組み、町民の福祉向上と町政の発展のため誠心誠意、最大限の努力をしてまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 以上で町長の施政方針を終わります。

次に、教育委員会行政方針について、教育委員会教育長の説明を求めます。鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 令和5年度における三川町教育委員会行政方針について申し上げます。

国は、急速に進展する少子化に言及し、「子ども・子育て政策」を最重要政策に位置付け、4月に発足する「こども家庭庁」のもと、行政組織や年齢の壁を越えた切れ目のない包括的な支援の実現をめざし、子どもや子育て当事者の視点に立った政策の立案によって、様々な支援策が講じられていくものと見込まれております。

また、教育の分野においては、長引くコロナ禍により、様々な制約が求められる中、GIGA

スクール構想の推進により、ICT 機器の整備や家庭でのオンライン学習が可能になったことから、急速な教育環境のDX化とともに、子どもたちの学びの保障が図られてきたところがあります。

教育委員会といたしましては、こうした厳しい時代の変化に対応しながら、持続可能な教育活動の実現に取り組むとともに、町民一人ひとりの充実した学習機会の提供に努めながら、各般にわたる教育施策を推進してまいります。

はじめに、保育・幼児教育について申し上げます。

近年、核家族化や就労形態の多様化などにより、産後休暇や育児休業後の保育ニーズが増加しております。そのような状況に対応するため、3歳未満児の保育につきましては、希望月からの入園ができるように、いのこ保育園や三川りっしょう子ども園と連携を図り、利用調整してまいります。また、乳幼児期から小学校就学に向け、それぞれの学年・園児に寄り添った保育・幼児教育を行うことにより、子どもの心身の健やかな育ちを支えるとともに、子育て家庭を支援してまいります。

子育て支援センターにつきましては、子どもたちが安全に遊べる場として、また、子育て相談や様々な事業を通じた幼児と保護者等の交流の場として、安心して利用できる施設運営に引き続き努めてまいります。

放課後児童対策につきましては、年々増加する学童保育所の利用希望者に対応するため、押切小学校体育館ミーティングルームを改修し、押切小学校の低学年児童を対象とした学童保育所を4月に開所いたします。また、テオトル内の学童保育所についても活動状況に応じ、子育て交流施設の利用方法を見直すなど、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として、維持・継続されるよう、運営主体である民間事業者と連携を図ってまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

自ら学ぶ意欲と主体的に学ぶ力を育み、豊かな人間性とそれを支えるたくましい体力の育成に向けて、「知・徳・体」にわたる生きる力が培われるよう調和のとれた教育活動を展開しながら、「学びが楽しい、かかわりが楽しい、また明日来たくなる学校」をめざして取り組んでまいります。

学力向上対策につきましては、国のGIGAスクール構想に基づいた1人1台端末が整備され、ICT全般を活用した取り組みが各校で行われております。今後は、オンラインと対面によるハイブリッド授業などを積極的に実践しながら、より有効な活用法について研究してまいります。また、小・中学生のオンライン学習教材を継続して活用することに加え、指導者用デジタル教科書やリモートワークシステムを導入し、児童生徒一人ひとりの理解や能力・適正に合わせた個別最適な学びの指導体制を構築しながら、学力向上に向けて取り組んでまいります。

特別支援教育につきましては、一人ひとりの障害特性に応じた学習指導が行えるよう支援員を配置し、障害のある子どもと無い子どもが共に学ぶインクルーシブ教育に配慮した授業を引き続き行ってまいります。

さらに、不登校や特別な支援を要する子どもに対しては、県と連携し、スクール・カウン

セラ一等の相談体制の整備や、食べ物アレルギー対応、子どもによるいじめ問題など、日常の生活の中で抱えている諸問題に向き合い、子どもや保護者の心に寄り添いながら、その問題解決のために、家庭・学校・関係機関が連携を図りながら適切に対処してまいります。

中学校部活動の地域移行につきましては、令和5年度から段階的に、地域が休日の部活動の受け皿となる環境の整備が求められており、本町では、部活動の地域移行も含め、改めて町全体のスポーツ・文化活動の環境を整備し、多種多様な世代が参加する健全な地域コミュニティの活性化につながるよう、社会教育と一体的に取り組みを推進してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

町民一人ひとりが潤いや生きがいに満ちた人生を送るためには、自ら進んで、生涯にわたって学習することが大切であることから、気軽に学べる学習機会の提供とともに、芸術・文化・スポーツの各分野における学習環境の充実に努めてまいります。

生涯学習活動につきましては、子育て交流施設「テオトル」を活動拠点とし、三川町公民館や文化交流館など、それぞれの特徴や環境を生かしたイベント等を積極的に開催しながら、生涯各時期にわたる多様な学習機会を提供してまいります。

特に、「みかわ秋まつり」においては、新たな団体やサークルの参加があり、これまで以上に賑やかに、充実した内容で開催されているところであります。今後も、町民の方々の学習成果の発表の場として、より多くの参加が得られるよう取り組んでまいります。

次に、スポーツ振興につきましては、各種スポーツ団体の理解と協力のもと、多くの町民の方々が、スポーツ・レクリエーションに親しむことができるように、スポーツ大会や教室などの活動機会を提供してまいります。

また、社会体育施設の整備につきましては、屋内多目的運動施設「アスレなの花」の大規模改修に着手することから、工事の進行管理を図りながら、快適かつ安心して利用できる施設となるよう整備してまいります。

以上、令和5年度の教育委員会行政方針について申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、今後も教育活動を充実させていくためには、これまでの経験をもとに、「ウィズコロナ」の考え方に立ち、活動を展開していくことが必要であると考えております。さらに、家庭、学校、地域の教育に携わるすべての関係者と連携し、めざすべき方向性とビジョンを共有しながら取り組んでいくことが大切であります。

教育委員会といたしましては、町民憲章に掲げる「教養を高め、文化の薫る、のびゆく町」となるよう、第4次総合計画に掲げた各種施策や事業を着実に展開しながら、教育行政の推進に取り組んでまいり所存でありますので、町民並びに議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、教育委員会行政方針といたします。

○議長（志田徳久議員） 以上で、教育委員会行政方針を終わります。

次に、農業委員会行政方針について、農業委員会会長の説明を求めます。庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 令和5年度における三川町農業委員会行政方針について申し上げます。

我が国において新型コロナウイルスの感染者が初めて確認されてから3年が経過し、この間、外出や会合を自粛するなど、これまで経験したことのない暮らしを強いられてきました。また、ロシアのウクライナ侵攻が世界経済に混乱をもたらし、エネルギー資源や各種製品等の価格高騰を引き起こしております。

農業分野においても、食料需給の変化や農産物価格の低迷、生産資材価格の高騰、産地における労働力不足等の様々な問題が発生しており、さらに、現下の世界情勢を考えるとこれからの農業経営や食料の安定供給は、一層厳しさを増すものと考えられます。

これらは、農業の継続や新たに農業を志す担い手・後継者の確保育成を妨げる大きな要因となり、ひいては耕作放棄などによる荒廃農地の増加、農地集積の障害や食料自給力の低下を招くことにもなりかねません。

農業委員会といたしましては、本町の基幹産業である農業の持続的発展と農業従事者の生活基盤の確保に努めるとともに、大切な農地を守り、生かし、次世代へ確実に引き継いでいくため、次の重点事項を推進してまいります。

1. 農地の集積及び集約化に向けた取り組み

農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。このため、公益財団法人やまがた農業支援センターが行う農地中間管理事業を積極的に推進・活用するとともに、農地利用の最適化に向けて農地台帳や地図情報等の整備を行い、農業者等が必要とする情報を提供してまいります。

2. 「人・農地プラン」への農業委員等の参画

町と連携して、町内の全生産組織が策定する「人・農地プラン」の定期的な見直しに際し、地域内農業者の意向把握や助言を行うなど、農業委員等の積極的な協議の場への参加を通じ、認定農業者や認定新規就農者などの地域の担い手が、営農を継続できる環境づくりに努めてまいります。また、先進事例の収集や研修会などに積極的に参加し、本町に合った農地集約化のあり方を模索してまいります。

3. 法令業務の適正な執行と遊休農地の発生防止の取り組み

農地の権利移動・転用許可等の法定業務を適正に執行するため、法定手続きの厳正な履行に加え、現地実査による農地情報の正確な把握に努めてまいります。また、遊休農地や違法転用の発生防止のため、定期的な農地パトロールを行うとともに、必要に応じて調査・指導等を行ってまいります。

4. 情報提供活動の推進に向けた取り組み

「農業委員会広報 みかわ」の発行や農業講演会の開催により、農業者の暮らしと農業経営に関する情報を引き続き提供してまいります。

農地を有効に活用し、地域農業の持続的発展を図っていくためには、地域、農業従事者、行政、農業関係団体など農業に携わるすべての関係者が連携して取り組んでいくことが必要であります。

農業委員等が一体となって、今、農業が抱える課題を克服すべく、これら重点事項の実現

に向け、その責務を全うしてまいる所存でありますので、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、三川町農業委員会行政方針といたします。

○議長（志田徳久議員） 以上で農業委員会行政方針を終わります。

暫時休憩します。 (午前10時37分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午前11時00分)

○議長（志田徳久議員） お諮りします。日程第5から日程第10までの以上6件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって日程第5から日程第10までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第5、議第3号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第10号）」、日程第6、議第4号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第7、議第5号「令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第8、議第6号「令和4年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第9、議第7号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第10、議第8号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、以上6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第3号「令和4年度三川町一般会計補正予算(第10号)」、議第4号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議第5号「令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議第6号「令和4年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議第7号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」及び議第8号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第3号「令和4年度三川町一般会計補正予算(第10号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,458万3,000円を減額し、補正後の予算総額を55億820万3,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款総務費については、財産管理費の追加補正及び三川町長選挙費の減額補正、3款民生費については、社会福祉総務費及び老人福祉費の減額補正、障害者福祉費、福祉医療費及び児童福祉総務費の追加補正及び保育費の減額補正であります。

4款衛生費については、予防費の減額補正であり、6款農林水産業費については、農業振興費の減額補正、農地費の追加補正、農政対策費及び農村総合整備事業費の減額補正であり、7款商工費については、商工振興費及び観光費の減額補正及びいろり火の里施設費の追加補正であります。

8款土木費については、土木総務費の追加補正、道路新設改良費、橋梁維持費及び下水道費の減額補正であり、9款消防費については、消防施設費の減額補正、10款教育費につい

ては、事務局費の追加補正、小・中学校費における学校管理費の財源更正であり、12款公債費については、元金償還金の追加補正及び利子償還金の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表繰越明許費につきましては、土木費における道路橋梁費及び教育費における小学校費について、翌年度に明許繰越を行うものであります。

また、第3表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を3億5,860万円に減額補正いたすものであります。

続きまして、議第4号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,761万1,000円を追加し、補正後の予算総額を7億1,893万8,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費については、一般管理費の財源更正、2款保険給付費については、一般被保険者療養給付費、審査支払手数料及び一般被保険者高額療養費の追加補正であります。

3款国民健康保険事業費納付金については、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の財源更正、6款保健事業費については、疾病予防費及び特定健康診査等事業費の財源更正であり、9款諸支出金については、一般会計繰出金の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第5号「令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万円を追加し、補正後の予算総額を9,272万円といたすものであります。

まず歳出であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金については、後期高齢者医療広域連合納付金の追加補正、4款諸支出金については、一般会計繰出金の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第6号「令和4年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、補正後の予算総額を8億8,221万2,000円といたすものであります。

まず歳出であります。2款介護給付費について、特定入所者介護サービス等費の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第7号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ615万3,000円を減額し、

補正後の予算総額を1億7,044万6,000円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費について、一般管理費の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を6,070万円に減額補正いたすものであります。

続きまして、議第8号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,316万2,000円を減額し、補正後の予算総額を3億8,366万9,000円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費については、一般管理費の減額補正、2款事業費については、事業費の減額補正であり、3款公債費については、元金償還金の追加補正及び利子償還金の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を1億2,610万円に減額補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは、数点お聞かせ願いたいと思います。

まず初めにページ数で12ページ、民生費の中の児童福祉総務費の中で学童保育支援事業100万円の補正額が示されているようですが、内容について説明の方をお願いいたします。

続きまして14ページ、6款1項7目農林水産業費の農政対策費の中で、新規就農者育成総合対策事業費補助金750万円、農業次世代人材投資事業費補助金200万円とありますが、減額になった要因について説明の方をお願いします。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て主幹） ただいまご質問のありました学童保育所運営費補助金でありますけれども、この4月から押切小学校で学童保育所を開くにあたりまして、その準備に必要な備品等の整備に要する費用ということで100万円の追加補正をお願いしているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問がございました新規就農者育成総合対策事業費補助金750万円及び農業次世代人材投資事業費補助金206万4,000円の減額の要因ということでございました。こちらにつきましては、当初予算作成の段階では農業後継者ということで対象となる方がいらっしゃいました。本事業につきましては各自治体の予算書に計上してあるということが県等への申請の必要事項ということがございますので、当初予算に計上したところでございますが、その後ご本人から農業後継者にはなるけれども、この事業

については申請をしないと、申請をしないで続けたいという申し出があったところでございます。

それによりまして、当事業につきましては申請を行わないということでございますので、新規就農者育成総合対策事業費補助金 750 万円及び農業次世代人材投資事業費補助金につきましては対象にならなかったと。農業次世代人材投資事業費補助金につきましては、全部で 7 人の当初予算をとっておりましたが、今申し上げました 1 名が辞退をし、2 名が収入要件によりまして補助金の上限までの交付とならなかったことで、206 万 4,000 円の減額となったところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 分かりました。内容につきましては、学童保育支援事業に関しましては、先程の三川町施政方針、そして教育委員会から出た行政方針等にも入っていただいたので重複しないようにはいたしますけれども、私も前に一般質問をさせていただいた内容でしたので質問させていただきましてけれども、やはり事前から人数が多いといったような申し込み等がまず想定されたといった中で、こういった敏速な対応は大変保護者の中からも感謝したいといった声が上がっております。私もこういった部分で一般質問に入れさせてもらった分に関しては大変感謝を申し上げたいと思っております。

しかしながら、次年度に関しましても学童保育に関しましては、やはり多くの申し込みがあったように想定されておりました。中には残念ながら入れないといった話も聞いておりました。そういった部分に関しましても今後ともそういった検討も踏まえ、対応の方もよろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、農政対策費の中の新規就農者に関しまして、今答弁あったとおり 1 名が取りやめたといった話がありました。なかなか新規就農者に関しましても、我が家でも実は 1 年間にわたり新規就農者を体験したいといった方を後継者として実践を伴った活動を指導したわけですが、やはり若者といいますのは、頭で想定している部分と現実に体を動かす部分で若干のずれがあるように感じております。三川町の施政方針の中でも書いてあるとおり、きめ細かい相談を今後とも対応していくといった部分が、やはり一度だけでなく定期的にするのが一番肝心なように感じておりますので、今後ともそういった部分で若者に対しての支援の方もよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

9 番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 私の方から 3 点かな。ページ数でいきますと 15 ページの土木費であります。町道道路舗装工事請負費ということで 1,100 万円減額になっているようではありますが、中身を教えてください。

続きまして 16 ページのやはり土木費で、空き家対策支援事業というところで、空き家調査業務委託料がマイナスになっていきますし、その次の老朽危険空き家等解体促進事業費補助金がマイナスということでもあります。使う見込みがないということでマイナスになったのかもしれないけれども、中身を教えてください。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは3点のご質問でありました。

1点目の町道道路舗装工事請負費の減額内容でございます。この工事につきましては、国の交付金を受けて行っている横川横山線の舗装工事の分でございます。交付金事業ということがありまして、昨年度当初予算の段階では国の方に要望額を要望しておいた関係上、その金額を計上しておったのですけれども、配分額が確定したということで、今回その国の配分額に応じた事業を行ったということでの差額を計上したところでございます。

また、この交付金事業につきましては、年度当初の配分額に加え、年度途中での配分ということもございます。令和4年度におきましては1月26日に追加の配分がありまして、その分につきまして、今年度の事業ということで繰り越しをさせていただきたいということで繰越明許の方にもその数字を反映させていただいたところでございます。こちらの方につきましては、来年度の令和5年度の実施ということで考えているところでございます。

続きまして、空き家対策の部分でございます。空き家対策のこの調査業務委託でありますけれども、こちらの方につきましては本年秋に実施をしているところでございまして、発注額の請差ということで減額になったものでございます。業務については現在完了しております。その内容等に基づいて今後の対応を考えていきたいというところでございます。

最後に空き家の解体についてでございます。こちらの方につきましては、町民それから所有者の方々から様々な相談等を受けているところでございますけれども、本年度におきまして、その中で解体に至ったものがなかったということで、この分が減額、使う予定がなかったということで減額させていただいたものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） まず初めに道路舗装工事請負費ですけれども、繰越明許の方は193万円ですけれども、これ少し中身が分からなかったのですけれども、国からの予算が来なくて事業を行わなかったのか。それとも国からの予算が多く来たので、思っていたより多く来たのでいらなくなったのか。もう少しここ、中身が分からなかったの、すみません、もう1回教えてください。場所は分かりましたけれどもね。

次の空き家対策、調査業務委託ですけれども、請差ということで、令和5年度も33万円が予定されているみたいでした。請差ということでかなりの額、当初予定されていた業務委託はこれで行ったのかどうか。来年度の予算はまた別ですのでこれで間に合ったのか。

それから空き家対策の申し込みがなかったということで、来年度令和5年度も予定してあるようでしたけれども、その原因、どうして使わなかったのかというところを、使いにくいところはなかったのか、その辺をどのように考えているのか教えてください。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 1点目の道路舗装工事についてでございます。こちらの方につきましては、年度当初の予算額といたしまして社会資本整備総合交付金の予算、歳入の部分になりますけれども、こちらの方を1,300万円ということで見込んでおったところでございます。この当初予算に対しまして国からの交付決定が116万4,000円ということで、一部

しか配分がなかったところがございます。この配分額に基づきまして事業を行ったところ
ありますけれども、本年の1月26日に国の方から追加配分ということで金額が示されたと
ころでございます。その追加配分がありましたので、その部分につきまして年度内での執行
がかなわないということで、来年度舗装工事を行いたいということで考えたところござい
ます。こちらの方をいただいたもの、使い余したもの、それから新たにもらったもの、こち
らの方を精査しましてその総額を計上させていただいたものになってございます。

次に、空き家の調査でございます。こちらの方につきましては請差ということで、当初予
定していた事業につきましては完了しているところでございます。純粋に金額が少なく発注
できたというところでございます。

最後に解体補助でございますが、町民それから所有者等からの相談、こちらの方は多々ご
ざいます。その中で、この解体補助を使いたい方という方が何名かご相談はあったのですけ
れども、やはり所得要件ですとか条件が合わなかったものがあり、また自分で解体、それか
ら整備をしていただいたというものがあり、結果的にこの補助金を使う案件がなかったとい
うところございました。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 前段同僚議員から質問もありました、一般会計14ページにつつま
して伺いたいと思います。3目の農業振興費、それから7目の農政対策費を見ますと、特に
アスタリスクの記号がついている、いわゆる町政発展の根幹となる総合計画に係る事業費が
軒並み減額補正ということになっております。1年前のこの議会の中で示された施政方針の
中でも農業振興につきましては農業所得の向上に主眼を置いた振興策を再構築すると。それ
から園芸作物等による所得の獲得、多面的機能直接支払いの取り組みを強化すると力強く施
政方針が謳われてありましたが、残念ながら最終的な決算になるのかもしれないけれども、
そうした姿勢が強くあったわけではあります。一部先程の答弁では説明されておりました
が、総体的に見て、この軒並みの減額補正については農業担当課の方としてはどのように受
けとめておるのか、どのように総括しているかお知らせいただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 農業政策全体の中に占める予算の中で、いわゆる不用額の
部分が、しかも政策経費の中で出ておるところに関するご質問でございました。ご質
問にもありましたとおりに、本町の基幹産業であります農業につきましては、本町でも予算
を獲得して振興を進めるという形で対応しているところでございますが、当初予算を作成す
る段階におきましても、実は3目の強い農業・担い手づくり総合支援事業、あるいは新農業
所得構造改革推進事業につきましても、強い農業につきましては、農業者からの希望とい
うことで、例えば当初予算作成の段階でコンバイン800万円の分1台、あるいは1,200万円の
コンバインや乾燥施設・調製施設の補助金ということで、具体的に要望・アンケートをとり
まして、その分について予算を計上したところでございます。

ところが、残念ながらその申請者の方の経営の見通しの中で、本来であればそのようなも
のを投資しながら経営の立て直し、経営の改善ということで取り組んでまいろうというこ

でお話をしておったところですが、ご本人から当初は投資を行った形での農業経営の改善というものを考えておったけれども、将来的な投資に対する回収等について若干見通しがつかないということで、今年度についてはその機械設備の購入を控えたいという申し出があったところであります。そのために、当初計上しておった部分につきまして執行がならなかったということでございます。

今後、農業情勢等の変更に伴って農業所得の向上について寄与できる部分につきましては、積極的に予算計上を行って農業者支援を行いたいということで考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 私から2点についてお伺いしたいと思います。初めに、ふるさと応援寄附金について。歳入の部分、また歳出の部分でも計上してあります。歳入においては予算よりも4,000万円の減額、歳出の方ではふるさと応援寄附金推進事業費としてこちらも減額となっているようでありました。ふるさと応援寄附金につきましては以前から本町にとっても貴重な財源とされてきたわけでありますけれども、多くの自治体がコロナ禍によって巣ごもり需要ということで寄附金を伸ばしている中で減額となっている要因について、どのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

もう1点、新型コロナウイルス予防接種対策事業ということで2,000万円ほどの減額となっているようでございます。計画されておりました令和4年度分の接種の状況、完了したものと見込んでよろしいのかどうか。また、本町においての接種率、接種人数等がお分かりになればお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ふるさと応援寄附金についてのご質問でございました。ふるさと応援寄附金の減額の部分につきましては、当課としましても様々な分析を現在行っておるところでございます。まず一番の要因といたしましては、本町がメインといたしますか、一番多く使っておりますサイトにつきまして、実はこのサイトが本町でも7億円を超えた時代があったわけですが、そのときには日本で一番見られていたといたしますか、人気のあったサイトでございました。ただ、その後に様々な新たなサイトがあつて様々なサービスを展開しておるといこともございまして、本町がメインとしておったこのサイトが今4番手ぐらいまで落ちてきております。その7億円を超えたときというのが、その日本で一番見られているサイトの中でも、特に上位にいつも表示になるような形の商品といたしますか、そのような形で契約をさせていただいておりました。ということで、その時点では日本で一番見られているサイトを開くと上位に三川町の名前が出るというような形で非常に目立った形であったというところではございます。

それが残念ながら、そのサイト自体が順位を落としたということと、常にそのサイトの中で上位になるというような商品を現在そのサイトで販売しておらないということもございまして、いわゆる目立つ形からいくと、かなり条件が悪くなっているのかなということでも考え

ております。その意味で他のサイトにつきましても、新規のサイトあるいは雑誌・新聞等の広告ということで様々な手段を講じて広く周知を図る、あるいは募集を行うということで対応してまいったところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それでは私の方からご質問がありました新型コロナウイルス予防接種の対策状況についてご答弁させていただきます。まず令和4年度集団接種はすべて終了している状況でございます。接種状況に関しましては接種率でご答弁させていただきます。オミクロン株のワクチン接種に関しましては、12歳以上が69.6%、従来型のワクチンで12歳以上の接種した方が92.4%、5歳から11歳の小児の接種した方が56.4%となっております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） ふるさと応援寄附金につきましては、町の財源のみならずやはり返礼品事業者へ大きな影響を及ぼすということで、さらなる増額を見込むような工夫をお願いできればと思うところでありますし、各月の寄附金状況を見ますと、12月におきましては前年並みの寄附額が集まったということで、やはり返礼品、米に主体を置く本町につきましては、春また夏等の返礼品の工夫も必要なかなと思ったところであります。

県内の自治体では、返礼事業者の選定に問題を残す自治体が最近話題になっておりましたけれども、本町の返礼品事業所の選定状況等には確認されたかどうか。また適正なものであるかどうか認識をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 残念ながら県内におきましてふるさと応援寄附金にまつわる不正な事例が発生をしておったということは承知をしておるところでございます。本町におきましては、そのような事例が発生しないようにするということが当然のことながら、お話にありましておりに返礼事業者の方からいかにご自分の商品、あるいは農作物をもとに、所得あるいはそのPRをしていただくかということに主眼を置いて、年に1度の説明会とともにその都度相談ということでご来場いただいて適正な価格あるいは適正なサイトの中での運営といいますか、様々写真等についてもご相談を受けておるところでございます。

ただ、基本的には、本町の場合は返礼品につきましては返礼品の事業者がご自分のその返礼品についての責任を持っていただいとということになりますので、ご指摘のありましたような、いわゆる不正といいますか、そのような事件等が起こる形にはなっておらないというところでございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 私からも数点お伺いしたいと思います。

まず初めに一般会計の方ですが、歳入の中で基本的に2款から始まる歳入の補正でありますけれども、昨年ですと町税の方の補正が入ってきたかなというように記憶しております。今年度当初予算編成時からかなり厳しく編成して町税の最終的な調整なく、ここまで来られ

ているのかなという印象がありますけれども、その辺に関して所見をお伺いしたいと思えます。今後の令和4年度の動向も併せてお伺いできればというように思えます。

続きまして、国民健康保険特別会計の方をお伺いしたいと思えますけれども、歳入の3ページになります。3款1項ということで、保険者努力支援分が補正計上されております。こちらの内容についてお伺いしたいと思えますし、昨年より減額になっていると思えますので、減額要因をどのような形でつかんでいるのかお伺いしたいと思えます。

続いて、介護保険特別会計になりますけれども、こちらの歳入3ページの方に、昨年はやはり保険者努力支援交付金ということで計上されておりましたが、今年度の分に関しては補正されないということで、こちらの補正されていない計上されていない要因はどのような形なのか説明いただきたいと思えます。

続きまして農業集落排水特別事業でありますけれども、歳出5ページになります。一般管理費600万円ほど減額となっております。こちら減額要因の説明をお願いしたいと思えます。関連してですけれども、下水道特別会計に関しても一般管理費5ページですが、減額となっております。こちら併せて説明いただきたいと思えます。

同じ項目でありますけれども、最上川下流域下水道維持管理経費負担金減額、また、その下の消費税減額、こちらの説明も併せてお願いいたします。以上です。

○議長（志田徳久議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 今年度の3月補正予算におきまして、町税の補正を計上していないという部分での理由でありますけれども、今年度も町税の収納等で見込みの額は出しておりますが、なお、その増額の内容としまして、それぞれの税目におきます見込み値につきましては、数値として大きいという内容ではないことから今回の増額の補正に計上しておられないというような状況でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計における3款1項における保険特別交付金につきましてはありますけれども、まずは保険者努力支援分については、こちらにつきましては収納率の向上や保険における特定健診、特定保健指導の実施状況等、そういった内容で評価を受けているわけでありますけれども、そちらの評価におきまして当初見込んだ額よりも評価が高かったという部分で増額になったというものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 令和3年度の補正項目が令和4年度に補正されていない要因というお話でしたけれども、当初予算で計上した予算と歳出予定の金額の方に補正するほどの差異がないため、今回補正していないという状況でございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは3点のご質問でございました。

最初に1点目、地方公営企業法適用支援業務委託料の減額内容でございます。こちらにつきましては、昨年度より取り組んでおります令和6年度からの公営企業への移行に伴うシステム等の改修、それから資産の調査等の業務委託、それからシステムの導入等の業務委託になってございます。本年度その新しい会計システムの方を導入したいということで、当初予

算の方に計上しておりまして、こちらの方はプロポーザル形式で業者選定をしたところでございます。その際に発注する業務内容の精査、それからそのプロポーザルに入札において減額、当初予算に比べて減額になって請差が出たもの。こちらの方について、今回その差額を計上させていただいたものでございます。農業集落排水それから公共下水道ともに同じ業務を行っておりますので、同額ずつ減額ということで、その請差の部分を入れさせていただいたものでございます。

続きまして、最上川下流流域下水道維持管理経費負担金、それから最上川下流流域下水道庄内処理区の建設負担金、こちらの方につきましては、三川町を含めて鶴岡市・酒田市、それから庄内町のエリアにおいて行っております最上川下流の広域の下水道についての負担金ということで、その事業費について精査をしたということで県の方から連絡をいただいて、その金額を減額ということで連絡いただいたことから、この数字を上げさせていただいたものでございます。ちょっと手元にその詳細なものの資料を持ってきておりませんで、その経費につきましては低廉に済んだということでの減額ということで報告をいただいております、その分減額をさせていただいたものでございます。

最後に消費税についてでありますけれども、消費税につきましてもその単年度で計算をしているところでございますけれども、実際の申告等を行ったところ、この当初予算に比して減額での差額が生じたということで、今回大きな金額であったものですから、計上させていただいたということでもあります。

なお、こちらの消費税につきましては農業集落排水、それから公共下水道とも公営企業ということで消費税の計算は各々入れているところでございます、その年度で金額の方は増減するものと捉えているところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 先程1点答弁漏れがございましたので補足いたしますが、国民健康保険特別会計における3款1項の令和3年度との比較部分でありますけれども、こちらにつきまして大変申し訳ありません。今、資料を持ち合わせていないため後程お示しできればと思います。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは町税の補正に関しては、当初予算の編成の仕方が大変すばらしかったのかなというように評価したいと思います。一方でこの時期に補正できないとなると、補正できないといいますか補正が出てこないとなると、当初予算の見込みどおりの金額にしかならなかったのかなというような逆の印象も受けまして、余裕がないといえますか、事業執行する上では精査した上で町税の計上というのはされているということで、来年度の当初予算の審査の際にも少しお伺いしなければならないなと思いましたが、その令和4年度の当初予算において令和3年度と比較して何か変更したような、当初予算を編成する場合に何か足したような要因といいますか、そういったことがあってのこういったきちんとした見込みになっているのかどうか。その手法について改めてお伺いしたいと思いますし、動向としては差異がないほどだということでありましたので、町税の動きとしてはこのぐら

いの金額でとどまるだろうという予測を立てていらっしゃると思いますが、その辺もう一度確認したいと思います。当初予算の際にも聞きますが、当初予算増額計上されておりますので、この金額を見込んでの補正予算にするということは、増額に対しても何らかの理由はあろうかと思しますので、それは今聞きませんが、令和4年度の見込みとしてもう一度お伺いできればというように思います。

国民健康保険特別会計の件でありますけれども、保険者努力支援分が計上されているのですが昨年より減額になっているこの要因は何か捉えていることがあればお聞きしたいということでしたので、もし分かれば後程お聞きしたいと思いますし、併せて昨年の質疑の中では、本町における現状といたしますか、ランク付けも教えていただきまして、1,741自治体中80位というような説明であったり、県内35市町村中9位というような説明もありましたので、その位置付けをもし分かればどのぐらいの位置付けになっているのか説明いただきたいと思えます。

介護保険に関しましては分かりました。

最後に、公営企業法適用業務に関して、説明ですと、発注する業務を精査した上で減額になっているという要因があると説明でありましたけれども、かなりの減額ですので、当初想定していた事業よりもっと絞った形の業務委託ということになっているのだなと理解したのですが、それで適用業務は支障のないものかどうかお伺いしたいと思いますし、昨年10月に説明を議会としても受けましたけれども、現在どのような形で進捗しているのか。この適用業務に関してどのような形の進捗状況なのか、それも併せてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 令和4年度の当初予算における町税の予算計上の考え方という部分におきましては、まずは新型コロナウイルス等により所得がどの程度増減するかという部分も含めまして、また最近の動向も合わせて見込みを立てまして計上したというところでございます。

次に、国民健康保険特別会計における保険者努力支援分の本町における全国としての順位という部分におきまして、最新の情報につきまして、今資料を持ち合わせていないものですから、大変申し訳ありませんが、こちらにつきましても後程お知らせさせていただきたいと思えます。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 公営企業のシステム関係のご質問でございました。今年度会計システムの発注におきまして、その内容、差額が大きかったのではないかとご質問でありますけれども、昨年度、当初予算の段階では、すべての機能を網羅した形での最大限での見積もりをいただいて予算計上、手落ちがあるといけないということで最大限の機能をもった見積もりをとったところでございます。そちらの方をもとに予算計上はしたところなんですけれども、発注段階におきまして既存のシステムの活用、それから内部での別の処理で軽減が図れるもの、そちらの方を抜いていたということが1点、それから今回町の方で

お願いすることになったのは、クラウド方式ということで、回線を繋いでの対応ということでもあります。昨年度、役場の方にサーバー、コンピューターの方を置いて内部で処理することも可能な形で可能性も考えまして、金額を大きく見ておったところでもありますけれども、最終的にクラウド形式で経費的にも安価で済むという内容で発注することができたものから、その分差額が出たということでございます。

それから進捗状況でありますけれども、現在昨年度に引き続きまして、公会計に向けて資産の調査等を行っているところでございます。こちらの方はある程度まとまってきておりますが、まだ若干残っているところでございます。

加えて、現在その条例改正ですとか、それから内部での業務事務の体系の整理、こちらの方を行っているところでございまして、先日もシステムの業者、それから全体の支援いただいている業者、それから町の3者で集まって内容等を精査して、来年度手落ちのないような形で進めていきたいということで事務を進めているところでございまして、現在調整を図っているところでございます。現時点では、想定どおりの工程で進んでいるということで解釈しているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前 11時58分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 1時00分)

引き続き質疑を行います。丸山町民課長より、先程の答弁に対し、補足説明の申し出がありましたので、これを許可します。

○議長（志田徳久議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 先程4番、佐久間千佳議員よりご質問がありました国民健康保険特別会計の3款1項における保険者努力支援分に関する内容について補足説明させていただきます。

最初にこの予算額の関係であります。令和3年度と令和4年度の比較になるわけですが、令和3年度におきましては決算額が451万9,000円です。当初予算額360万円に対して、昨年3月議会定例会におきまして91万9,000円を追加補正させていただきましたのでございます。それに対しまして令和4年度におきましては当初予算で450万円を計上しておりました。それに対して今回の追加補正で53万1,000円です。合計で503万1,000円となります。ですので、合計額では令和4年度の方が増額になっているというものでございます。

その増額の要因でありますけれども、保険者努力支援制度におきましては、保険者共通の指標として6項目、また、国民健康保険固有の指標としての6項目、以上12項目の総合点数をもとにしまして、国のこの保険者努力支援制度に対する財源を全国の市町村のこの指標結果の評価点数の合計で割りまして金額の配分を受けるというものでありますので、全国の市町村の評価点数の増減によりまして毎年度この交付金の金額が変わってくるという要因もございまして。

しかしながら、本町におきましては令和3年度は、先程佐久間議員よりありましたとおり

全国において80位ということでありまして、令和4年度におきましては全国で3位というような内容になっております。その全国で3位となった一番の要因としては、やはり特定健診、特定保健指導、メタボ関係の事業の充実、これが一番大きいということで結果が出ております。併せて、がん検診、歯科検診についても令和3年度より得点が増加しております。さらに後発医療促進の取り組み・使用割合の評価も令和3年度より高くなっているという状況でありまして、この結果になっているというものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 質疑に移ります。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 数字というよりは予算書の補正予算書の表記の関係等を含めて確認のため質問させていただきますが、まずは一般会計の関係につきましては17ページの小学校費・中学校費、これが説明欄に財源更正とだけ表記になっているということでありまして、この内訳について確認したいところですが、これと比較しますのが国民健康保険特別会計の補正予算5ページになりますけれども、こちらは間違いなく3項目ほど特定財源と一般財源のプラスと三角という関係性で、これこそが説明欄に財源更正という4文字がそれぞれ入ってほしい組み立てというように考えているところですが、これと比較して先程言いました一般会計の教育費の中の17ページの財源更正という説明欄に載っているこの2目の内訳等について説明をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） それでは17ページのご質問の件について説明いたします。こちらについては、それぞれ財源内訳等が記載してございません。説明欄のところに財源更正とのみ記載しておるものでございますが、内容につきましては、小学校・中学校ともに、支出のところでいいますと、各小・中学校に国の臨時交付金を財源として空気清浄機を購入したものでございます。この臨時交付金を活用した事業に対しまして補正予算書の歳入になりますけれども、8ページ、15款国庫支出金2項国庫補助金の5番教育費国庫補助金、こちらに記載の学校保健特別対策費補助金、これが事業執行後、国から手立てになるということでの通知がございました。先程説明させていただきましたとおり空気清浄機につきましては、年度当初から臨時交付金を全額充当財源として執行を計画しておりましたが、追って示されました国の補助金、こちらと財源を更正する必要がございました。その関係でともに特定財源であります国庫支出金のこの欄の中でそれぞれ金額が相殺されまして、内容としてその財源の内訳もなくという説明欄のところにも財源更正ということで記載になったものでございます。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから採決します。各会計補正予算6件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第3号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第10号）」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第3号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第10号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 次に、議第4号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第4号「令和4年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 次に、議第5号「令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第5号「令和4年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 次に、議第6号「令和4年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第6号「令和4年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 次に、議第7号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第7号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 次に、議第8号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第8号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。日程第11から日程第16までの以上6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第11から日程第16までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第11、議第9号「令和5年度三川町一般会計予算」、日程第12、議第10号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計予算」、日程第13、議第11号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第14、議第12号「令和5年度三川町介護保険特別会計予算」、日程第15、議第13号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第16、議第14号「令和5年度三川町下水道事業特別会計予算」、以上6件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、令和5年度三川町一般会計予算並びに特別会計予算5件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第9号「令和5年度三川町一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,900万円といたすものであります。

次に、債務負担行為につきましては、リーディングファーマーズ銀行事業費補助金の期間を変更いたすものであり、地方債につきましては、事業ごとにそれぞれ限度額を設定いたしまして、1億9,390万円と定めたところであります。一時借入金については、借入れの最高額を3億円と定め、また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用について規定いたしましたものであります。

令和5年度の一般会計予算総額は、前年度予算に対しまして5,818万6,000円、率にして1.2%の増となっております。

歳出予算の主な増額要因といたしましては、道路舗装事業、雨水対策推進事業及び体育施設の長寿命化対策事業などの増額であります。なお、減額要因といたしましては、ふるさと基金積立金、戸籍システム推進事業、新型コロナワクチン予防接種対策事業及び土地改良施設整備事業などの減額であります。

次に、議第10号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,890万円とし、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により経費の流用について規定いたしましたものであります。

令和5年度の国民健康保険特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして950万円、率にして1.4%の増となっております。

次に、議第11号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,320万円といたしまして、前年度当初予算に対しまして280万円、率にして3.1%の増となっております。

次に、議第12号「令和5年度三川町介護保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,760万円とし、一時借入金の借入れの最高額を3,000万円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、経費の金額の流用について規定いたしましたものであります。

令和5年度の介護保険特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして1,990万円、率にして2.3%の増となっております。

次に、議第13号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,890万円といたし、地方債につきましても、限度額を3,800万円と設定したところであります。

令和5年度の農業集落排水事業特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして390万円、率にして2.3%の減となっております。

次に、議第14号「令和5年度三川町下水道事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,720万円といたし、地方債につきましても、限度額を1億2,480万円と設定し、また、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めたとところであります。

令和5年度の下水道事業特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして1,820万円、率にして4.6%の増となっております。

以上、議第9号から議第14号まで、一括にご提案申し上げましたが、その詳細につきましては、予算説明書の各会計の予算概要に記載のとおりでございます。

また、細部につきましては、審議の過程で、それぞれ課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 以上で本件の提案理由の説明を終了します。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。本件については予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において議長を除く9人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は議長を除く9人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました件につ

いては会議規則第45条第1項の規定により、3月13日までに審査を終えるよう期限を付けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は3月13日までに審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議長(志田徳久議員) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会します。

(午後 1時23分)

令和5年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和5年3月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 佐 藤 栄 市 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田	浩	議会事務局長	飯鉢	凜	書	記
須藤	達也	書記	渡部	貴裕	書	記
遠渡	蓮	書記				

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 3 日 3月9日(木) 午前9時30分開議

 日程第 1 一般質問 5名

○ 散 会

○議長（志田徳久議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（志田徳久議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は5名の議員から通告があり、通告順に行うこととします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含め、質問者1人につき1時間以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、5番 砂田 茂議員、登壇願います。5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員）

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 新型コロナウイルス感染症対策について | 1. これまで3年間定着してきたマスクの着用が、3月13日から大幅に緩和される。着用が推奨される場合もあるが、個人の判断に委ねられることになったことで戸惑いの声も聞かれる。マスク着用について具体的な指針等内容を伺う。

2. 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、現在の2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に5月の大型連休明けから移行となる。それにともない本町の今後の各行事・催し等どのように行われるのか伺う。 |
| 2. 子育て世代の負担軽減について | 1. 学校給食費については、食育の推進や経済的負担の軽減また少子化対策などを目的として、無償にする自治体が増えている。子育て支援策として学校給食費の無償化への考えを伺う。 |
| 3. 高齢者の健康維持について | 1. 65歳以上の高齢者の半数は、加齢によって聞こえづらくなる加齢性難聴と言われている。人前に出づらくなり認知症の発症にもつながると言われているが、それをカバーする補聴器は値段が高く年金生活者には重い負担となる。補聴器購入費への助成の考えを伺う。 |

令和5年第2回三川町議会定例会において、通告に従い、一般質問をいたします。

質問事項1、新型コロナウイルス感染症対策について。

これまで3年間定着してきたマスクの着用が、3月13日から大幅に緩和されます。着用

が推奨される場合もありますが、個人の判断に委ねられることになったことで戸惑いの声も聞かれます。マスク着用について具体的な指針等内容を伺います。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、現在の2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に5月の大型連休明けから移行となります。それに伴い本町の今後の各行事・催し等どのように行われるのか伺います。

質問事項2、子育て世代の負担軽減について。

学校給食費については、食育の推進や経済的負担の軽減また少子化対策などを目的として、無償にする自治体が増えていきます。子育て支援策として学校給食費の無償化への考えを伺います。

質問事項3、高齢者の健康維持について。

65歳以上の高齢者の半数は、加齢によって聞こえづらくなる加齢性難聴と言われていきます。人前に出づらくなり認知症の発症にも繋がると言われていますが、それをカバーする補聴器は値段が高く、年金生活者には重い負担となります。補聴器購入費への助成の考えを伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田茂議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の子育て世代の負担軽減に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

国においては、新型コロナウイルス感染防止対策のマスク着用について、この3月13日からは原則として着用を推奨せず、個人の判断に委ねることを決定しております。また、高齢者等重症化リスクの高い方の感染を防ぐため、マスク着用を推奨する場面は、医療機関の受診時や高齢者施設等への訪問時、混雑する電車やバスに乗車するときなどとしております。

また、山形県においても、国が示す感染防止対策を基本に、マスク着用等の方針を見直ししており、本町におきましても、国や県の方針に沿って、対応方針の見直しを行ったところでもあります。また、学校等におきましても、県教育委員会が示す方針や地域及び校内での感染状況、行事の内容等を踏まえて対応することとしております。

一方、法律上の位置付けが、5月に「2類相当」から「5類」に引き下げされる予定であり、移行後は感染者や濃厚接触者に対しての行動制限が見直される見込みであることから、感染した場合などは、周囲に広げない行動をとるように促すとともに、町民一人ひとりがこれまでと同様に感染防止対策を行っていく必要があるものと捉えております。

今後の町主催の会議やイベント等につきましては、3月3日に発出しました町の対応方針を基本に、引き続き感染防止対策を講じた上でコロナ禍前の内容で開催できるものと見込んでおりますが、各種行事への参加者が混乱しないよう、この3月の「広報みかわ」や町ホームページ等で広く町民にお知らせをしながら、適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

質問事項3の高齢者の健康維持について、加齢性難聴者への補聴器購入助成に関するご質問ですが、加齢性難聴は65歳を過ぎると男性の4割、女性の3割、また70代では約半数の方が該当すると言われており、高齢者にとっては大変身近な問題であると認識いたしております。一方で、加齢性難聴と認知症との関連性については、国からの明確な根拠は示されていない状況であります。

ご質問の補聴器購入支援については、本町において身体障害者手帳を交付されている方や手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児の保護者を対象に支援しているところであり、加齢性難聴者への補聴器の購入助成については、現時点では考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 砂田茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の子育て世代の負担軽減について、学校給食の無償化に関するご質問ですが、本町の学校給食に係る経費負担につきましては、学校給食法第11条において「学校給食の実施に必要な施設設備、修繕費及び学校給食に従事する職員の人件費等は学校設置者の負担とし、それ以外の経費は保護者負担とする」こととなっていることから、現在、学校給食費については保護者より負担いただきながら運営しているところであります。

ご質問のように、全国の自治体の中には、少子化対策や物価高騰に伴う負担軽減策として、学校給食費の無償化や軽減に取り組んでいる自治体があることは承知しておりますが、本町においては、子育て支援策を総体的に捉え、様々な形で子育て世代の支援策を講じてきたところであります。今後においても、子どもたちを取り巻く教育環境の変化に的確に対応し、安定した学習活動を支えていくための施策も必要になってくることから、学校給食については、これまでどおり保護者から負担をいただきながら運営してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 初めに、阿部町長におかれましては、先の町長選において7度目の当選を果たされたこと心よりお祝いを申し上げます。これまで近隣市町との均衡を図りながら、自立のまちづくりを進めてこられた阿部町政の6期目のスタートにあたり、町民の方々からも三川町のさらなる発展に大きな期待が寄せられております。ますますのご奮闘を期待いたします旨を申し上げます。質問に入りたいと思います。

まず新型コロナウイルス感染症対策についてですが、マスク着用の指針と5類移行による今後の行事等の行われ方を併せて再度伺います。

それまでは、未知のウイルスであった新型コロナウイルスの感染が確認されてから3年になりました。感染が広がり始めたころは、店頭からマスクが消え、「アベノマスク」が物議を呼び、そして感染対策としてマスク生活が定着してきましたが、今後はマスク着用が個人判断とされるとのことで戸惑いの声も多く聞かれます。そんな中で、町からも指針が示され

ました。もう新型コロナウイルスは怖くないと受け取られないか、そこが心配であります。基本的にはこの新型コロナウイルス感染症をどう捉えているのか、そこをお聞きしたいと思いますが、感染症法上の5類とはどういうものなのか。今後のワクチン接種や検査、医療費など個人負担はどうなるのかお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 感染症は、感染症の重症化のリスクや感染力に応じてエボラ出血熱などの1類から季節性インフルエンザなどの5類までに分類されております。結核などが2類相当、今回の新型コロナウイルスは、実は2類よりもさらに強い感染防止策がとられるようになっていきます。政府や都道府県に強い権限が与えられ、入院勧告や就業制限に加えて外出自粛の要請も行うことができるようになっております。

今ご質問がありました、5類に引き下げられるとどのような状況になるのかということでもありますけれども、まず季節性インフルエンザと同様のランクになることから入院患者の受け入れが一般の医療機関でも可能になります。また、感染症や濃厚接触者に求められている待機期間もなくなるようになります。感染した場合には、これも季節性インフルエンザと同じで周囲に広げないように行動することが今後重要になってくるのかなと思っております。

一方で、現在全額公費で負担されている入院や検査の費用にも自己負担が生じるようになります。3月2日に報道されました状況をご説明いたしますと、医療機関での検査は今まで無料でしたが、自己負担ありとなります。外来で陽性判明がされた場合、無料であったものも自己負担ありとなります。入院も無料であったものが自己負担ありとなります。ただし、高額になる場合は軽減措置があるということで説明を受けているところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） この新型コロナウイルスの感染経路は空気感染、マイクロ飛沫が主な経路だということを押さえておかなければならないと言われております。症状のある・なしに関わらず、感染者の呼吸、会話、咳、くしゃみなどで出される微粒子の中にウイルスが含まれて、それを吸い込むことで感染して広がっていくとされていますが、この感染リスクを下げるには十分な換気とマスク着用が効果的で、感染対策の二本柱とされてきました。

マスク着用が大幅に緩和されることによって、今まで以上に換気対策には十分注意を払っていかなくてはならないと思います。屋内・室内での会議や行事、催しなどで空気清浄機やサーキュレーターなどの設置も必要になるのではと思いますが、今後さらなる換気対策などお考えでしたらお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 先に町長が答弁した中にもございましたが、マスクの着用は原則として個人の判断にはなりますが、感染防止対策としてはこれまでどおり三密の回避でありますとか手指消毒、そしてご質問にありましたとおり換気の励行等、こういった予防策・防止策については今後も継続していくということで住民の方々にもお知らせしていくということで考えております。でありますので、各イベント、行事、それから役場の庁舎等公共施

設においてもこれまでと同様のマスクを除く防止対策については継続をしていくということで考えております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 第8波は小さくなってきましたが、マスク着用が個人判断に委ねられ、5類に移行されるということで、すでに第9波を危ぶむ声も聞こえています。マスク着用の指針と行事等について考え方が示されました。同時に、この感染症の危険性、やはり恐ろしいものだよと伝えていくことはまだ必要かと思えます。その辺の伝え方等をお考えであれば、お聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 第8波を終え第9波等ということも今後懸念される材料ではありますが、ただ先程申し上げましたとおり、これまでどおり感染防止の対策等は継続していく考えであります。さらに5類にランクが移行するとはいえ、やはり季節性インフルエンザ同様に重篤化した場合は死亡の恐れもある感染症でありますので、その感染状況によっては、改めて会議やイベント等においてはマスク着用を強く推奨するなど、その感染の拡大なり感染状況に応じて様々な取り組み等は行っていきたいと。当然そういったマスクの推奨を強く町民の方にお願ひする場合にあつては広報誌なり町のホームページ、それからあらかじめ会議の通知等においてもマスクの着用をお願ひするというような手立てといたしますか、対応はとっていききたいということで考えております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ありがとうございます。続いて、子育て世代の負担軽減についてお尋ねしたいと思います。子育てをするなら三川町、東北屈指の合計特殊出生率、これを支えてきた妊娠期から切れ目のない支援、子育て相談や子どもが安心して遊べる環境の整備、そして出産祝い金など、昨年12月の広報の中で町民の方の喜びの声も紹介されながら、これまでの子育てに対しての取り組みが載っておりました。そして、令和5年度施政方針の中でも、子育て世代の負担軽減を図るため医療費の完全無償化を高校生まで拡大、放課後児童対策についても新たに学童保育所を開所するという子育て世代には前向きと受け入れられる方針が示されました。

1月25日の山形新聞報道の中で、町長選7度目の当選を果たされ、6期目への抱負、重点的に取り組む政策として、農業の担い手、少子化、若者の定住、災害に強いまちづくり、これらの課題について力を入れていくと語られ、その中の若者の定住にどう取り組むのかとの阿部町長への問いかけに対しては、「これまで出産祝い金支給や子育て交流施設テオトルの設置など子育てしやすいまちづくりを進めてきた。現在、桜木地区に37区画の宅地整備を進めている。町の子育て環境の充実化を積極的にアピールし、一軒家を考えている若い世代を呼び込む」とこう答えていらっしゃいます。

そこで町長に伺いたいのですが、ここでおっしゃっておられた「町の子育て環境の充実化を積極的にアピール」、子育て環境の充実化とは施政方針に示された以外にさらなる将来像を描いておられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町における課題の一つに少子化対策ということは、やはり喫緊の課題となってきたところでもあります。とりわけ、この3年間における子どもの出生数は、今までの出生から見れば6割ぐらまで出生数が減少しているというような現実を見ますと、やはり国がこれからの子育て支援対策ということは異次元の対策というものの中に入るのはないかというように感じているところでもあります。

このような中において、県町村会においても国に対して少子化対策におけるこれからの国の様々な支援対策が考えられるところではありますが、今までもこの子育て支援に対しての国に対する提言というのはずっと継続してまいりました。ようやく新型コロナウイルスの感染拡大によって昨年度の子どもの出生数が今までにおいて最も少なくなったという現実を見たときにやはり国も、将来国を支えるような若い人材をいかに確保するかということによって本腰を上げてきたのではないかというように感じているところでもあります。

このようなことから、県内の各町村も様々な子育て支援策を講じながら、何とか若い世代がこの地元に着定して子どもを産み育てやすい環境づくり、これは砂田議員が言われるような保護者に対する直接的な支援と、やはり子育てしやすいような環境の整備、これを進めるというのが行政の一番の役割ではないかと、このように思うところでもあります。

このようなことから、今までも住宅政策、あるいは子どもを産み、育てやすい様々な支援策を講じてまいりました。ある面においては、この子育て支援策において、本町も県内においては合計特殊出生率が2を超えるというような時期がございました。しかしながら、そういった状況の中においても、特に若い女性が大学等への進学によって地元に戻ってきていただけないような実情もあるというようなことから、もっと支援策が必要ということはどの自治体も同じ思いであります。

これらのことから、今回の選挙においても、やはりまずは環境整備というようなことをしっかり行いながら、子育てするなら三川町ということをしっかり受けとめていただけるような施策を講じるということが、ある面においてはソフト面の充実ということも進めながらこれからの子育て支援、そして少子化対策に向けて各種施策を講じてまいりたい、このように考えているところでもあります。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ありがとうございます。貧困と格差の広がりが言われている中で、フードバンクや子ども食堂が激増してきております。フードバンクは農林水産省が把握しているだけで178団体、子ども食堂の方は2016年では300カ所余りだったのが2020年では5,000カ所を超え、現在では7,330カ所以上、そこを利用する子どもは年間推計で延べ870万人おり、子ども食堂はあと数年で公立中学校の数を超えるとも言われています。近年の貧困と格差の広がりは、このような数字からも確認できると思います。

ここで小・中学校の給食費についてお聞きしたいのですが、学校給食費を徴収しない世帯はどういう世帯がありますか、お聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 本町で学校給食費を徴収しない世帯がどのようなものがあるかというご質問でしたが、町といたしましては就学において支援の必要な世帯ということで要保護世帯、また準要保護世帯については給食費の徴収を補助金という形でそれぞれお返しをしているという状況になっております。また、特別支援学級等に進学している児童の世帯についても、その半額について補助をしているという現在の状況でございます。

○議 長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 生活保護も就学援助も申請しないと受けられない制度で、受給するにはいくつもの条件があり、支給を受けることで引け目を感じてしまうということも、このハードルの一つだと思われます。就学援助制度を知っていても貧困家庭であることを知られたくないという思いから申請しないケースもあるのではないのか。自助を押しつける政治により本当に支援が必要な家庭に届いていないのが実情ではないかという声もあります。申請させて審査するという申請者の自尊心にも関わることもなり、そして生活保護も就学援助制度も貧困家庭にのみ給食費支援を行う、援助制度を広げていくことは大切なことだと思いますが、同時に肩身の狭い思いもしているのではないのでしょうか。

さらに、こういうことは子どもにレッテルを貼ることになるのではないのか。周りの子どもに自分は支援を受けていることが分かってしまう可能性もあります。そのとき子どもはどう思うのか、どういう気持ちになるのか、子どもの人権という点からも伺いたいと思いますが、支援の大切さとともに子どもの尊厳も同時に考えていかなければならない問題であると思います。

すべての子どもたちに等しく無償にすれば、このような心配はないと思いますが、この点についての見解を伺いたいと思います

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） まず就学支援につきましては、そういった世帯の様々な生活が大変だというような方々から申請をいただいた上で、町の方で審査をし、就学支援というような取り扱いを行っているという現在の状況でございます。そういった中で学校給食費の支払いについては、基本的には全世帯から学校給食費を集金いたしまして、一部の先程申しました要保護世帯、また準要保護世帯等に補助金という形でお返しをするというようになっております。すべて振り込み等の対応で行っておりまして、学校に子どもが現金で給食費を持ってくるというようなそういった体制をとっておりませんので、基本的には子どもたちの間で給食費を払っているとか払っていないといったことは基本的には分からないように、その辺については配慮をされているというように認識しているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 子どもの食事は親の責任、子どもの養育は家庭が基本という日本は子育てそして子どもに冷たいと思います。自助という自己責任論で子育て世代の働くルールを壊し、低賃金で働く非正規雇用の労働者を増やし、子ども子育て予算を低いままに放置してきて、その予算は経済協力開発機構 OECD の加盟国の中で最低水準となっております。国連子どもの権利委員会からは、子どもの権利の保障が不十分だとの勧告を繰り返し受けている

という悲しい事実があります。

また、日本も批准している子どもの権利条約の前文の中では、家庭は社会において子どもの成長、福祉、その責任を十分引き受けられることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべき対象であると、このように家族に対する支援の必要性を強調しています。

憲法第26条に、義務教育はこれを無償とすると明記されていて、子どもの学びが保障されています。この憲法の趣旨に沿えば、将来を支えるすべての子どもの教育にかかるお金はすべて無料に、教科書と同様に給食費も無償とすることは国が責任を持って行うべきものと考えるところですが、いまだに実施されておられません。

そこでお聞きしたいと思います。2021年、令和3年9月の定例会で給食費の無償化について質問を行いました。憲法に基づいての義務教育無償の観点で、給食費無償化を行うべきではと尋ねた際に、当時の教育課長からは、いくら義務教育であるからと言ってすべて無償ということは、やはりそれなりの保護者としての相応の負担をいただきながら、公立学校などの運営をしていくべきものと捉えておりますという答弁をいただいております。現教育課長の中條課長は、この憲法に基づいての義務教育無償の観点で給食費無償化を行うべきでは、との問いにはどうお答えくださいますか。お願いいたします。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 義務教育の無償の観点からということでの学校給食費の無償化についてどのように考えるかというご質問かと思えます。基本的に私も学校給食費の考え方としては、これまでの教育委員会としての考えと同じ考えを持っているところでございますけれども、教育基本法の中には、義務教育については確かに授業料については徴収しないというような明記はございますが、学校給食費もそれと同じようにすべて徴収しないというようなことは明記ございませんし、すべて学校給食費も義務教育だから必要ないというような考え方は難しいのではないかなというように私個人としては考えているところでございます。

学校給食費の無償化をすべて地方公共団体の方で担うことができれば、それは良いことでございますが、なかなか財源的な部分でありますとか、様々その自治体によっての事情があるのかなというように思っております。

本町といたしましては、この国の法律等に則っての現在の学校給食費については保護者の方々よりご負担をいただくという考え方を基本といたしまして、さらに子どもたちに対しての様々な教育環境の変化がございます。そういったものにも適切に対処していかなければならないという現在の実態もございますので、総合的に様々な取り組み等の優先度というものもあるかというように思いますが、その時々三川町の子どもたちがしっかりとした教育が受けられるように対応してまいりたいというような基本的な考え方を持っております。

○議 長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 近年子育て支援の重要性、それから必要性を理解して無償化を実施している自治体は全国で、2017年当時の76自治体から現在では256自治体となり、ここ5年間で3倍というように加速度的に広がってきています。ここ山形県内でも18の市町村で

無償化、あるいは半額助成や一部助成、また第3子以降は無償などの助成を実施しております。

今は国会でも少子化対策の議論が活発に行われております。異次元の少子化対策として、子ども子育て政策を最重要政策として位置付けるとしてはありますが、その具体策は見えていません。国会論戦の中で紹介された事例に、1歳の子を育てる母親からは、現金給付よりも学費無償の方が良いという声が寄せられたとありました。就職しても非正規で賃金が全く上がらない、奨学金返済ローンが重くのしかかる中で、子どもを産めば給食費、進学、そして隠れ教育費と言われるランドセルや体操着、道具箱、上履き、学用品、制服など、文部科学省が公表した子どもの学習費調査によれば、学用品・実習材料費は小学校で年間2万4,286円、中学校では3万2,368円との金額です。生まれてから大人になるまで長期にわたる重い経済負担が待っています。

先月2月9日に学校給食運営委員会が開かれ、そこで給食費の単価の改定が協議されたと聞いておりますが、その結果は、その決定はどうなったのかお知らせください。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ご質問ございましたとおりに2月9日に本町の学校給食運営委員会を開催いたしました。この運営委員会の方には、各代表の学校長のほかに給食主任でありますとか、栄養教諭、PTAの代表、さらには学校医、保健所の方々などにおいて運営しているものでございますが、その中で今回単価の改定といたしまして、小学校の方でこれまでの単価より15円高い275円、中学校で30円の値上がりで330円といった形で、単価の改定をいたしたくご提案申し上げたところでございます。委員の皆さまにもそのような内容についてご説明を申し上げまして、単価の改定についてご理解をいただいたというように思っているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 改定され、単価が上がったというお話でしたが、その運営委員会の中ではどのような意見が出されたのか、お聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 学校給食全般についてのご意見ということでは、様々な昨今の学校給食についての意見をいただいたところでございますが、特にその単価の改定に関わる部分でのご意見といたしましては、やはり昨今の物価の高騰でありますとか、人件費等を考えますとやむを得ないのではないかとというような意見もございました。

一方では、金額が上がるといことで、最近のご家庭の経済状況が非常に厳しいことは存じているところでございまして、やはりなかなか理解しにくいというような意見もございました。兄弟がいるご家庭の場合ですと、やはり2人3人4人となり、多いご家庭からすれば確かに負担の方もそれなりに大きくなっていくわけでございますので、大変であるというような意見もありました。

ただ、今回単価の改定をするにあたりまして、昨今のこういった物価等の上昇、材料費等の高騰、こういった中では単価の改定をしないと子どもたちにしっかりとした栄養のある給

食の提供ができないというような状況であることをまずお伝えをし、ご理解をいただいたところでございます。

また、仕入れに関して、生産者の方々に値段を低く抑えて材料の方を納入するにあたって、今度は生産者の方にもそれなりの負担がかかっていくというような社会の循環と申しますか、そういったこともございますので、なかなかそういった部分でも値段の交渉等も難しいというような中で、現在の状況をお伝えしながら、今回の単価の改定についてはご理解をいただくような形でお話をさせていただいたところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 保護者の方にとっては、普段の生活にかかるものもすべて上がり、また給食費も上がる。ダブルという感じで受け取るところですが、ここで内閣府が2020年度に行った少子化社会に関する国際意識調査、こういうのがありました。育児支援の最重要政策は何かとの質問に対し、日本では「教育費の支援、軽減」との回答が最高で、「希望する人数まで子どもを増やさない・増やせない理由は」との問いへのお答えの最も多いのも「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」となっています。

また、文部科学省の子どもの学習費調査では、幼稚園の3歳児から高校卒業まで15年間、すべて公立の場合は574万円、小・中学校が公立で、幼稚園と高校が私立の場合は781万円かかるとの調査結果です。年間当たりの平均ですべて公立でも38万円が学校教育費、学校給食費、学校外活動費にかかって、これらの教育費の軽減は子どもを持つためには極めて切実なものになっていると思います。

そして、日本財団が1月6日に発表した若い世代への意識調査でも、実施してほしい少子化対策は教育無償化、これが1位となっております。現在、本町でも宅地整備が進められています。若い世代を呼び込み、若者の定住を図る。そういう点でも、さらなる子育て支援は重要であると考えます。この点、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田議員の子育て支援に対する本当に今の現状に即した提言というように受けとめさせていただきました。と申しますのも、これは全国の市町村においては国にすべて今のような状況について要望・提言をしてきた内容であります。とりわけ先程内閣府のデータとしてありましたが、国においてあのような現状が分かっているながら、なぜやらないのかということをかかなり強く求めてきたところでもあります。この新型コロナウイルスの3年間においては新しい生活様式というようなことで、地域社会あるいはそれぞれの地域における経済まで非常に疲弊をしているというようなことからすると、教育の負担割合というのは当然高くなっているということは現実であろうかと、このように思うところであります。

このようなことから、砂田議員のただいまの様々なご意見については、町村会としても今までの取り組みをさらに国に対して強く求めていかなければならないということを改めて感じたところでありますので、その点はしっかり受けとめさせていただきたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 国への強い働きかけをぜひよろしくお願いしたいと思います。今現在進められている整備の中で、家を建てることによって長期にわたるローン返済、そこで子どもを産み育てていく、長期にわたっての子育ての負担があります。安心して子どもを産み育てられる町、教育費の負担軽減は本町においても重要であると思います。

以前から給食費の無償化、この質問に対していただいていた答弁は、先程もございましたけれども、学校給食法第11条において保護者負担とされており、全国の多くの自治体と同様に法の規定に従い保護者から負担していただき学校給食を運営してまいりたい。現時点では無償化は考えていないとの答弁を繰り返し、また今回もいただきました。

2018年の参議院の無償化の質問に対し、文部科学省から給食の食材について自治体が全額補助することを否定されないとの答弁がありました。そこから全国の自治体で無償化の取り組みが拡大されてきました。また、2020年2月18日の当時の安倍首相が、学校給食費無償化についての質問に対して、学校給食法の立法趣旨に基づき、設置者において検討されることがふさわしい、このような答弁書を出しています。

初めのころは比較的小さな自治体が実施していましたが、ここに来て人口数十万人の自治体でも次々に実現しています。昨年10月からは中核市では初めて青森市が実施しました。また、東京都では葛飾区が昨年9月から、北区は今年1月から、そのほか足立区、荒川区、品川区、中央区などが実施しています。県内の状況もご存じと思いますが、来年度から学校給食費の無償化とした自治体は、山辺町、中山町、朝日町、河北町、大江町の五つの自治体が新たに無償化に取り組むとなっております。

そのための予算は、その自治体の大小に関わらず自治体予算の1%程度となっておりますが、本町で実施すると仮定した場合、予算に占める割合は何パーセントぐらいとなりますか、お聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 学校給食費ということで、保護者の方よりご負担いただいております金額につきましては、令和5年度の今回予算を策定していたところでございますが、そのうち全体の保護者負担額といたしまして3,600万円ほどが予算として見ているところでございます。それについて、令和5年度の予算総額、まだ予算の方は可決になっていないわけでございますが、現在上程の金額から割り返しますと、町の予算に対しましては0.7%がこの学校給食費の金額であるというように現在のところ3,600万円でございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 今のご答弁で大体0.7%ぐらいというお答えをいただきました。子どもの教育を受ける権利を保障するためには、学校でこそ子どもの衣食住が満たされなければならないとも言われています。そこでは、教育の無償の実現は目的ではない。子どもの教育を受ける権利を保障するための手段であり、子どもたちが当たり前の学校生活を安心して送ることができる環境を作ることが必要だと思います。

自助と言え、人間のあるべき姿はまず自分で頑張ってもらい、負担してもらい、負担してもらい。生きる力は自分で何かやらないと、助けてしまうと子どもが育たない。

このような考えによって日本は世界でもトップクラスの少子化国となってきたと思います。私は子どもの育ちは自分が大切にされている、支えてもらっているという思いで、安心して脳の発達にも良い影響を与え、人に優しくすることができ、そして負けない心が育つものと思います。

これまで阿部町政が進めてこられた自立のまちづくりによって、三川町は少子化のスパイラルに陥らないでいます。さらなる子育て支援のために学校給食費の無償化をお考えいただきたいと申し上げ、次の質問に移ります。

次に、高齢者の健康維持について伺いたいと思います。高齢者の健康維持、補聴器の購入費助成についてですけれども、目の悪い方が眼鏡をかけるように聞こえづらい・聞こえにくい方が日常の生活を送る上で補聴器を使用するのは当然のことだと思います。しかしながら、補聴器は高額で性能に比例して価格も上がっていきます。年金暮らしの高齢者の方にとっては、補助金制度なしではとても購入できないというのが実態だと思います。

この聞こえは人と人との繋がり、また社会との繋がりを持続していく上でも、そして、その繋がりによって健康を保っていく上でもとても重要だと思います。高齢者にとって補聴器は必需品と言っても過言ではないと思います。

そこで補聴器購入に対する助成制度はどうなっているのか。障害者総合支援法での補装具費支給制度はどうなっているのかお聞かせください。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 本町における補聴器の支援制度は大きく分けますと二つあります。一つは軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業、もう一つが補装具費給付等事業扶助費ということで二つのメニューがございます。今ご質問があります高齢者等が対象になるものということになりますと、補装具費給付等事業になるかと思いますが、こちらの方は身体の失われた部分や障害のある部分を補って日常生活や働くことを容易にする補装具に係る費用を支給するものでございます。対象者は、身体障害者手帳の交付を受けている方になります。令和3年度の町の状況になりますけれども、補装具の給付状況は全体で20件、うち補聴器の購入は5件、修理が2件という状況であります。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 今ご説明いただいた補装具支援制度では聴覚障害6級以上となっているかと思いますが。身体障害者手帳を交付された方、両耳の聴力が70 dB以上、もしくは片耳の聴力が90 dB以上、そしてもう一方の耳の聴力が50 dB以上の方となっていますが、では、70 dBがどういうものかといいますと、40 cm離れると普通の会話が聞き取れないと。40 cmの範囲でしか会話が理解できないというのがこの70 dBなんですね。相当の重度の難聴でないと高価な補聴器購入に対しての助成がないと。そうすると、補聴器を購入する際に自治体が費用の一部を助成する補聴器購入制度は、昨年7月時点では全国で35の自治体でした。そして、今現在では120の自治体となっています。全日本年金者組合の調べによるものですが、そして県内の山形市でも実現したということで、庄内町に次いで2例目の実現となっています。

また、認知症予防ということで、先程はこの因果関係が証明されていないというようなお話もございましたけれども、難聴と認知症との関係は最近随分認識されてきているというように私は理解しているんですけれども、その点もう一度伺えますか。お願いします。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 難聴と認知症の関係性というお話でしたけれども、国立長寿医療研究センターの報告によりますと、補聴器を使うと一部の認知機能の低下が抑制される可能性があるという研究報告はなされているようでした。しかし、一部の認知機能の抑制の可能性のあることにとどまっている状況でして、やはりまだ難聴と認知症の関連は明確になっていない状況なのかなというように判断しているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 私は、人との繋がりを保つ聞こえの保障は高齢者の健康維持のために必要な支援と思います。難聴と認知症との因果関係でも、少しでもその因子を消していくことは大切なことと思います。

以上を申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上で5番 砂田 茂議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時28分）

○議長（志田徳久議員） 再開します。

（午前10時50分）

次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

1. デジタル化の推進と活用
について

1. 急速に進歩するデジタル技術のなかで、本町にとって有効なデジタル化の模索やその対応策として掲げられている「三川町DX推進計画」の進捗状況及び今後の事業計画を伺う。

2. デジタルを活用した業務改善や普及にはデジタル人材育成が重要になると思います。外部連携や研修等による職員での内製化について所見を伺う。

3. 窓口業務や電話対応業務のデジタル化、オンライン手続きについて所見を伺う。

4. 地域全体でのデジタル技術の浸透や活用、また、デジタル格差解消に向けた取り組みについて伺う。

5. 農業人材の確保策として、農業人材マッチングアプリなどのデジタル活用を含め、町の支援等について所見を伺う。

6. 新たな出会いの形として認識が拡大している婚活支援に係るアプリの活用支援と婚活推進について所見を伺う。

7. 防災無線情報と地図アプリの連携による火元の早期特定や水利の確保、地震・水害時における災害報告の可視化、部署・待機状況の共有等、デジタルを活用した消防防災力強化について所見を伺う。

8. 仮想空間を活用した国内外での関係人口拡大について所見を伺う。

令和5年第2回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

一つ、デジタル化の推進と活用について。

急速に進歩するデジタル技術の中で、本町にとって有効なデジタル化の模索やその対応策として掲げられている「三川町DX推進計画」の進捗状況及び今後の事業計画を伺います。

デジタルを活用した業務改善や普及にはデジタル人材育成が重要になると思います。外部連携や研修等による職員での内製化について所見を伺います。

窓口業務や電話対応業務のデジタル化、オンライン手続について所見を伺います。

地域全体でのデジタル技術の浸透や活用、また、デジタル格差解消に向けた取り組みについて伺います。

農業人材の確保策として、農業人材マッチングアプリなどのデジタル活用を含め、町の支援等について所見を伺います。

新たな出会いの形として認識が拡大している婚活支援に係るアプリの活用支援と婚活推進について所見を伺います。

防災無線情報と地図アプリの連携による火元の早期特定や水利の確保、地震・水害時における災害報告の可視化、部署・待機状況の共有等、デジタルを活用した消防防災力強化について所見を伺います。

最後に、仮想空間を活用した国内外での関係人口拡大について所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1のデジタル化の推進と活用について、1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

初めに、「三川町DX推進計画」につきましては、令和4年3月に策定した計画であり、令和7年度までに、町が取り組んで行く方針や六つの重点取組事項などをまとめたものがあります。その主なものとして、まず情報システムの標準化・共通化については、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を目指し、基幹系の20業務について業務工程

の見直し作業などを行っているところであります。

また、行政手続のオンライン化については、子育てや介護関係の27の手続を対象としてハード面の環境整備を行っているところであり、実施可能な手続から随時開始していくこととしております。さらに、デジタル化を進める上で鍵となるマイナンバーカードの普及拡大については、現時点においても鋭意取り組んでいるところであり、DX推進計画全体としては、概ね計画どおりに進捗している状況であると捉えております。

次に、デジタル人材の育成につきましては、地方公共団体情報システム機構や町のシステムを管理している民間事業者との連携により、職員を対象とした各種研修を実施しているところであり、引き続き研修等を継続し、人材の育成に努めてまいります。

4点目の地域全体のデジタル化と格差解消に関するご質問であります。まずデジタル化については、地域社会における情報通信基盤のインフラ整備により、コロナ禍における対応としてテレワークや電子決済サービスなどが飛躍的に進展している状況にあり、今後デジタル化が中小企業や小売店等においてもさらに進展するよう、国・県と連携しながら促進してまいりたいと考えております。

一方、デジタル格差の課題につきましては、機会を捉えながら相談や支援に取り組んでまいりたいと考えておりますが、特に、高齢者対応についての課題解消には時間を要するものと捉えており、行政サービスにおいては当分の間、デジタル化形式と従来の対面・書面形式による二重の対応が必要になると考えているところであります。

5点目の農業人材の確保策に関するご質問であります。民間事業者が運営している無料の農業バイトアプリ「デイワーク」を活用した労働力確保策としての「やまがた農業ぶちワーク」事業が令和5年度より本格運用されます。この事業は、求人側と求職側のマッチングを進めるものであり、農業の人手不足解消策として期待されていることから、町といたしましても、関係機関・団体等に対し周知してまいりたいと考えております。しかしながら、このアプリの無料での運営が令和5年度までとされていることから、令和6年度以降の支援については、県や近隣市町の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

6点目の婚活支援に係るアプリ活用についてのご質問であります。町が参加している「やまがたハッピーサポートセンター」の事業において、令和5年1月から出会いの機会を提供するAIマッチングシステムの運用を開始しているところであり、このシステムの活用による婚活支援を推進してまいりたいと考えております。

7点目の防災分野におけるデジタル化に関するご質問であります。まず火災発生時の情報の伝達及び共有については、鶴岡市消防本部からいち早く消防団員にメールが送信され、町民の方々も、パソコンやスマートフォンで「消防・災害情報」などの情報サイトから、消防出動の内容や場所を確認することができるほか、行政防災無線により広く周知する体制を整えております。

また、地震や水害時においては、災害等の状況や避難所の開設などをテレビやホームページなどのメディア媒体を活用してお知らせするほか、各自主防災会などと連携し、防災情報

の伝達、共有を図っているところであります。

8点目の仮想空間を活用した関係人口の拡大に関するご質問であります。インターネット上などに存在する3次元の「仮想空間」につきましては、今後、民間企業を中心に様々な分野において活用されてくる成長分野であると認識しておりますが、現時点において町の施策としての活用は考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは今日の一般質問は少し横文字であったりカタカナが多くなるかと思えますけれども、分かりやすい質問に努めたいと思えますので、よろしくお願ひします。

まず、デジタルに関しましてはその進展であったりAIの進歩というものが本当に目まぐるしくて、日々進化していると肌で感じているところであります。日本のデジタル社会実現の司令塔として、まずデジタル庁が2021年9月に発足したわけでありましてけれども、デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を理念としているわけでありまして。社会全体のデジタル化は国民生活の利便性を向上させ、官民の業務を効率化し、データを最大限活用しながら安全安心を前提とした人に優しいデジタル化であるべきというようにデジタル庁では申しているわけでありまして。

では、本町、令和5年度の施政方針の中には、三川町DX推進計画への取り組みにより行政サービスの利便性向上と事務の効率化を図るとあります。行政手続のオンライン化推進、地域社会のデジタル化に向けた施策の検討、事業等の実施が今年度計画されていると、この計画の中には示されているわけでありましてけれども、今年度の具体的な取り組みについてまず1点お伺ひしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 令和5年度におきます三川町DX推進計画の中では、町長答弁にもありましたけれども、ハード的な環境整備を令和4年度に実施しましたので、それに基づき令和5年度準備できたところからオンライン化なりを進めていくというような計画を立てているところであります。

具体的には子育て分野ですとか介護分野、こういった部分が先行されてくるのかなと考えておりますが、この辺については所管する担当課と国・県との標準化・共通化、これとの関わりもありますけれども、適切な時期にオンライン化などを実施していきたいと考えているところであります。

また、これと関連する部分ではありますけれども、コンビニ納付などの手続についても令和5年3月から実施できるように環境が整っておりますので、そちらなどについても推進していくというようなことを考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先行して行う事業の具体例というものがまだ示されないという状況なのかもしれませんけれども、後程もう一度そこをお伺ひしたいと思います。本町にお

けるデジタル化に伴う状況を一旦整理したいというように思います。単純な話ではないのは分かっておりますが、まずは本町におけるホームページ等のアクセス数はどのような状況になっているのか。また、LINE というものを開設して、令和2年5月から運用しているわけでありませけれども、その登録者数はどのような形になっているのか。その辺の現状をまずは一旦説明いただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 三川町のホームページについてでありますけれども、令和4年度分についてはまだ年度末迎えておりませんので、2月末までの時点であるということになります。アクセス数が8万9,751、約9万ほどであります。ちなみに、参考までですけれども、令和3年度末、令和4年3月末になりますけれども、この時点では14万5,000アクセスがありました。令和3年度については新型コロナウイルスの関係ですとか、それからブルーインパルス関係ですとか、そういったことがあったのでアクセス数が増えたのかもしれませんが、残念ながら令和4年度については若干落ちているという状況であります。

一方、もう一つ「LINE」というアプリに関しましては、町の方から様々な情報を提供しているわけでありませけれども、こちらのLINEへの登録者数についてですけれども、現時点で1,006人ということになっています。参考までに、令和3年度末においては793人ということで、27%ほどの登録者数の増という状況になっております。

また一方、「Facebook」というのも町の方では使いまして、このFacebookのアプリを使っている情報提供もしているところではありますが、こちらについては現時点で611人のフォロワー数がある。参考までに、令和3年度末におきましては564人ということでありませるので、相対的に少ないわけでありませますが、若干フォロワー数が増えているという状況にあります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） スマホの普及率94%というような昨年の数字もあるわけですので、多くの方がそういったデジタル機器をまず使用している中でのLINEであったりFacebookという町の情報発信であったり、そういう能力というのがまだ途上だなというように答弁を聞いて思いましたけれども、その他のSNS媒体への情報提供であったり、そういったことを考えているのかどうか。他の町では年齢層で、違う年齢層のアプリを使って、それぞれの年齢層に情報発信するというような工夫もされておるところもありました。そういったところを今後考えていくのかどうか。

もう一つは、デジタルの推進の目的の一つであるマイナンバーカード、こちらの普及、2月まで駆け込み需要があったということで、2月末時点での普及はどのぐらいになっているのか。昨年の11月末のデータでは、交付率は本町の場合は49.5%という説明があったわけでありませけれども、それからどのぐらい伸びているのか。それも併せてお聞きできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まず1点目、町の情報発信について。先程申し上げたホー

ムページ、Facebook、LINE 以外何か考えているかということでありましたが、現時点においては町としては企画調整課としてはこの三つを中心にさらに普及していきたいと考えているところであります。一方、町に関係する部署として、ふるさと応援寄附金関係でもこの SNS を使っているいろいろな情報発信をしているわけですが、そちらですと Twitter、それから Instagram というアプリも使っているようであります。ふるさと応援関係の Instagram については 6,700 を超えるフォロワー数があるということで、非常に有効に活用されているなどというようには考えているところであります。

また、みかわ振興公社の関係になりますが、いろり火の里、道の駅ですね。道の駅庄内みかわ、こちらはこの SNS を活用しているところでありますが、そちらでは Twitter というものも活用しているところであります。

企画調整課としては、様々な手段で幅広い年代に情報提供をしていきたいというところは考えておりますので、先程年代別のこのアプリの使い方というご提言もありましたので、今後この Twitter など有効活用できるかどうか、その辺も検討していきたいと考えております。

それから 2 点目、マイナンバーカードの普及の状況ということでありました。2 月末のマイナンバーカードの交付率であります。三川町においては 60.57% となっているところであります。参考までにでありますけれども、山形県内の平均の交付率については 64.54%、全国の交付率については 63.5% というようなことで、残念ながら三川町はまだこの国及び県の平均の交付率に届いていないという状況でありますので、今後さらなる交付率の拡大を推進していきたいというようには考えております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） ただいま本町の状況ということで説明いただきましたけれども、アクセス数も令和 2 年度と同等に落ちていくのかなというように、ホームページのアクセスですけれども思います。デジタルを推進していく中で、やはり本町を知っていただく、本町のホームページを活用していただくというような仕組みを作っていかなければ、いくら計画として推進していても町民自体への浸透というのはなかなか図れないのではないかとこのように思います。

マイナンバーカードにしましても、駆け込み需要があったということでありますけれども、全国平均、県平均より低いということで、他の自治体の状況を少しお聞きしますと、まだ申請されていない方に直接電話で「申請どうですか」というような催促をするような努力もされている自治体もありました。やはりそこまでして広げようという気概が本町にはあまりないのかなと。デジタル化とマイナンバーカードがうまくまだ繋がっていないのかなというように印象を受けます。

ここで副町長にお聞きしたいと思いますけれども、以前私のデジタル関係の質問で、町の情報の責任者というのは副町長がまず所管しているというような答弁をいただきました。この DX 推進の本部はあるわけでありますけれども、本部長は町長ではあるわけですが、情報責任者として副町長、まずこの本部に対してどのような助言であったり提言を行っているのか、考え方をお伺いしたいと思いますし、この現在の計画の進捗は、町長答弁では適正

だというような答弁がありましたけれども、現在の状況をどのように把握して、情報収集であったり採用の判断をどのような形で行っているのか。また、課題は何なのか。人的な課題なのか、それとも予算的な課題なのか、それとも効果的な課題が見出せないのか。その辺をどのように捉えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） DX推進計画に関するご質問であります。このDX推進計画につきましては、まずは基本的には国の方針を踏まえ、その推進にあたっているところであります。また、この計画には六つの重点取り組み事項等を掲げておりますが、その実現には多くの課題を抱えているのが現実であり、さらに地域全体のデジタル化の格差解消など難しい内容も抱えているものでございます。

その中で、役場内部で行っている取り組みでございますが、それにつきましては町長の答弁にもありましたとおり、計画に沿ってまず計画どおり進捗しているというように捉えているところであります。なお、先程も申し上げました地域全体のデジタル化や格差解消、これについては非常に難しい問題があるというように捉えております。役場だけで頑張っただけで解消できるものではないというところもございまして。町長のご答弁にもありましたとおり、中小企業や個人商店等もございまして。また、年代でいきますと、高齢者への対応とか様々難しい問題がありますので、この辺についてはこれからどのような推進策が適切なのか検討を加えながら対応していきたいというように考えております。

ただ、結果として三川町民が他の自治体の住民と比較して利便性等のサービスの恩恵が極端に低いというような状況だけは避けなければならないというように考えているところでありまして、まずはできることから鋭意取り組んでいるところではあります。今後も他の自治体と比べ遅れることのないように対応していきたいというのが現時点で言えることと考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） この推進計画には社会情勢の変化等により計画の変更が必要な場合は適宜見直しをしますとありますので、大変目まぐるしく状況が変わっておりますので、そこは情報の最高責任者として、バランスは大変難しいと思いますけれども、まずは適宜判断していただければなというように思います。

次の質問に移ります。外部連携等の必要性についてここでお伺いしているわけですが、やはり人的な問題もあってなかなか内製化というのが難しいのではないかなというように思います。まずここ近年、予算書の方にも載ってきておりますけれども、自治体のDX推進協議会負担金であったり、あとは職員研修事業において、こういったDXに関する研修等行われているのかどうか。その人材育成が行われているかどうか、まず現状をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 人材育成に関するご質問でありますけれども、町長答弁にもありましたように、外部の事業者と連携をしながら人材育成の研修は取り組んでいるつも

りであります。具体的には地方公共団体情報システム機構、いわゆる「J-LIS (ジェイリス)」と言っている団体になりますが、こちらからの基本的・基礎的な研修について全職員を対象、または所管する業務の職員を対象に毎年研修を行っているところでありますし、さらには現在進めておりますDX計画の中での業務を進めていく上で関係する所管課の職員に対して業務委託を行っている事業者などから講師となっていただきながら研修を行っているところであります。

今後、具体的にこの業務の標準化、共通化、それからオンライン化を進める上では、さらなる個別の研修が必要というようには認識しており、適切な時期において研修も行っていきたいというようには考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 個別な研修で対応をどこまでできるのかなという不安はありますけれども、庁舎内での判断というよりはやはり外部からのアドバイスをいただくというのがよっぽど俯瞰して見られるのではないかなと。庁舎内で検討を重ねることももちろん大事でありますけれども、一旦第三者の目を見て判断していくということが、まずは推進する上では重要な視点になってくるのではないかなというように思います。

外部連携としては、民間企業との協定等が考えられ、自治体で結んでいるところが数多く出てきました。例を申し上げますと、県内の西川町においては、地方創生を推進する複合マッチングプラットフォーム「複合クラウド for Public」を展開する株式会社 Another works と今年の1月に連携協定を締結して、行政へ複合人材を登用する実証実験を開始したということでありました。また同日、資料作成アドバイザーであったり SNS マーケティングアドバイザーの2職種で副業人材の募集を開始しているということで、職員だけで一から勉強して、内製化というのは一から勉強して進めていくということは大事ですけれども、この目まぐるしく変わっていく状況の中で、より早く、いち早くそういった情報をキャッチして技術を習得し、庁内に浸透させるという、やはりそういった仕組みが必要ではないかなというように思います。そちらの企業では、県内では朝日町に次ぐ2例目となるそうでありまして、そういった外部との連携についての見解を再度お伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問のデジタル関係の内製化ということでありまして、三川町においては職員数の定員もあり、限られた人材でもあるという状況でありますので、基本的に外部委託できるものは外部に委託するという体制をこれまでとってきたところであります。一方、ご質問のあったように民間企業を通じて内製化、システムの関係について、外部に全部業務委託をするのではなく自社でできるところはしていきながら、緊急の場合の早期対応できるようにという観点からこういった内製化という考え方が広まっている部分があると認識しております。

この内製化という部分が、自治体の業務にすべて当てはまるかと言いますとそうもいかない部分があります。自分たちで職員でできる範囲というのはやはり限られております。ご提言あったように先進的な事例もあることは認識はしておりますけれども、なかなかそこまで

三川町の実情からすると取り組むのは難しい状況というようには判断しております。

そういった中で、国のデジタル田園都市国家構想にあたって、国の地方自治体を支援する制度として外部のアドバイザー派遣なり、そういった制度がありますので、今後そういった制度の活用についても有効なのかどうかも含め検討はしていきたいと思っておりますけれども、先程も申し上げたようにできる範囲での研修なども行いながら進めていきたいというようには考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 外部連携として難しいところが、技術はピカイチのものがあるけれども、それに町民がついてこない。町民不在のデジタル化が進むという課題も多くあるようでありました。ですので、内製化というのも大事でありますけれども、ただそれに向かう過程において技術として考え方として必要ではないかという視点に立っているわけでありましてけれども、今、国の支援というお話が出ましたので、国の地域おこし協力隊に関してもデジタル技術活用型の地域おこし協力隊という仕組みもあるようであります。そういった地域おこし協力隊によるDXの推進を進めるという考え方について、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 現時点において、その地域おこし協力隊を活用するという考え方は持っていないところであり、予算化も行っていないところではありますけれども、ご提言あったように手段としては考えられるものということで、それについても他の自治体の事例等を調べながら有効に活用できるような場合は検討していきたいというようには考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは窓口対応の件に移りたいと思っております。目まぐるしく技術が進歩しているということで、昨年12月に公開されたAIチャットボットの中にある「ChatGPT」という機能は、サービス開始からわずか2ヵ月後の今年1月にユーザー数が1億人に到達したということで、史上最も急速に成長しているインターネットサービスだというような現状があります。こちらは会話するような形でAIが質問に答えてくれるという技術をさらに進化させたというような技術だそうにして、24時間ですね、例えば町のホームページにAI対応でできるような相談窓口ができないものかというようなことであったり、身近なところで言いますと、ごみの分別等、これはどういったごみに入るのか分からないといったような問題をAIで解決してもらおうというような動きもあるようであります。そういったデジタルを使った窓口対応の整備に関して所見をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 全国の自治体におきましては、ただいま提案があったような対応しているところがあるということは把握しておりますが、やはりこういったシステムを導入する場合におきましてはそのハード的な部分の費用が相当かかるということで認識しているところであります。三川町は7,200人ほどの人口規模の自治体において、ただいま提

案あったようなチャットボットというシステムですか、そういったものを導入するメリットがどこまであるのか。確かに24時間対応という部分は魅力的な部分ではありますが、その件数がどれくらいあるのかという部分。それから現在、三川町においてはすべて対面式、もしくは電話対応、直接対応での対応をしているわけでありまして。このAIを使った電話対応、窓口業務、様々な今話があったそのチャットボット以外にもあるのかもしれませんが、そういった部分よりは三川町においては人口規模も小さいということで、直接住民の方々と話をしながら何を望んでいるのかというようなことをお互い直接言葉を交わしながら対応していくのがハートフルタウン三川町を作っていく上での重要なキーワードだろうということで、今後も当面の間は直接対応をしていきたいというようには考えております。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） もちろん直接対応というのが一番町民に対する丁寧な対応だというのは認識しておりますけれども、定員の関係であったり人材の関係であったり、膨大する業務の対応であったり、そういったところの解決する手段としてデジタル化を考えておくべきだと。すべて人で対応しようというところは限界があると私は思います。ハートフルタウン三川町の実現のために全部対面で行うんだというところをどこまで続けられるのかというところが、やはり同時にオンライン化・デジタル化を進める上で検討していかなければならないことだと、2、3年の話をするのではなく、もっと先を思って、このデジタル化を今からやはり進めるべきだというように思いますので、もちろん窓口対応の丁寧な人的対応は必要だと思いますが、将来的なことを考えてこういう提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず次の質問ですけれども、地域全体でのデジタル技術の浸透ということで、このDX推進計画の中にもデジタル・デバイドへの対応ということで、デジタル格差をどのように縮めていくかというようなことが課題として挙げられておりました。やはり、スマホ教室といった大きな、例えばテオトルとかに集めて行く教室だと、なかなか浸透していかないのではないかなというように思いますし、効率も良くないのではないかなと感じております。やはり身近なところから使えるように、例えば町のホームページにアクセスすると、こういうことができるよと言って、先程も少し触れましたが、町のホームページをまず見てもらえるような形でのデジタル・デバイドの解消、そういった対策をしていくべきではないかなと思います。

例えば、集落単位でのスマホ教室の取り組みであったり、それには職員がすべて関わるというわけではなく、今は介護の関係でもサポーター制度がありますので、そういったデジタルサポーターのような人を町の中に何人も養成して、そこで、身近なスマホ教室が開けるような仕組みを作ったらもっと浸透が早くなるのではないかなというように思いますけれども、そういった町民を募ってデジタルサポーターの制度であったり、身近な集落単位でのスマホ教室に関して見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 町長の答弁にもありましたけれども、このデジタル格差の

解消については時間を要するものというようには捉えております。そういった中で今提案がありましたような研修でありますけれども、三川町ではこれまで町民講座の中の一つということでスマホ講座などを開設してきた経緯があります。こういった町民対象の講習会、研修については引き続き行っていきたいというようには考えておりますが、ご提案があったような集落単位での出向いての対応ですとかデジタルサポーターという人を配置するという考えは現時点では持っておりませんが、集落単位での講習会なり、そういった要望があれば、その部分は町の職員派遣の制度もありますので、人材を精査しながら対応できる部分は対応したいなというようには考えているところであります。

一方、このデジタルの進歩、議員も質問の中でおっしゃっていましたが、日々進歩している部分であります。なかなかこの進歩に我々、特に私のような世代はもう追いついていけないというような状況でありますので、この格差は、もう格差はいつになっても解消できないのかなというようには感じるところであります。なるべく町としては、様々な方法手段を使いながら、この格差解消には取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） かく言う私もそこまで使いこなしているわけではないし、目まぐるしく進歩している中では格差が生じてしまうのは致し方ないと思います。しかしながら、そういった教室であったりサポーターを養成することによって、共に学び合うような形で進めていけるのではないかなというのが、そのサポーター制度の理念になろうかというように思います。やはり普段使っていれば造作もないようなことが、分からない人にとっては全く分からないというのが今のこういったデジタル機器だと思いますので、そんなに負担なくデジタルサポーターという制度は広げられることではないのかなと私は思いますので、職員の負担のみを考えるのではなく、そういった町民からお願いするというような町民参加型で推進していきましょうというような姿勢も必要ではないかと思えます。

続いて、農業人材確保策として、町長答弁にありましたデイワークへの各種機関であったり団体への周知を図っていくというようなことでありました。町として周知のみになるのか、それとも、そのデイワークを使った様々な課題が今浮き彫りになってきているようであります。例えば、指揮管理系統がなかなか農家の方ができないと、指示ができないといったような使用しての課題が出てきている中で、周知とともにその課題解決に向けた講習であったり、そういった情報提供をするであったり、そういったことも必要ではないかなと思えますけれども、その辺に関しての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 県で推奨しております「やまがた農業ぷちワーク」の中で、実際使用しております「デイワーク」というアプリでございます。このアプリにつきましては、今ご質問がありましたとおり本県の労働力の確保ということで、ある意味農業経験の浅い方、経験の少ない方についても関心があればぜひ農業の体験も含めて労働力の確保ということでマッチングを行っているアプリでございます。県の農業ぷちワークの中でも、県、JA、市町村については、まずアプリの周知について生産者あるいは求職者について広く周

知を行うということをもまず目標として本事業を実施しておるといところでございます。

ご指摘ありましたその後の様々な問題点・課題点につきましては、県の方としては実際はその生産者、つまり、いわゆる使用者といいますか雇用者の方について、そこで様々な雇用者の中で課題を抽出していただいて、その解決に向けた形というのは、例えばハローワーク等について、その労働環境あるいは労働内容についての相談ということでは受け付けているようでございます。その意味で今後発生します労働問題、あるいは使用者と求職者の関係につきましましては、課題解決に向けては県等で様々なステージを設けて課題解決に向けた取り組みになるというように考えておりますので、町といたしましては、その中で県等の事業について協力できるのであれば、そちらの方に協力してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） まだこういったアプリの浸透というのが進んでいない段階で、やはりトラブルが起きてもう二度と使わないといったようなことが起きているようであります。やはり人材不足というのがどの業界も深刻ではありますけれども、とかく農業界においては時期がどうしても重なってしまうということから、シルバー人材センターでも人が足りない。どうにかかき集めて作業をしようとしてもなかなか集まってこないというのが今の現状にあります。ですので、こういった可能性を、やはり町としては支援し広げておく、確保しておくということが大事なことだと捉えることが必要だと思います。

トラブルを未然に防ぐ情報提供であったり、あとは有料化に関しては、なかなかその支援というのは難しい考え方かなというように思いますけれども、しかし人材不足の解消には有効な手立てとなるかと思っておりますので、このアプリに関しては、その使用の推奨だけではなく、使用に関する課題等も一緒に共有できるような形で推奨していただきたいというように思います。

次に、婚活支援に係るアプリの支援ということで、町長答弁では、今年から県のAIマッチングシステムに関して支援をするというような答弁がありましたが、具体的にどのような支援になるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） やまがたハッピーサポートセンターというところがAIマッチングシステム、名称は「Aiナビやまがた」というアプリのようではありますが、これを今年の1月から運用開始しているという状況であります。このシステムについては、入会登録料が2年間で1万円かかるというような有料のシステムであります。町としましてはできる限りこのシステムに参加していただいて、その婚活が円滑にいくようにということから、令和5年度予算でこの登録料の半額助成をしたいということで予算計上をさせていただいているところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それは、予算書による婚活支援事業補助金なのか、結婚新生活支援事業補助金なのか。枠としては10万円なのか90万円なのかの大きな違いはありますけ

れども、どのぐらいの人数を見越して計上されているものでしょうか。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） すみません、今手元に令和5年度の予算書を持ち合わせておりませんが、年間の1万円の助成についての半額ということで、1人当たり5,000円になるわけですけれども、その確か10人分の5万円くらいの計上だったかなと思います。なお、確認をさせていただきたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 昨今、出会いの形というものが大きく変わってきて、新型コロナウイルスでも大きく変わりましたし、デジタルの進展でも大きく変わりました。本当にこの庄内地区でも、もう全然違った他県の人との出会いというものを果たしている人たちが爆発的に増えているというように私は思います。身近でもいますし、結婚までいったという例もあります。今までですと出会いの形というのは仲人さんがいてというようなこともあるかと思いますが、今こういったアプリを使って、どんどん自分で出会いに行こうという若者が増えている。このチャンスにしっかり行政としても支援していくべきではないかなと。そして、それは町内に、例えば経済効果が生まれるような形で支援していくというのもこれからのそういった支援のあり方ではないかなというように思います。

民間のアプリへの支援、またそのアプリを通じて、町内で例えばイオンを使っていただくとか、町内の商店を使っていただくといったときに、合わせてクーポンのようなものを発行するとか、そういった抱き合わせで婚活を手厚く支援していくという考え方について見解を伺います。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありましたように出会いの種類・形態というのは様々あるかと思われれます。様々な方法の中から出会いを求める若い人たちが選択をして使っていただく分には非常にありがたいと思いますし、ぜひそうしたことを求めていくわけですが、やはり民間でのこういった取り組みに対して町が積極的に支援というのは、様々な課題があり難しい部分があるかとも思われれます。現時点においては、先程申し上げたように、山形県全体の市町村で取り組んでおりますやまがたハッピーサポートセンターの事業のみということで考えているわけではありますが、今後さらに民間のそういったアプリを活用するかどうかについては、今後の検討課題というように捉えております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） そういった支援には、まずは県全体でのシステムということでありましたけれども、三川町、それでは唯一民間企業に最初に支援できるチャンスではないかなと思います。子育て支援の充実ということで本町は大変人気がありますし、先程給食費等の質問もありましたけれども、まずは出会い、そして住んでいただく、そういったところがスタートがこのアプリにも可能性、アプリといいますかこういった婚活支援に可能性があると思いますので、そこを先んじて手厚くするそういった視点を持っていただきたいというように思います。

続いて消防関係の質問に移りますけれども、まずは防災無線に関しましては、大変現在の住宅事情が高気密化しておりまして、どうも聞こえづらいというような声が町民の方であったり、現役の消防団の方からも聞こえてきておるところであります。以前質問した際には、防災無線というのは屋外にいる人向けの情報周知ツールだというように答弁いただきましたけれども、その認識は今も変わっていないのかどうか再確認したいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 先の答弁については申し訳ございません。ちょっと私の記憶にはございませんが、ただ行政防災無線、当然屋外でのアナウンスになりますので、もちろん屋外にいらっしゃる方には届きますし、その範囲から屋内にいる人に対しても様々な緊急性のある情報等についてお知らせをするツールだということで認識しております。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはり聞こえづらくて集合ができなかったというような事例が増えておりますので、そこをデジタル、自分から情報をとりに行けば分かりますよというような町長答弁ではありましたけれども、プッシュ型で通知が来るようなシステム・仕組みを作っていくべきではないかなというように思います。

消防関係の話で町長答弁の中に避難所開設等ということで避難所に関する答弁もありましたけれども、避難所に関してもDX化が進んでいるというようなことでありました。町民からは事前に自分の個人情報登録しておいて、地震であったり水害であったり何かあった際は町が運用するシステムに登録をした情報を流して、ここの避難所にいますよだったり、あとはこういった物資が足りませんという要望を即座にできるようなシステムというのが今あるそうですけれども、やはり本町の場合は水害と地震。これが多く被害、避難所に関して運営する際に重要になってくるかと思っておりますけれども、そういった避難所DXに関しての考え方、もしあればお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 今ご質問にありました避難所に関するDX、ただ防災に関しては避難所だけではなくて様々な災害発生時、それから避難、それから避難した後の避難所の運営等について、国も民間も連携しながら新たなシステムの構築に今現在取り組んでいるということでお聞きしております。本町の場合、なかなか単独の自治体として取り組むには余りにも情報といいますか、いわゆる地図情報に様々な情報を重ねて、それぞれ避難された方が自らどういった情報が欲しいのかというのを瞬時にとれるシステムといいますか、そういうものは今後そういったシステムが開発されれば、本町もいずれそういったものを活用して取り組みを行っていきたいとは考えております。

ただ、現段階ではまだそういった情報については国が先行して今民間と連携しており、追って数年後にはそのデータ等を自治体が活用できるということで国が示しておりますので、では、そういった自治体が国から知り得た情報、得られた情報を住民の方にとどのように周知・活用していただけるのかというのは今後検討していかなければならないというように考えているところであります。

- 議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。
- 4 番（佐久間千佳議員） まずはデジタルの力を全面的に活用して、地域の個性と豊かさというものを生かしつつ、都市部と同等以上の生産性・利便性を兼ね備えたデジタル田園都市国家構想の実現を目指す。デジタル庁ではそう表明しておりますので、本町も個性を生かし、人に優しいデジタル化をしつつ、都市部に劣らない生産性・利便性を目指していただきたいということを申し上げて質問を終わります。
- 議 長（志田徳久議員） 以上で4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。
 暫時休憩します。 (午前11時50分)
- 議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午後1時00分)
 次に、7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。
- 7 番（鈴木重行議員）

1. 地域農業の持続について	1. 1月に行われた「みかわの農業のあり方」意見交換会において若手農家から出された意見と、町の対応について伺う。
	2. 町内における町外の方が所有する農地面積と、耕作する面積の推移について伺う。
	3. 地域ごとに策定された「人・農地プラン」の現状と課題について伺う。
2. 県立中高一貫校（致道館中学校）開校について	1. 令和6年、鶴岡市に山形県立致道館中学校が開校されるが、本町の教育環境への影響について所見を伺う。
	2. 来春から選抜試験が行われるが、小学校における進路指導及び選抜試験対策の取り組みについて所見を伺う。
3. 読書活動の充実について	1. 成長期における読書活動の効果について所見を伺う。
	2. 現在行われているブックスタート事業について内容と効果について伺う。
	3. 子どもの成長に合わせ、3歳児に絵本を贈る「セカンドブック」事業に取り組む自治体が増えていると聞かすが、本町の考えを伺う。
	4. 公民館図書室の絵本を子育て支援センターに移設し、テオ

トルで貸出業務を行うべきと考えるが所見を伺う。

5. 中学生・高校生から公民館図書室の閲覧スペース・勉強スペースの拡張を望む声があるが所見を伺う。

6. 公民館図書室の利用状況と、インターネットの普及やデジタル化が進むなかで、今後の図書室の役割について考えを伺う。

令和5年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問をします。

地域農業の持続について。

1月に行われた「みかわの農業のあり方」意見交換会において若手農家から出された意見と、町の対応について伺います。

町内における町外の方が所有する農地面積と、耕作する面積の推移について伺います。

地域ごとに策定された「人・農地プラン」の現状と課題について伺います。

県立中高一貫校（致道館中学校）開校について。

令和6年、鶴岡市に山形県立致道館中学校が開校されますが、本町の教育環境への影響について所見を伺います。

来春から選抜試験が行われますが、小学校における進路指導及び選抜試験対策の取り組みについて所見を伺います。

読書活動の充実について。

成長期における読書活動の効果について所見を伺います。

現在行われているブックスタート事業について内容と効果について伺います。

子どもの成長に合わせ、3歳児に絵本を贈る「セカンドブック」事業に取り組む自治体が増えていると聞きますが、本町の考えを伺います。

公民館図書室の絵本を子育て支援センターに移設し、テオトルで貸出業務を行うべきと考えますが所見を伺います。

中学生・高校生から公民館図書室の閲覧スペース・勉強スペースの拡張を望む声がありますが所見を伺います。

公民館図書室の利用状況と、インターネットの普及やデジタル化が進む中で、今後の図書室の役割について考えを伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の県立中高一貫校の開校及び質問事項3の読書活動の充実につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の地域農業の持続について、1点目の意見交換会での意見と町の対応に関する

ご質問であります。令和5年1月20日にテオトルで実施いたしました「みかわの農業のあり方」意見交換会においては、農業者23名、県普及課職員、JA職員等9名の合計32名が参加し、「儲かる農業」や「経営改善」、「労働力確保」等についてのテーマで意見交換を行ったところであります。

この場でも出されました意見としては、通販やスーパー等との直接取引の支援、アンテナショップの開設、冬期間の農業所得の確保、女性の新規就農者支援、人材確保支援、補助要件の緩和、小規模農業者でも活用しやすい補助金制度の創設、圃場の拡大支援、といったものであります。

町といたしましては、現在、新農業所得構造改革推進事業や地域農業担い手育成推進事業等により、効率的で安定した強い経営体の育成を目指しているところであります。若手農業者から出されたご意見やご要望に対しましては、実施可能なものから、既存の補助金や支援策の充実により、取り組みの強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の町外の方が保有する農地面積と耕作面積の推移に関するご質問ですが、まず、町内における町外の方が所有する農地面積は、最新のデータの把握にとどまっているところであり、令和4年12月時点で186haとなっております。

また、耕作面積について、農業者の水田の作付け等営農計画書は、耕作者が居住するそれぞれの市町への提出となることから、町外の方の耕作面積は把握ができない状況にあります。また、畑地については、農業者からの資料提出を求めていることから、水田の耕作面積と同様であります。

次に、3点目の「人・農地プラン」の現状と課題に関するご質問ですが、本町における人・農地プランの地区数は15地区となっており、全地区においてプランが作成され、毎年度見直しを実施しております。

人・農地プランは、農業者や集落・地域において、将来の農業のあり方を話し合い、「人と農地の問題」を解決していくことを目的に策定されているものであり、このプランの効果を高めるため、将来の農業についてのアンケート調査を行うとともに、農地の地図情報を農業者に提供しながらプランの見直しを進めているところであります。

このような人・農地プランの見直しを通し、農業者がそれぞれの立場で話し合いを重ね、問題意識と課題を共有することが大切であると考えており、町といたしましても、今後とも、より実現性のある将来方針の作成のため、農業者の積極的な取り組みを支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の中高一貫校の開校について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

令和6年に開校いたします県立の庄内中高一貫校につきましては、校名も「致道館中学校・高等学校」に決まり、現在、開校に合わせた準備検討が進められる中、同時に説明会が

開催されているところであります。

一貫校での教育につきましては、「自主自立」「新しい価値の創造」「社会的使命の遂行」を基本理念とし、6年間に渡る一貫した教育方針に従い、計画的・継続的な教育を実施することにより、その特色を生かした教育課程が示されております。

本町の子どもたちの中からも、中高一貫校への入学を希望するケースが出てくるものと思われませんが、一貫校の開校によって本町の教育環境や学習のあり方が大きく変わるというのではなく、特別な進路指導や、入試に特化した授業体系については、現時点においては考えていないところであります。

また、県内には先行して開校しております東根市の「東桜学館中学校・高等学校」の事例もあり、少子化の進行状況や、周辺中学校への影響を考慮しながら、入学定員の設定も行っており、本町中学校の経営に及ぼすような影響は、ないものと考えているところであります。

質問事項3の読書活動の充実について、1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

読書活動の効果については、幼少期から本と親しむことにより、言語を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなどの効果があると言われております。本町では、「子ども読書活動推進計画」を策定し、町内の子どもたちが、あらゆる機会と場所において、自主的に読書に親しみ、望ましい読書習慣を身に着けることができるよう取り組んできたところであります。その中の一つの事業として、「ブックスタート事業」を開催しておりますが、この事業は、保護者に読み聞かせの大切さを実感していただくとともに、乳児が絵本に興味と関心を持つことを狙いとした有意義な事業であると認識しております。また、このブックスタート事業のフォローアップである「セカンドブック事業」につきましては、その効果などについて検証してまいります。

次に、4点目から6点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

まず、公民館図書室に関するご質問であります。現在、図書室には1万7,000冊あまりの蔵書があり、年間の貸出冊数は令和3年度で8,400冊程度となっております。絵本を含めた図書の貸し出しについては、公民館図書室で一括して行っているところでありますが、ご質問のように、絵本の貸出業務をテオトルに移した場合、書籍を展示するスペースの問題とともに、貸し出しと返本の窓口が二重になることから、効率性や管理上の問題を考えた場合、現時点においては困難な状況であると認識しております。また、公民館図書室の閲覧スペースの拡張、デジタル化に対応した図書室のあり方については、現在の利用状況や実態をもとに、費用対効果等も検証しながら、対応の必要性について検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） それでは順を追って再質問させていただきたいと思っております。

初めに地域農業の持続についてお伺いします。農業を取り巻く状況は、コロナ禍による需

要の落ち込みによる米価の下落に加え、原油高騰での燃油や石油を原料とする生産資材などの相次ぐ値上げ、肥料や飼料の価格高騰が続き、生産現場は大変厳しい状況となっております。来年度からは、電気料の値上げによる水利費の値上げ等も予定されており、生産コストは増える一方で、生産物への価格転嫁が進まず、農業は苦境に立たされております。

このような状況の中、本年1月、先程もありましたが、テオトルにおきまして、若い農業者を中心とした三川の農業のあり方意見交換会が行われました。私も末席にて参加させていただきまして、若手農家の意見を拝聴させていただきました。どの参加者も将来的なプランや経営方針を持って農業に取り組んでおり、大変感心したところであります。

しかし、詳しく話を伺いますと、様々な課題や不安を抱えており、規模拡大や所得向上には歯止めがかかっているということでありました。また、担い手不足も実感いたしました。当日参加した若手の農家は23名ということで、通常経営所得安定対策やつや姫の栽培講習会にはテオトルを満杯にするほどの農業者がいる中で、若い農業者をだけを集めてしまうとこれだけしかいないのかと実感した次第でありますし、これだけ少ない農業者で現在の農地をいかに維持していくのか。高齢化が進む本町の農業にとって喫緊の課題だと感じました。データ的に見ましても、町内の農家は約500人。そのうち50歳未満は50人、約1割といった人数で、どのように地域農業を維持していくのか検討を始めるべきと考えます。

こういった問題を解決すべく、計画的に進めるのが人・農地プランということになっておるかと思えます。これまでの計画は実態にそぐわないとのことから、数年前から実質化が行われております。毎年度見直しを行っているというようなことではありましたが、中心経営体とされる5年後10年後を見据えた地域内の農業において、中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者といった方々は足りているのか、離農をしたときにそういった中心経営体の人たちが地域の農地を守っていけるんだといった計画であったとは思いますが、出し手と受け手とのバランスについてどのような結果になっておられるか、お伺いしたいと思えます。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問をいただいた点でございますけれども、人・農地プランにつきましてはご質問にありましておりに、実質化に向けた取り組みということで人・農地プランの話し合いだけではなくて、それをいかに受け手と出し手の調整の方に結びつけていくかという形をとるための実質化というものを行っておるところでございます。実質化といたしましては、本町の場合は当初から行っておりますけれども、アンケート調査を行って、その実況を把握して、今後の地域の中心となる中心経営体の農地の集約化に関する将来方針の作成ということで、本町は年代ごとの、農地についての色分けという形でいわゆる見える化という形で実施しておるところでございます。

ただ、ご質問にありましておりに、若年層、若い農業担い手の方について、なかなか新規就農の方が増えないということもありまして、将来的な部分で農地の保全が賄えるのかというご質問でありましたが、実はこの人・農地プランの中でも、まずはある程度の年齢になられている方が、どのくらいまで農業を続けるのかという話、ここの部分について、虚心坦

懐に話をさせていただくというところから必要になってこようかと思えます。

ただ、この場合にやはり話題になるのが、できれば、自分の体が続くまでは農業をしたいんだと、なので例えば5年後だとか10年後という区切りではなくてやれるだけ、あるいは現在使用中の農機具の具合によってということなので、現時点でいつというなかなか目途が立たないというのが現状であるということで、実は人・農地プランの話し合いの中でも、そのようなところが出てきております。

ただ、できれば年齢的な部分も含めて、将来的にはいつぐらいを目途にということ、次の担い手の方に農地の耕作をお願いしたいんだということ、自ら多くの方から計画性を持った形の話し合いをしていただければ、その後のいわゆる農地の集積、集約というものに繋がっていかうかというように考えているところでございます。

その意味で人・農地プランの実質化というものは、本町の場合はある程度形にはなっておりますけれども、それを実際的な農地の貸し借りのところ、これは中間管理機構も含めてという話になりますけれども、様々な機関等の協力を得ながら農地保全、あるいはその農家の支援について実施をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 毎年度アンケート等によって地域の実情を把握した上で計画を見直しているんだといった答弁だったかと思われまます。集落によっては、話し合いを続けながら、毎年現状を把握してそういった計画に反映させるといった集落もあったかと思われまますけれども、いかんせん新型コロナウイルスの影響等もあって、そういった話し合いの場が継続して行われなかったといった集落もあるようでございまして、アンケートにつきましても回収率といったものは100%までいけばよかったですでしょうけれども、なかなか揃わなかったといった集落の声もありました。

日々状況は変わるわけでありまして、やはり1年経つと農業者、高齢化した農業者の状態が変化するわけでありまして、農機具の状態なども左右するようでありました。そのようなことも踏まえてアンケートであれば、100%回収した場合の仮定、仮説等を見ていただきまして、地域の実情といったものを把握いただければと。またそれを地域に返して周知いただけるようなことをしていただければと思います。

もう1点ですが、集落ごとに策定されました人・農地プランの課題と申しますか、考えるのですが、集落ごとに担い手の状況が違うことが反映されていないのではないかと思います。担い手が全くいない集落と担い手が多く、思うように規模拡大ができないといった集落がある中で、組織間での離農や受委託の情報共有といったものはできておられるか。広域的な計画を持って隣の集落の離農情報等も規模拡大を望む人に伝わるような広域的な計画が必要ではないかと思いますけれども、お考えをお伺いいたします。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 人・農地プランの中での集積集約、あるいは出し手受け手の情報の広域的な共有というご質問でございました。ご質問の中にもございましたとおりに、ここ近年、コロナ禍の関係で、生産組合の総会でありますとか、様々ないわゆる集まりとい

うものが実施をできていないということでございます。本来であれば、そういう様々な集まりの中で、お互いの情報の共有といいますか、あるいは腹を割った話し合いというものがなされて、それが積み重なって人・農地プランなり、あるいはそういう様々な情報の共有に繋がるものであれば望ましいというようには考えておりましたが、残念ながらそのような集会自体ができていないというのが1点と、ご指摘のありましたとおりに現時点では15あります各団体のそれぞれの計画の策定にとどまっておる状況で、相互の例えば地区内での情報共有というようなところまでは現在至っておらないという状況でございます。

今後はせめて近隣の集落、あるいは地区の中での農地のやりとり、いわゆる集積というところまで踏み込んだ形の計画が作ればということでは考えておりますが、現在の人・農地プランの作成状況。これは一つの基礎データということで活用できますので、今後、それをどのような形で広げて、あるいはより細かく利用できるかということを検討しながら、担い手の方が耕作のしやすい形、つまりということは担い手として声を上げやすい形というものを構築できるように模索をしていきたいというように考えておるところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 初めて人・農地プランが作成されたのが平成24年ごろだったかと思われまして、10年が経過しまして、中心経営体の状況も変わってきていることと考えます。高齢化に加え、これまで規模拡大で限界を迎えているといった農家も少なくない伺っております。町外からの入作の状況ですけれども、耕作面積はなかなか把握できないというようなことでありましたけれども、町外の方が所有する面積といったものは186haと、水利運営協議会等では耕作者を把握しているわけでありまして、明らかに町外からの入作者は増加している状況を確認されております。

といいますのも、三川町の周辺の農地につきましては大型の基盤整備等を行われるに伴いまして、法人化等が進み、すべての面積をこなすような体制が整いつつあると。そうした中で規模拡大を望む農家にとっては三川町の農地といったものは規模拡大の対象になり得るということでありまして、また人・農地プラン、集落間の情報共有がないために担い手がない地域でありますと、なかなか自分では探せないといったことから、町外の大型法人また町外の農家への委託が進んでいるといった状況を確認できております。やはり町内の農地は、町内の農家に委託するような体制をとる必要があるのではないか。また規模拡大を望んでいる農家に応えるための対策をとっていただければと思うところでもあります。

令和5年度より人・農地プランが地域計画という名称変更か分かりませんが、変更されて進められるようであります。地域計画とはどういったものかまた内容、また本町の取り組み方の計画についてお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 人・農地プランから地域計画への変更内容のご質問でございました。ただ、前段お話がありました本町の農地、耕地については、町内の方からの耕作が望ましいというところは、私もそのように思うところでございますが、本町の農地について町外の方が耕作をする、逆のパターンもございまして、本町の農業者の方がいわゆる集

積ということで耕作のしやすい他市町の農地について耕作を実施するという場合もございます。

その意味では、行政界というのは一つの区切りではございますけれども、農地につきましては行政界を超えて広がっておるといふところもございますので、集約ということで耕作のしやすい形を追い求めた結果としての様々な形があらうかなというようには考えているところでございます。

そして地域計画についてのご質問でございますが、実は先程お話をしました人・農地プラン、本町の場合は実質化ということで、かなり実質化は進んでおるといふように考えているところでございますが、この人・農地プランを法定化して、なおかつその地域での話し合いによって目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するというのが地域計画ということになってございます。それを実現するためには、地域内外からの農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるということになっております。まず、1番が荒廃農地等の出現を防ぐというのが当然の目標でございますけれども、担い手といひますか、農地所有者についても農地を耕作する方がいらっしゃることが、その所有者の方にとっても有益なことになるということでございますので、その意味で地域の内外からの受け手を幅広く確保するというこゝも、この地域計画の一つの目標であるということになっております。

将来、その地域の農地を誰が利用して農地をどうやってまとめていくのか、あるいは農地を含めて地域農業をどのように維持発展していくのかということについて、幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合っていくという形になっておるところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 少し広域的な計画になるのかなと思ったところであります。農家の高齢化や担い手不足は深刻であり、これまでは作業受委託や集団作業で維持されてきましたが、限界が近づいてきたと感じております。地域計画の策定等により、現場課題が明確化されるものと考えますし、対策を検討いただき、農業の持つ食料供給や地域経済に果たす役割、環境保全など多面的な機能を守るように、地域農業、土地利用型農業の存続のための施策に取り組んでいただきたいと思ひます。また、若手農業者の声を聞く機会といったものは、大変貴重な有意義なものであります。継続していただきまして、町の農業の維持発展に繋げていただきたいと思ひます。

続きまして、中高一貫校についてお伺ひします。義務教育課程におきまして、近隣への公立中学校の新設とこれまでになかったことでありまして、町の対応をお伺ひしたところであります。現在の小学5年生が第1期目の対象になろうかと思ひますが、その保護者また児童からは今後、高等学校の定員数の減少が計画されていたり、致道館中学校においては中高一貫校の特例を生かした高校の学習内容を一部盛り込んだ先取り学習の実施が計画されているといったことから、中学校からの入学に対する児童、保護者の関心が高まっていると伺っております。

選抜試験が行われるということで、優秀なリーダー的な児童が抜けてしまうことが懸念さ

れるわけでありませけれども、三川中学校には影響がないのかどうか、その考えをお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 中高一貫校の致道館中学校、致道館高等学校が開校するにあたりまして、その開校の影響ということで、本町の三川中学校等にどのような影響があるかというようなことですが、基本的に委員がおっしゃられましたように優秀な子と申しましようか、リーダー的な存在の子どもたちがすべて中高一貫校に行くというような形では考えていないところでありまして、中高一貫校を受験を希望されて行く子どもがいたとしても、新たに三川中学校の方にリーダー的な存在である子どもたちや優秀な子どもたちはそれぞれ存在するというような考え方を持っているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） また新たなリーダーといったものも生まれてくるのかなと思ったところでもあります。近隣に県立の中学校が開校されることによりまして、小学生においても中学校を受験するということが身近なものになり、これまでは地元の中学校に進学するのが当たり前だったものが中学受験という関門ができ、小学校生活にも大きく影響を及ぼすのではないかと考えております。

小学校では、進路指導や選抜試験対策は行わないということでありました。民間の学習塾では、致道館中学への選抜対策として生徒の募集が始まっており、中学進学時の経済的な影響が懸念されるところであります。また、選抜試験が1月初めに行われるといったことから、精神的なフォローも必要なのかなと思いますけれども、小学校における受験生の対応についてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 今回、この県立の中高一貫校、中学校につきましては、新たに中学校の受験というものが発生するというようになります。ただ先程の教育長の答弁にもありましたとおり、受験をするにあたって特別な本町として今までの教育を大きく方針を転換するようなこととか、それに特化したような学習というものは、今のところは考えていないところでございます。

また、この入試に関しまして、様々交通手段のことでもありますとか、先程塾というようなお話もございました。入試に際しては当然合格、不合格という部分も出てまいりますけれども、こちらにつきましてはやはり本人、また保護者の方がしっかりと理解をした上で、この中高一貫校の方を受験するというのが基本的な考えでございます。学校の担任等がケアする場合はあるかというようには思いますが、特段これについて、町としてしっかりと対策を立てるといったような考え方は、現在のところは持ち合わせていないところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 町としてはあまりタッチしないといったような答弁だったのかなと思います。これから始まることでもありますので、来年1月に始まることでもありますので、経過を見ながらの対応といったものをお願いできればと思いますし、すべての児童が自信を

持って小学校課程を卒業しまして、希望を持って中学校に進学できるような対応をとっていただければと思います。

図書事業についてお伺いします。先程教育長の答弁にもありました。幼少期から本に触れ合うということは、非常に教育的にもまた成長に効果的であるといったようなことでありまして、やはり絵本や本を通じて子どもと保護者が心を通わせながら楽しい時間を過ごすことで、健やかに成長するものと考えますし、やはり幼いころからの読書習慣といったものは成人になるまで継続されるということで、幼いころからの読書といったものの重要性は私も感じるところであります。

ブックスタート事業につきましては、赤ちゃんが初めて絵本に出会う、そして保護者と大切な触れ合いをする機会であるということで、非常に大事な事業であると考えております。保護者からも「子どもに読み聞かせをする良いきっかけとなった」、また、「子どもと触れ合う機会が増えた」などの声がありました。絵本の読み聞かせを通じて、親子が絆を深める良い機会となっていると考えますので、今後とも継続していただきたいと思っております。大変素晴らしい取り組みが行われていると考えますけれども、この取り組みが本町の子育て支援とかそういったものに一切紹介されていないのは非常に残念に思うところであります。

子ども読書推進計画があるわけですが、この中にも掲載されておりませんし、三川町子育て支援情報にも掲載されていません。私が探した中では乳幼児健診カレンダーの中に小さく1行だけブックスタート事業というものが載っておりますけれども、やはり絵本の読み聞かせを通じて、親子の絆を深める子育て支援策としまして、町の計画とすべきと考えるところであります。

1点、事業時期について考えをお伺いしたいと思っておりますが、多くの自治体では最初の絵本といたしまして、4ヵ月健診時また7ヵ月健診相談時にブックスタート事業を行っているようでした。本町では1歳6ヵ月健診時に行われているようでありまして、時期的に何か理由があるのかどうか。この時期に行う要因等があれば、お伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ただいまご質問がございましたブックスタート事業につきましては、本町の公民館事業の一環として、また健康福祉課と一緒にタイアップした事業として、読み聞かせもそうですけれども、赤ちゃんとの触れ合いのきっかけづくりといったような観点で、この事業の方は実施をしているところでございます。

ただいまご質問のとおり、1歳6ヵ月健診の際にすべての赤ちゃんを対象にいたしまして子どもの生まれた人数にもよりますが、年間4回から5回にわたってブックスタート事業を開催をしているというのが現在の状況でございます。その中で1歳6ヵ月というこの開催時期、このすべての赤ちゃんが揃う健診時を利用して、これまでは開催をしていたというような経過ではあるんですが、このブックスタート事業の他にも、赤ちゃん訪問の際に絵本をプレゼントいたしておりまして、お母さんとの本当に最初の入り口として、生後2ヵ月の段階で赤ちゃん訪問を行う際にも絵本をプレゼントしているといったような事業も、これは健康

福祉課の方で行っている事業なんです、実施をしているという状況です。

他にも4ヵ月健診の際もお勧め絵本の紹介であったりとか、さらには三川町公民館の図書室、そしてテオトルでの子育て支援センターの中に読み聞かせができるコーナーなどもございまして、そういったものの紹介を併せて行っておりまして、読み聞かせ、絵本の大切さというものを皆さま、ご両親の方々にも一緒にお知らせさせていただいているというのが状況でございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 2ヵ月の訪問時にも絵本をお配りしているというようなことでありました。ますますもったいないのかなと思うわけでありまして、絵本の提供を通じて読み聞かせを行い、親と子どもの絆を深めるといった事業を乳幼児から始めまして、幼稚園、保育園の親子読書等に繋げると、切れ目のない読み聞かせの体制といったものが構築されておるのかなと今確認されたわけではありますけれども、本町の子育て支援策としてこういったことを行っているというのは広くPRしていいのかなと思ったところでありました。

セカンドブック事業についても効果を検証してみるというようなお話でありましたが、やはりその年齢期に適した絵本というものがあるようでありまして、やはり2歳児に配布する絵本といったものでも内容は分からずとも本を開く、ページをめくる喜び、楽しみを感じるような本を配布するべきと考えますし、1歳6ヵ月児についても、その年齢に適した絵本は配布されるものかと思えます。セカンドブック事業、3歳児と申し上げましたのは、読み聞かせの黄金期と言われる時期なんだそうでございます。情緒が急激に発達しまして物語を理解できる年齢に適した本を送る、それを保護者が親の声で読み聞かせるといったことで、非常に効果的であるというようなことでありました。ぜひ前向きに検討をいただいて、さらに読み聞かせを通じた親子支援といったものを構築すべきと考えますが、改めてその考えについて伺いたいと思えます。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ご質問のこのセカンドブック事業の必要性という部分につきましては、様々な自治体の方で実践がされていて、その効果の方も様々あるというようには理解をしておりますが、本町の方では先程申しました赤ちゃん訪問の際の2ヵ月の段階でまず絵本を渡し、子どもがやっともものを見るという状況の中で、お母さんが読み聞かせの大切さといったものを話を聞きながら、まず実践していく。さらに1歳6ヵ月の健診の際には、子どもとしてもその本を選ぶ楽しみというものこの段階においては与えているところございまして、子どもがちょうどその本を読み始めて、物事をだんだんと理解をし始めるその入り口の部分で、さらに目の前に並んだ数多くの絵本の中から、その本を選ぶ楽しみというものを与えながら、1歳6ヵ月健診の際に行っているという状況です。

3歳という段階でのセカンドブック事業。また、自治体ではサードブック事業という小学校の入学前の段階でも行っているというような自治体もあるようなんですが、3歳になりますと保育園の方に入園をする子どもたちが大体9割ぐらいいらっしゃいます。保育園での絵本等の貸し出しなど、自分たちで好きなものを選んだりとか、お母さんとかが迎えに来た際

に、その本を選んで貸し出しというものもできるというような状況になっているというよう
です。絵本をプレゼントすれば、それに越したことはないのかもしれませんが、そういった
貸し出しの中でも現在対応ができていているということ。

さらに何より読み聞かせというものを早い段階、1歳6ヵ月健診もそうですけれども、そ
の段階で読み聞かせの必要性というものをお母さんの方からもご理解をいただき、子ども
と触れ合うきっかけづくりというような意味合いで行っているのが、このブックスタート事業
の一番大きな効果というように捉えておりますので、そういった啓発をしっかりと行いな
がら、今後もこの本等のブックスタート事業もそうですが、こういった事業を展開してまい
りたいというように思っています。

また、周知の方法についてもっとホームページ等でもそうですし、様々な機会を捉えて周
知すべきというようにも思いますが、公民館事業の一環として事業を行っているというこ
ともあり、なかなか全部行き届いていない部分もあるのかもしれませんが、ただ、赤ちゃんの生
まれた世帯には、このブックスタート事業というものはある程度皆さん、ご存知の事業な
のではないかなというように私個人的には思っているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 幼稚園、保育園の貸し出しでもある程度の対応ができてい
ることでありました。やはり自分で所有する本と借りてきた本の価値観の違い、価値の違い
といったものも、ぜひ検証いただければなと思うところであります。今、子どもの活字離れが
問題視されております。子育てにおいても、スマートフォンやタブレットを子どもに預け、
アニメや動画を見せている間に家事を済ませるといった若い忙しい母親が増えていると聞
きます。デジタル化といった時代に逆行するような話ではありますが、特に乳幼児や低学年の
子どもたちに対しては家庭にあっても学校にあっても、読み聞かせの習慣をできるだけ増
やすことが大事だと思います。

一人で読書をすることも大切ですが、家族や教師が声を出して、子どもたちに語りかけて
いくことの意味はとても大きいものであり親の声を通じて喜びや悲しみ、痛みなどを全身で
受けとめる感性が豊かに磨かれていくことと思われまので、こういった親子での読書と
いった機会を増やしていただければなと思うところであります。

次に図書室についてお伺いします。公民館の件に関しましてはテオトルが開設以来、公民
館また農村センターとしての利用方法について、様々な議員からも質問があったようであ
りました。私からは図書室についてお伺いしたいと思っております。先程貸し出し状況とい
うものをお知らせいただきました。成人向けの本また、絵本の貸出数それぞれ分かれば、お伺
いしたいのと現在の図書室の環境について、どのようにお考えかお伺いできればと思
います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 三川町公民館にございます図書室についてでございます
が、現在蔵書の方は1万7,000冊を超える蔵書がございます。その中で、成人向けの本と
絵本などを展示しているわけなんですけれども、令和3年度の貸出冊数については8,500
冊ほどになっています。その中で、絵本の貸し出しが、約半分、4,200冊ほどが絵本の貸
し出しとい

うようになっていまして、令和2年度以前についても、やはり半分程度が絵本の貸し出しが行われているという実態でございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 子ども読書推進計画に貸出状況といったものが載っておりました。成人向けの本に関しましては4,400冊ほどでずっと同数で推移しているのに対しまして絵本に関しましては、令和2年あたりから貸出冊数も減少傾向にあるというような状況が続いておるのを確認しております。

新型コロナウイルスの影響等もあったものかとは思いますが、先程も伺いました今の図書室の環境であります。本来であれば、小さなお子さんから高齢者まで非常に訪れやすい環境といったものが必要になるものかと思えますけれども、現在の三川公民館の状況を見ますと、私も冬訪れたわけでありまして、寒い薄暗い階段を上って行き図書室も冷え切った中、照明を自分でつけ、空調のスイッチを入れるといった状況の中に、幼い子どもを連れて行けるかという声のある母親から伺ったことがあります。図書室の目的としてどういったことを担うものとして整備なされているのか、そういった考えがあれば、少しお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 三川町公民館にあります図書室の環境についてですが、少し2階に上がっていく際に寒々とした感じを受けられるのかもしれませんが、今現在、人が多く出入りしている状態でもないというところも確かにございまして、少し寒々とした感じを受けられるのかもしれませんが、一応冷暖房等も完備をしております、休日とかにはお父さん、お母さん、また子どもさんが来て、よく本と一緒に借りに来るとか、スペースの中で一緒に親子の絵本の読み聞かせのような形で本を見たりしている風景は見られるというように思います。なるべくそこで楽しく賑やかに読めるような環境ということでの配慮はしたいと思っております。

三川町公民館図書室については、図書館ではございません。図書室ということで定められておまして、図書館法に該当するものとまた少し違う部分がございます。ただ、社会教育法上の地域の実態に応じて、公民館のサービスの一環として図書室の方を整備するという位置付けになっております。地域の学習の拠点、それから学習情報の提供をするというような意味合いで、図書館ほどの規模での蔵書等の冊数は確かに揃えていないところがございますが、それを若干補うような補完できるような図書室ということで、本町の場合は設置をしているというように理解しております。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） テオトルでの絵本の貸し出しについてお伺いしたいわけですが、先程は陳列スペースの問題、また、貸出返本の業務が多忙であるといったようなお話でありました。月曜日に図書室に行きますとテオトルから、職員が出向いて返本作業といったものを行っているのを、何回も目にしたことはあります。週末に貸し出し、また返本が多いのが分かるわけでありまして、常時司書が常駐しているわけではないということから、

やはり返本作業といったものは大変なものかなと思ったところでありました。

子育て支援センターにも蔵書として絵本はあるようでありましたけれども、それも陳列スペースの関係上、季節に合ったものしか出していないんだというような説明がありました。本との出会いといったものは、季節性ではなく、いつでもいったものがあるかから探し出して出会う、それが貴重な出会いになるものかなと思うわけでありまして、やはり多くの絵本から選ぶといった行為は重要なものかと思えます。

返本貸出作業につきましては、事務局がありまして、すぐそこのできるのかなと。職員もそこには常駐しているわけでありまして、そういった対応が一番取りやすくなるのかなと思ったところでありまして、先程申し上げましたが、2階にある図書室よりも幼いお子さんであれば、1階の子育て支援センター等にあれば借りやすくなる部分があるかと思えます。また、相乗効果といたしましては、絵本を借りに来た人が子育て支援センターに寄って遊んでいけるわけでありまして、逆に子育て支援センターに来たお子さんが帰りに絵本を借りていく、そうすると返しにまた来るといったこともあろうかと思えますので、利用率の向上を含めまして効果的ではないのかなと思うところでありました。

本来であれば、図書室丸ごとテオトルにと申し上げたいところではあります、とりあえず絵本だけでもテオトル、子育て支援センターに設置しまして、貸し出し業務を行ってはいかがかと思えますけれども、もう一度お考えをお伺いできればと思います。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 図書の貸出返本については、三川町公民館をすべて窓口といたしまして、行っているところでございまして、中には返本をテオトルに持ってこられて、それを職員が持っていったりするというような機会もありますけれども、そこでの貸し出しと返本の作業については、テオトルの方から職員が向かいまして、毎週末、それから毎日のようにそういったものがある場合は現在対応しているというのが実態でございます。子育て支援センターを活用する来館された方々にとっては、テオトルの方に、そういった子育てに関わる絵本とかを常設するというのが非常にありがたいのかなというような考えは持っております。確かに便利になるのではないかなと思います。

ただ、一方で図書室という中で、一般の書籍を借りに来て、子どもと一緒に連れてきて、絵本も一緒に借りるといった方々からすれば、図書室に来てから、さらにまたテオトルの方に向かわなければならないといったようなこともあるのかなというように思います。絵本を借りに来る方々が、すべてテオトルの子育て支援センターに来る方々というようにも限らない状況でもありますので、子育て支援センターにもある一定の絵本の方は展示をしているという状況もございます。そちらの方で、また新たな絵本などの貸し出しもしたいというようなことがあれば、図書室との連携を図りながら、なるべく使われる方々に喜んでいただけるような使用方法について検討していきたいというようには考えております。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） ぜひ子育て支援センターの利用者等の声も聞いていただきまして、検討いただければと思うところでありまして。

もう1点図書室におけます中学生また高校生の学習スペースの確保を望む声があると
いったことでありまして、近年の学校における学習方法等によるものかと思えますけれども、
近年の学生は教え合い、学び合いといったものが普及しているようでありまして、1人で学
習するよりも、多人数での学習が大分広まってきているといったことから、誘い合って図書
室で勉強しないかといった動きがかなりあるようでした。いざ行ってみると、年末
や休日になりますと、高校生や中学生で満杯になって、なかなか勉強する場所がなかったと
いうような事態が発生しているようでありました。

中学生でありますので、自転車で通いますと図書室まで行って満杯で諦めて帰るしかない
ということで、さらに拡張を望む声がありました。また、先程は絵本コーナーの話もあっ
たわけではありますが、絵本を借りに行った小さなお子さんを連れた方は、隣で勉強している
姿を見ると、子どもが騒がしく迷惑をかけるといったことを危惧して、なかなか思い切って
連れていくことができないといったような声もございました。

やはり間仕切りのない絵本コーナーということで、そういった心配事も発生しているのか
なと思ったところであります。ぜひ環境問題を含めまして、また配置問題を考えていただきま
して、子どもから高齢者まですべての方々が快適に使えるような、また行きたくなるような
図書室の整備を望みまして質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で7番 鈴木重行議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午後 2時00分)

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、6番 鈴木淳士議員、登壇願います。6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員）

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 三川町空家等対策計画に
基づく対応策について | 1. 管理不全空き家等及び特定空家等への対応」に関する新た
な法改正内容の適用と、それに伴う具体的な実践方策に関す
る考え方を伺う。

2. 「空き家の利活用」のうち「行政による除却の実施」の「無
償譲渡等により空き家を取得したうえで除却する」場合の条
件や具体的な手順等について伺う。 |
| 2. 桜木地区住環境整備事業
の見通しと開発計画につ
いて | 1. 110区画もの宅地分譲計画に関する具体的な販売戦略等
を伺う。

2. 町の中心部に位置する当該区域には多様な施設や企業を誘
致すべきと思われるので、これまでの経緯と今後の開発計画
に関する考え方を伺う。 |

令和5年第2回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

まず初めに、三川町空家等対策計画に基づく対応策についてであります。「管理不全空き家等及び特定空家等への対応」に関する新たな法改正内容の適用と、それに伴う具体的な実践方策に関する考え方を伺います。

また、「空き家の利活用」のうち「行政による除却の実施」の「無償譲渡等により空き家を取得したうえで除却する」場合の条件や具体的な手順等について伺います。

次に、桜木地区住環境整備事業の見通しと開発計画についてであります。110区画もの宅地分譲計画に関する具体的な販売戦略等を伺います。

そして、町の中心部に位置する当該区域には多様な施設や企業を誘致すべきと思われるので、これまでの経緯と今後の開発計画に関する考え方を伺います。

以上1回目の質問といたします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の空家等対策計画に基づく対応策について、1点目の「管理不全空き家等への対応」に関する、新たな法改正内容の適用に関するご質問であります。本町の空き家等の適正管理については、空家等対策の推進に関する特別措置法、空き家等の適正管理に関する条例及び三川町空家等対策計画に基づき、適正な管理を促すとともに、管理不全空き家等については、調査、指導等の対応を行っているところであります。

ご質問の特別措置法に関しましては、その一部を改正する法律案が本年3月3日に閣議決定されたところであり、今後の国会での成立を受け、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の無償譲渡等により空き家を取得し、除却する場合の条件等に関するご質問であります。無償譲渡等による空き家の利活用については、公平性の観点から慎重に取り組んでいるところであり、その対象については、「寄附受入れ後の維持管理に支障を来たすおそれがないこと。また、その後の利活用が見込めるものであること。」など、規則に掲げる要件を満たすものとしているところであります。

また、除却する場合の手順等については、所有者が寄附を希望し、かつ利活用が見込めるなど規則に掲げる要件を満たす場合において、所有者からの寄附申出後、空き家等対策委員会による検討と空家等対策協議会の協議を行い、町長が寄附受入れを決定し、町が空き家を取得した後に除却することができるものであります。

質問事項2の桜木地区住環境整備事業について、1点目の具体的な販売戦略に関するご質問であります。現在、三川町土地開発公社で取り組んでおります第1工区につきましては、約1.4haの開発面積に37区画の宅地を造成するものであり、2月末に落札業者が決定したところであります。今後は令和6年3月の工事完了を目指し、請負業者の施工計画に基づき造成工事が進められてまいります。町といたしましては、この工事の進捗に併せ、本年6月を目途に町広報紙やホームページ等において宅地分譲に関する情報を提供するとともに、地

元不動産業者やハウスメーカーに協力を求めながら、パンフレットや新聞折り込みチラシ等による周知についても取り組んでまいりたいと考えております。

また、分譲申し込みの受付については、令和6年1月の開始を予定しているところですが、その時期については分譲に関する問い合わせ状況等を勘案しながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の今後の開発計画に関するご質問ですが、当該区域につきましては、子育て交流施設の建設と併せて、定住人口の増加を目的に整備を進めている住宅地開発であり、三川町国土利用計画における土地利用構想図においても住宅用地として計画しているところであり、今後予定しております70区画の第2工区も含め、定住人口増加策の観点から企業誘致は好ましくないものと捉えており、一般住宅や店舗併用住宅以外の用途につきましては、みかわ産業団地の拡張部分及び西部商業地区域への誘致を進めてまいりたいと考えているところであり、

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは2回目以降の質問をさせていただきますが、今回一般質問をさせていただきます二つの項目につきましては、先の12月議会においても一般質問をさせていただいた内容と重複する部分があるわけですが、それぞれの行政運営を基本とする論点から、また細かい実務的な部分を含めて再質問という形にさせていただきたいと思っておりますし、阿部町長におかれましてはまた4年間という阿部町制のスタートということでありまして、これまで以上に町民各位から要望や疑問等が多く寄せられていることから、真摯なるご答弁とご対応をお願いするところでございます。

それでは、まず1点目の管理不全空き家及び特定空き家に関する新たな法律改正、この内容につきましては、まだマスコミレベルの報道等しか私どものところには届いていないところではあります、これまでもいわゆる特定空き家、どうしようもない空き家については、周辺の環境整備も含めて行政が代執行を行うべしというところではございましたが、今回の改正方針では、新たにその特定空き家まで至らない老朽危険空き家レベルのものであっても、行政代執行によつての除去を進めるべしという理解をしているところであり、

これについては、空き家、空き地の利活用によつての移住者の受け皿を拡充するという、これは二つ目の桜木地区の住環境整備事業とリンクするような話ではありますけれども、そういった観点から法改正が進んでいるというように理解しておりますが、当局の方にはある程度の情報が入っているかと思っておりますので、一応確認の説明をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案でございます。この法律案につきまして去る3月3日、閣議決定をされたということで、県等の方からその情報が入っているところでございます。その法律案の概要でありますけれども、まず大きく2点、所有者の責務の強化、国・自治体の政策に協力する努力義務を追加ということが挙げられております。

また、空き家等の活用拡大ということで項目が挙がっておりまして、空家等活用促進区域の設定、それから空家等管理活用支援法人の指定、こちらの方が謳われたところでありまして。さらに市町村でできる部分ということでございまして、空き家等の管理の確保ということで、放置すれば特定空き家等になる恐れがある空き家を管理不全空き家として指導勧告できること。これが追加されたところでございます。また、勧告を受けた管理不全空き家等につきましては、固定資産税の住宅用地特例を解除する、こちらの方も謳われているということでございました。また、特定空き家等の除却について市町村長への報告義務ですとか、様々な細かな内容も附帯されているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。まずは特定空き家から市町村が介入すべき空き家、管理不全空き家といったレベルでも様々と指導、勧告、そして最終的には除却というレベルまで拡大されたというような理解の中で、今現在町内から寄せられております空き家、非常に私のレベルですと、特定空き家の認定ができるような空き家というように感じているんですが、敢えて具体的な話は触れませんが、当局でも把握していますとおり、東郷地区に1軒、それから横山地区にも1軒あります。

特に東郷地区の空き家につきましては、屋根の一部が損壊陥没した状態というようなことで、周りは雑草が繁茂している抵当権が設定されているという関係もありますが、親族等による積極的な管理姿勢が見受けられないということで、町内会の中に存在することから、近隣には強風の場合は端材が飛散するというようなこと、雑草が繁茂しているということから、害虫等の発生、鳥害虫被害が出ているというようなことで、こういった内容からしますと、特定空き家に該当するのではなかろうかというように考えられます。

同様の物件が横山地区にもあってかなりの大木が繁茂しておいて、近隣の町内会の方々にも迷惑をかけているというような動きがありますけれども、これらについては地元町内会で自分たちも労力提供を惜しまないということで、何とか行政から代執行を求める声が上がっておるところなんです。こういった具体的な物件はもうすでに昨年からですか、現況調査も行っているというところで状況を把握しておると思いますので、町当局での今後の対応策について伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 町内の空き家の状況でございます。令和4年度におきまして、町の方で空き家の実態調査の業務委託を出してございます。その中で町内の空き家の実態を調べておりまして、240軒ほどの空き家があるということで、改めて確認をしているところでございます。この中で各々A、B、C、Dということでランク付けされておりまして、そのうち老朽度の進んでいるものにつきましてもかなり相当数あるということで把握はしているところでございます。

空き家の対応につきましては、あくまでも所有者自らが管理をするというのが大前提になっているということもございまして、町の方といたしましては、空き家の所有者に対しましてアンケート調査等を送付して、その管理についての考え方を問うとともに、年数回通知

を送る等で、その管理について周知を図っているところでございます。

また議員おっしゃられました町内にある老朽化した空き家についてでございますけれども、やはり町内会等の方から空き家についてのお話は聞こえてくることがございます。その内容につきましては、個別の案件ごとにその所有者とのコンタクトを図る、それから連絡が町内会の方で活用する、管理をするような考え方があるというような声で、様々情報等は上がってきてはおるところではありますけれども、具体的な内容につきましては、個別の案件ごとに進めていくということで、その内容説明については控えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 一応は、各町内会から対応の要望が出ているということでありまして、それについては細かい対応を求めるといふことにしなければならないわけですが、もうすでにこういう状態に陥って相当の年数が経っているという部分ではタイムスケジュール的な部分で、どこの年度まで、あと何年度でしかるべき対応を行うのかというようなことについての具体的なスケジュール的なものはないのでしょうか。

また、もしなかったとすれば、これからそういった行政代執行に至るまでの期間というような部分では、どのようにスケジュールをお考えなのか、一応念のためご答弁をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 特定空き家等の代執行までのタイムスケジュール的な考え方ということでございました。この代執行にあたりましては、空き家の解決の最終的な手段ということで考えておるところでございます。役場が自ら行う代執行に至るまで、特定空き家等につきましては、助言、指導、勧告、命令、各々の段階を踏まないといけないということと考えておるところでございます。

また、空き家等につきましては、やはり所有者の権利というものもございます。また、この所有者以外にも様々な抵当権を付されている案件であったり、様々な権利が生じている場合がございます。そういうものもございます。その取り扱いについては十分説明、それから丁寧な対応をする必要があるということで、一概に期限を切って対応するという事は難しいかと思っておるところでございます。まず、可及的速やかにできる限り進めていきたいということ考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 先程質問の中でも敢えて触れておいたんですが、これらの物件に関しては抵当権が設定されている。行政としての抵当権というものが前面に出ますと手が出せないというのが、これまでの慣例的な認識だったわけですが、こと空き家対策に関しての国で示している特定空き家等に対する措置のガイドライン、この中では客観的に判断される特定空き家となった場合は、強引に市町村が命令等を行うにあたって関係する権利者、いわゆる抵当権者、非抵当権者との調整の必要はなく、これは基本的に当該抵当権者等の特定空き家等所有者等による解決に委ねられる。

つまりは抵当権が設定なっていようがどういった権利が設定になっけていても、あくまでも国の法律からすれば、環境整備が優先だと。しかるべき特定空き家等については早急に除去、除却する。これは認められているということからすれば、今までのある意味ストッパーになっけていた抵当権というものを意識せずにとんどん進められる。そうすると、助言主導の期間を何ヵ月以上待ちなさいとかというような規定はないわけでは、これらの手続を進めて相手は何ら返答がないというようなことになるれば、もう短期間で進められるものというように思っていますので、ぜひ早急な対応を求めたいと思います。

次に、今度は空き家の寄附の受け入れについての質問であります。今の国の改正が前向きになった、それ以上に三川町は早々と寄附受け入れを条例化しているという意味では、国以上に前向きな対応という評価もできるかと思いますが、まず初めに総務課長から財産管理というような観点で一応確認いたしますけれども、空き家等の適正管理に関する条例第7条に規定されております空き家の寄附受け入れ、これについては町として寄附受け入れを決定するという場合は、一般寄附なのか、あるいは地方自治法第96条に規定されている負担付寄附という区分になるのかこの条例上の町としての判断は、どちらなのか確認したいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問にありましたいわゆる負担付きの寄附云々というところでの内容だとすれば、あくまで土地を含んで空き家を寄附するということでもありますので、この場合はいわゆる負担付きのない無償譲渡ということで判断するところでもあります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） つまりは一般寄附ということでの考え方で、この条例が設定になっているということであるとすれば、この条例等の設定の際に強く動かされたという立場から、また過去の経過もご存知の副町長から確認したいと思いますけれども、町でこの条例第7条で寄附を受けることができる規定になっておりまして、関連する条例施行規則の中に第10条になりますけれども、この中で別表第1に掲げる条件をクリアしている場合は、寄附を受けることができるということになっておりますが、この第1表に書かれております内容をクリアしていれば、町としては積極的な対応として寄附受け入れを行うべしという観点か考え方を副町長からお伺いをしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 寄附受け入れに対する町としての考え方、姿勢に関するご質問ですが、町としての考え方は議員質問にありましてとおり、できる限り積極的に対応し、三川町内の環境の保全、それから住民の生活環境を良くする、そういった立場でこの事業に取り組んでいく、そういう姿勢であります。

ただ、町として新たに財産を抱えるということになることから、その判断については慎重を期すべきということで、条例において、それから施行規則において寄附を受けるために必要な条件を付したところでもあります。そこには様々細かなものがありますが、一番ネックになるのが寄附を受け入れた後に町としての利活用が可能なもの、望めるものということを設定

けておりまして、寄附を受ける場合の公平性、それから取得後の利活用の計画の確実性、それをできる限り確実なものにすべく対応しているところであります。

冒頭申し上げましたとおり、この寄附の受け入れによる町の計画に沿った利活用を進め、良好な環境を保全していく。これについては、議員と同じ考え方であります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。そこで、今度条例規則、これをベースにして、具体的な運用をまとめております三川町空き家等対策計画、この内容の解釈、適用についての確認なんです、25ページに行政による除却の実施という項目がありまして、所有者自らが除却することが困難な、経済的な事情とか様々あると思いますけれども、管理不全空き家等、特定空き家まで至らない先程国の方針が改正されたという管理不全空き家等のレベルにおいても、所有者からの無償譲渡により空き家を取得した上で除去を行い、跡地の活用を図りますという文言で表現になっております。

この観点からすると、まずは先程確認しております、条例規則に定めております、私もひっかかっていたところなんです、利活用が見込めるものということでありまして、この見込めるかどうかということ判断するのは町当局の判断であって、この計画に書いてあるとおり、一旦は空き家を取得した上で、その後除却等を行うという手順になるという認識であります。そういった面で、逆に見込めない場合は、一体どういう場合なんだろうかと、ところが疑問に感じるんですが、時間の関係もあるので結論的なことを申し上げますと、過去にこの無償譲渡、寄附受け入れの事例があったわけですが、それについては条例規則の観点からすると見込めるか、見込めないかというような部分を判断した上で町当局が動いていたと思いますけれども、最終的には見込めなかったという理由から、寄附の受け入れを取り消したという、寄附を受け入れるという結論を出す前の段階でしたので、寄附受け入れを見送ったという表現が適切かもしれませんが、そこに至った経緯につきまして、再確認の意味で説明をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 先程令和3年度におきまして、この寄附を受け入れして、その土地について宅地、それから道路等の整備をして人口増に繋げたいということで、6月に補正予算を計上させていただいたところでございます。その際に町の方では国の補助それから県住宅供給公社の協力を得ながら対応したいということで計画をしておったところでございますが、予算審議の際において、その取り扱いについて皆さまのご意見等をお伺いしたところでございます。

その際に様々当初予算、やはり事業の内容等について皆さまの方から理解をいただけなかったということもございまして、町の方でもその後の活用を見込めないということでの判断に至りまして、寄附を受け入れして造成をするということにつきましては取り扱わないこととしたところでございます。その後、その土地の所有者につきましては、寄附は受け入れしないということでお話はしておったところでありまして、特定空き家ということで、その管理につきましては説明、指導、助言をしておるところでございます、その土地に立

ち入らないようにロープ等で囲うなり、草刈りをするなり、あと飛散したものがいないのか定期的に見回りをしていただくなり、その管理の方につきましては協力をいただいているところでございまして、現在、その状況を見守っているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 答弁ありがとうございました。先程副町長からの説明もありましたけれども、寄附受け入れについては町としては積極的な姿勢で向かっていく考え方だと。ただ、その条件としての利活用が見込めるもの、有効活用が可能であろうというように判断できるものということだったんですが、今質問させていただいた事例については答弁があったとおり、国の補助、それから県住宅供給公社の事業に関する予算が否決なったから見込めないということだったわけですが、これは見込めないという判断をした責任者は町当局ですよ。つまり、この計画書には確かに国の空き家、空き地等再生等推進事業の補助金、それから県住宅供給公社の町の再生支援事業の利活用について検討しますという表現なんです。

これが必須要件ではないんですよ。必須要件ではない補正予算が可決ならなかったというだけで利活用が見込めるものではないという判断をされた、その考え方をもう一度伺いたいと思います。つまりはあの土地が逆に言えば、この補正予算、補助金がないことによって利活用ができないものという判断をした根拠等があれば、それも含めて説明をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 昨年度の案件でございます。こちらの方につきましては、議員おっしゃられたとおり国の補助、それから県住宅供給公社の協力を得て対応ということで考えておったところでございます。この国の補助それから県の補助につきましては、やはりその要求それから対応については時期的なものがございまして、いつでも手を挙げるといことがかなわない事業となっているところでございます。また、昨年度の予算審議の中でもその案件の内容につきましては、皆さまの方から内容等お話をいただきまして、最終的に町の方で活用しない、利活用ができないということで判断し、寄附を受けないということで対応したものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 説明の中の補正予算関係の事業内容について、具体的に私の方から補足させていただいたわけですが、町として検討する責任にあります利活用が見込めるかどうかという部分については、選択肢がこの二つに限定になったわけではなくて、空家対策総合支援事業という国の補助事業がきちんとあるわけで、ここは宅地造成までいなくても除却した後、更地にしておくというだけでも場合によっては3/5の補助金が下りてくるというようなメニューもあるわけです。こういった他の補助事業等の検討をなされなかったということについては、いかがだったのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 昨年度こちらの寄附を受けて宅地の造成等を行いたいということで、ご提案をさせていただいたところでございますけれども、それ以前に寄附をし

たいという相談があった段階、特定空き家等が見込めるであろう土地について寄附をしたいという話があった段階で担当、それから町の方でその使い方について検討をしてきたところでございます。その際に町内会での活用ができないものか。町で活用できないものか、様々なことを考慮した結果、最終的にこれであれば活用ができる、町の方の財政的にも有利であろうということで、昨年度提案させていただきましたけれども、事業の遂行がかなわなかったというところでございました。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは敢えて町長から考え方をお伺いしますが、今、また状況が変わって道路向かい、役場の裏、桜木地区住環境整備、これから質問させていただきますが、この整備事業が始まるということからしますと、あくまでもその地元の町内会の管理運営にこだわることなく、町として何らかの利用価値が見いだせるのではなかろうかというように感じるところでありまして、先程来副町長それから所管課長からご答弁をいただいているとおおり、三川町の空き家対策については、行政として積極的な姿勢で向かうんだということもお聞きできましたし、国の法律改正等もあったということからすると、また改めて今後の空き家対策について懸案の寄附申し入れの事例もあったわけですが、まだ町に対して寄附をお願いしたいという空き家の物件が出てくる可能性が非常に高いわけです。自前で解体処理する資力がないということからすると、行政の支援を受けて代執行までいくというケースも考えられるわけですが、そういった部分での今後の町として、町長としての所見をお伺いできればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町における空き家対策においては、鈴木淳士議員からも今までも空き家の除却あるいは更地というような対応ということで、様々なご意見をいただいてきた経緯があるわけでありまして。そういう状況においては、町としてはしっかりとその空き家をどういう形で有効利活用できるかということ、このことが最終的な目的であり、その手段として空き家の寄附受け入れというような対応をとるというようなことで、規則を定めてきたわけでありまして。そうしないと、全国的にもこの特定危険空き家、管理不全空き家がどんどん増加するということに何とか歯止めをかけなければならないというようなことから、現在、国でも特別措置法の一部改正が行われるというようなことでもあります。

こうした中において、本町の現状からいたしますと、先程も報告がございましたように、各町内会にかなりの空き家が存在するというような状況であります。しかしながら、本町のこの町全体の空き家の状況からいたしますと、例えば民間がその空き家を取得して、新たな住宅地として販売をされている、そういう住宅もあるわけでありまして。このように、空き家の解消ということからすると、最終的にはこの民間の力も借りなければならない。あるいは県住宅供給公社等における様々なこの事業についても、協力をお願いしながら進めることが可能になってきたというような状況でもあります。

このような状況からいたしますと、やはり本町においては、まだその空き家の立地的な状況等も十分検討しながら、今後の空き家の対策というものを進めなければならないというよ

うに思っております。そして何よりも本町においても、まさに所有者の申し出によって、その空き家を寄附あるいは解体、除却をした場合において、どういう利用が可能なのかということも所有者との相談をもとに、本町としてどういう手法で解体、あるいは寄附受け入れをするかというようなことで、空き家等の対策委員会、また対策協議会においてしっかりとした、そこにおいて意見をいただきながら事業を進めるということが一番望ましいのではないかと、このように思っているところでもあります。

そのようなことでケースバイケースということになろうかもしれませんが、本町にある空き家については、十分状況等を把握しながら可能な限り有効活用に向けてというようなことが、行政としての任務ではないかなというように感じているところでもあります。

○議 長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。ぜひこれまで以上に前向きな姿勢で、空き家対策に向かっていたいただければと思います。微力ながら私も昨晚、県の住宅建築課主催のセミナーをインターネットで見て様々と考えさせられたところです。米沢市はエリアプランナーという制度で、空き家、空き地をいかに有効活用するか。空き家はこれまでですと負の財産という捉え方だったわけですが、魅力ある空き地、空き家は自由に使える空白地帯だという前向きな考え方もあるようでしたので、ぜひそういった観点からも含めて前向きに空き家対策を進めていただければと思います。

次に、桜木地区住環境整備事業の見通し、開発計画についてであります。先程今後、不動産業者関係に様々アプローチして販売戦略を見込むということであったわけですが、実は私の知り合いの不動産関係業者、そんなに多くはないんですが、二人ほどから話を聞いたんですけれども、なかなか鶴岡市、酒田市も次から次へと空き家、空き地が出てきている。現に、鶴岡市内ですともう空き家、空き地を解体して区画整理した形でアパートそれから大規模なマンションといったものが林立しているというような状況からすると、三川町で110区画かというような、なかなか厳しいのではないかなというような声がストレートな感想として寄せられておりました。

そういった中で前々からこの桜木地区の開発については、町の中心地に位置するということもあって、何とかしなければならぬということについては、私も同様の問題意識を持っている中で、そこで一つの方策として、これは少し古い話になるのかもしれませんが、まだ町のホームページに桜木地区住環境整備事業についてという説明のホームページが載っているわけですが、2018年12月28日の更新日だったんですが、そもそも桜木地区住環境整備事業を開発するにあたっては、先程来同僚議員からの質問にもあったとおり、町長の施政方針、令和5年度施政方針にも明記されておりますが、就任以来一貫して教育、子育て環境の充実という旗頭を掲げて、これまでのまちづくりを進めてきた。当然、桜木地区についても子育て世代に優しい住宅団地の整備を推進していくというホームページでの謳い文句で、桜木地区の整備が今後進んでいくんだろうと思いますが、そういった中で非常に残念な話なんですけれども、学童保育、もっと大きく言えば、放課後児童対策について今喫緊の課題として何とか対策を考えてもらえないかなという声が私ども議会にも届けられているところ

でありまして、そういった観点でこの桜木地区住環境整備事業、企画調整課として町全体の開発を考える中においての三川町の放課後児童対策についてこれからどうあるべきかということで、広い視点での所見等をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありました桜木地区住環境整備事業につきましては、町長答弁にもありましたように、定住人口の増加策の一つということで取り組んでいるところであります。この開発にあたりましては全体計画のうちの第1工区ということで今年度取り組んでいるところであり、こちらは約1.4haのうち37区画であります。この区画のうち50坪クラスの区画、60坪クラスの区画、70坪クラスの区画ということで、購入者がその生活環境に合わせ選べるような区画を整備しているところであります。

やはり町としては若い世代の移住といいますか購入をしていただき、住んでいただきたいということから、このような区画を割り振っているわけではありますが、そうした中で今ご質問がありましたように子どもが生まれれば、その対応を町の方としてどうするかということは当然起きてくるわけであります。

今ご質問がありました学童保育ですとか、放課後児童対策というような具体的な事業名が出されたわけですが、これ以外にも保育園、幼稚園、果ては小学校のクラスまで影響してくる大きな課題であるというように捉えております。企画調整課がこの事業に取り組んでいるわけではありますが、企画調整課のみならず、全庁的なものでありますので、関係する所管課とこの分譲後の人口動態、子どもの数等を想定しながら、適切な対応をしていかなければならないというように感じておりますので、必要に応じて所管課との打ち合わせを行っていきたいというように考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） その中で、子育て支援全般に関しての対策という部分では、先の議会でも私ご提案を申し上げたんですが、老朽化した押切町営住宅もあるわけですので、その代替策として桜木地区の中に子育て世帯向けのアパート、高齢者向けのアパートといった町営住宅等の建設も効果があるのではなかろうかというような提案をさせていただいたので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。その一方で、一般住宅だけではなく、ちょうど町の中心地に位置する桜木地区というようなことからすると、工場系の企業はそぐわないわけですが、事務系の企業を誘致する。その中でも、放課後児童対策というようなことになれば、いわゆる学習塾カルチャースクールといったところを誘致するというのも、一つの方法ではなかろうかというように考えられますが、こういった考え方についてはいかがなものでしょうか。開発計画にはそぐわないというように判断なされますか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 先程も申し上げましたが、この桜木地区の住環境整備につきましては、定住人口の増加ということが大きな目的でありますので、事務所系の建物という部分につきましては、定住人口の増加に繋がらないという観点からふさわしくないという

ような表現をしたわけなのでありますが、そういった部分があれば確かに三川町の移住定住の魅力の一つにはなるかと思えます。

そういった部分につきましては、この桜木地区にこだわらず、町内の別の場所でも十分対応可能なのかなというようには感じますし、町内にそういった空いている土地といいますか開発可能な土地も見受けられると思いますので、そちらの方で民間の方が積極的に開発を進めていただければというように期待しているところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） もう時間も限られてきましたので、町長から所見をお伺いできればと思うんですが、今の説明、答弁にもありましたとおり、桜木地区については定住人口の増加を目的として、一般住宅の分譲を何とか進めたいということだったわけですが、先程紹介いたしました放課後児童対策について、非常に喫緊の課題であるということについては先程説明したとおり、私ども議員の中にもその相談が寄せられているという状況にあります。これが場合によっては、これからの桜木地区の販売戦略に大きな悪影響を及ぼすのではなからうかということさえ危惧されるというところでありまして、これまで町長が掲げてきた子育て環境の充実、子育て支援の町ということで頑張ってきたわけですが、一つ間違えると先程も同僚議員から質問があったとおり、ネット社会の中に置かれておりますので、下手な情報が氾濫すると、非常に今後の桜木地区の住環境整備に大きな悪影響を及ぼすのではなからうかということをお危惧しているところでございます。

そういったことも含めて言うならば、放課後児童対策、つまりはこれから桜木地区に誘導を図りたい子育て世帯の環境整備ということからすると、今現在のテオトルの中で事業展開しております学童保育については、定数上限になっているということで、ここしばらく数年間はその上限を上回る子どもの出生が考えられるという状況を踏まえて、放課後児童対策も含めて桜木地区住環境整備事業の進め方についてもご答弁いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の桜木地区の住環境整備においては、まさにテオトルが今の場所に移転をするという段階から、それぞれの役割というようなことで、子育てあるいは学童、さらには町民の交流ホールというようなことでの機能をしっかりとテオトルに充実をさせるというようなことで進めてまいりました。

そういうことからいたしますと、やはり当時の押切地区の子どもの数が、町内においては一番少ないというような状況でもありました。そういったことから、やはり何とか地区のバランスというようなことでの桜木の住環境整備を進めるというようなことでまいったわけがあります。

このような状況の中における現在の学童においては、現状を議会にもしっかりと説明をしながら、そしてこれからの住環境整備における子育て支援、学童保育もその状況に応じて適切な対応をしなければならないということは、これは行政としてのしっかりとした役割になるわけでありまして。

そういう点についても、やはり保護者の方からも理解をしていただけるような、今後の学童保育を運営委託している事業者との調整を図りながら、しっかりとされたこれからの体制づくりに努めていかなければならないというように思っております。

ただ、現状からいたしますと、ここ3年は新型コロナウイルスの影響で、子どもの生まれる数が新型コロナウイルス感染拡大前の6割に減少しているというようなことから、この将来の児童の予測からいたしますと、非常に不安定な要因がここに出てまいりました。そういったことからいたしますと、今後、桜木の分譲が始まった段階での販売状況からして、一気に売れて一気にそこに住民が人口が増加するというようなことが大変望ましいわけですが、その点についてもしっかりと販売戦略を持ちながら、子育て支援においても対応をしていかなければならないと、このように思っているところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。確かに新型コロナウイルス関係での出生数が減少とはいうものの、それを補うような観点で、桜木地区の住環境整備によって子育て世帯を誘導してくるといふ、そこに、また改めて子どもの多い三川町が復活できるのではなかろうかという期待もされるわけですので、特にこの子育て支援というものについては、今後、ますます国でも異次元の対策というような表現を使っていましたのですが、三川町としてもこれまで以上に対応を考えなければならぬだろうというような認識をしておりましたので、ぜひ引き続き特段のご配慮を考えていただければと思います。

その中で1点だけ指摘させていただきたいんですが、町の施政方針、それから教育委員会の施政方針の中でも、放課後児童対策という文言は、両方に出てくるんですが、ここで触れられておりますのは学童保育所、しいて言えば教育委員会の方針でも学童保育所に言及になっておりますけれども、学童保育所はあくまでも健康福祉課所管のものでありまして、教育委員会の所管ではない。むしろ、教育委員会に求めるのは、放課後子ども教室の開設ということになります。

三川町では、年5回、6回ほどの放課後子ども教室を開催しているということでありましたのですが、国の方針でも文部科学省と厚生労働省が一緒になって、子ども対策、子ども支援ということで向かっていく。その中に謳っておりますのは放課後子ども教室、それから学童保育という二本立てでありますので、これまで三川町の中で文化がなかった放課後子ども教室についても、ぜひ前向きな姿勢で考えていただきたいことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（志田徳久議員） 以上で鈴木淳士議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 3時18分）

○議長（志田徳久議員） 再開します。

（午後 3時40分）

次に、1番 小野寺正樹議員、登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員）

- | | |
|------------------------------------|--|
| <p>1. 三川町ふるさと応援寄付金の利用拡大と戦略について</p> | <p>1. 本町の返礼品の価格を下げるための工夫はどのようにされているのか見解を伺う。</p> <p>2. ふるさと応援寄付金は、町としても貴重な財源だ。他市町のようにふるさと応援寄付金を専門的に行う部署を創設すべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>3. 本町の事業者を育成するうえで、みかわ振興公社などに部署を設け、マーケティングに強い方を職員として雇用することを提案したいと思うが見解を伺う。</p> |
| <p>2. なの花温泉「田田」の利用拡大について</p> | <p>1. 入浴者数が昨年12月末現在で816万人の利用があるようだが、今後の利用拡大と戦略について見解を伺う。</p> |

令和5年第2回三川町議会定例会において、通告書において一般質問を行います。

質問事項1、三川町ふるさと応援寄附金の利用拡大と戦略について。

(1) 本町の返礼品の価格を下げるための工夫はどのようにされているのか見解を伺います。

(2) ふるさと応援寄附金は、町としても貴重な財源です。他市町のようにふるさと応援寄附金を専門的に行う部署を創設すべきと考えますが見解を伺います。

(3) 本町の事業者を育成するうえで、みかわ振興公社などに部署を設け、マーケティングに強い方を職員として雇用することを提案したいと思いますが見解を伺います。

質問事項2、なの花温泉「田田」の利用拡大について。

(1) 入浴者数が昨年12月末現在で816万人の利用があるようですが、今後の利用拡大と戦略について見解を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1のふるさと応援寄附金について、1点目の返礼品の価格に関するご質問ですが、本町における返礼品の額については、返礼品の提供事業者がその価格と輸送料を算定し、その額が総務省が定める割合を上回ることはないように、それぞれの返礼品に係る寄附金額を設定しております。このように、返礼品の額については、提供事業者が自らの経営方針に則り価値を算定し、額を決定しているところであります。

次に、2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

ふるさと応援寄附金業務の専門部門の設置等に関するご質問ですが、近隣市町にお

きましては、ふるさと応援寄附金業務を、それぞれの市町の特성에合わせ専門部署を設置していることについては承知いたしておりますが、本町につきましては、返礼品の提供事業者との直接的な意見交換や情報交換を行うため、産業振興課商工観光係内にふるさと応援推進部門を設置し、1つのチームとして一体となり、成果や課題等を共有しながら業務にあたっているところであります。さらに、要望や苦情等に対しましては、迅速・丁寧な対応に努めており、体制としての専門性は一定の評価ができるものと考えていることから、改めて専門部署の設置やマーケティングに精通した職員の雇用は考えていないところであります。

質問事項2のなの花温泉「田田」の利用拡大に関するご質問であります。田田の入浴者につきましては、町内の方はもちろん、町外の方々からも多くご利用いただいている状況であり、新型コロナウイルスの感染拡大前には、毎年20万人前後で推移していたところであります。コロナ禍においては利用者が減少し、令和2年は16万4,000人、令和3年は17万5,000人に減少しておりましたが、令和4年は18万6,000人まで回復しております。この間、指定管理者であるみかわ振興公社においては、各種割引サービス等を実施しながら経営回復に努めてきたところであり、町としても補助金等による支援を行ってきたところであります。

今後、新型コロナウイルスが5類に移行されることにより、行動制限がさらに緩和されることが見込まれることから、令和5年度においては、田田の入浴者数が20万人まで戻るよう、みかわ振興公社と連携しながら町主催事業を開催するなど、ハード面のみならずソフト面における支援も検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは再質問させていただきます。まず、初めにふるさと納税の方から再質問させていただきますけれども、先月の2月8日の新聞記事に元寒河江市職員によるふるさと納税贈収賄事件があり、逮捕といった記事が1面に出ておりましたが、ふるさと納税の協力事業者として承認される手続で便宜を図った見返りに現金30万円を受け取った事件でした。その後も多額な関与などの記事が出ておりましたが、大きなお金が動く裏に潜んでいる人間の欲望なのではないでしょうか。どこの市町村でも真面目に取り組んでいる職員を愚弄する事件で、本当に残念でなりません。三川町に関しましては、大変厳しい審査委員会により承認される流れと聞いております。今後ともその流れを変えることのないようお願いしたいと思います。

ふるさと応援寄附金を始めて、三川町では米を中心に農産物などを提供してから8年近くになりますが、最高時には7億2,000万円。今年度は最高時の半分くらいまで下がってしまい大変悔しい思いをしているのは私だけではないと思いますが、しかしながら三川町では価格の見直し、商品のレイアウト、分かりやすい商品の説明など、工夫しながら提供していると聞いております。返礼品担当職員からは、返礼品提供事業者側に寄り添った指導体制やきめ細やかな連絡等をいただき本当に感謝しているといった声を聞いております。

現段階では、町長の発言どおり体制として専門性は評価できるものと私も思いますが、で

きる範囲やるべきことはやり尽くしていると思われませんが、それでもなお検討している材料があれば、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ふるさと応援寄附金に関するご質問でございます。ご質問の中にもございましたが、本町におきましては令和元年度に7億2,000万円を超える寄附金額がございました。本年度の見込みにつきましては、3億6,000万円ぐらいであろうというように見込んでおりますので、半減をしておるという状況でございます。

昨日の補正予算の中でのご質問がございまして答弁申し上げましたが、令和元年度の7億2,000万円の寄附額につきましては、当時日本で一番人気のあるサイト、その中でも常に上位に表示なる契約をしておったということがございまして、非常に目立つ形であったということでございます。

その後、そのサイトが今現在、3番手か4番手の人気のサイトになってしまったというところ。それと常に上位になる契約というのが現在行われておらないということもございまして、本町がメインとして登録をしておりましたサイトの部分で若干その勢いもなくなった部分、こちらが要因としてあるのかなど。ただ先だってもお話いたしましたとおりに、様々な形で違うサイトの登録、あるいは雑誌、あるいは新聞等の媒体に対する広告ということで、新たなPRを実施しておるというところでございます。

ご質問にありました専門性の部分でございますけれども、専門性と言えるか少しあれですけれども、町長答弁にもございましたとおりに、寄附金の額につきましては、各返礼事業者がご自分の出品する品物の価値を見極めながら、かつご自分の経営方針に則って額を決定するということでございます。ただ、実はそれぞれに利用されている輸送運用の事業者が異なっておるということですので、実はその平均的な額ということでその金額を算出しておったということがございますので、今後は事業者との相談にはなりますけれども、例えば一括した輸送事業者の選定によって、少しでも輸送の料金を引き下げることによって、返礼品の額についても例えば引き下げるといようなことも考えられるのではないかとということで検討しておるところでございます。

その他ご質問にもありましたけれども、例えば写真のレイアウトでありますとか、いかに興味を引いて、三川町の返礼品に興味を持っていただけるかというような部分につきましても、返礼品の事業者の方とも相談をしながら進めておるという状況でございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 今の答弁で一括事業者等も考えているといったような話がありました。たぶん町で行うので、そういった独占禁止法等には触れないように、計画的な契約等もお願いしたいと思いますし、やはりそういった個人で出すよりも当然数が多ければ値引きの交渉もできると思いますので、ぜひそういった部分での値引きの方も、経費の削減といった部分で検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ここで産直の事例を少し紹介したいと思いますけれども、実際、我が家では産直施設によくお米や農産物を出荷しております。前にこんなことがありました。農産物の価格をめぐり、

組合員同士が喧嘩に発展しました。口喧嘩でしたけれども、経緯を言いますと、「あんたが米を安くするから、私の米が売れない」「あんたがほうれん草を140円つけるから我が家の150円のほうれん草が売れない」といったような話の中で、組合員が口喧嘩をしておりました。

実際産直としてのそういった考え方を十分先程の三川町の考え方と同様に考えております。自分のものに、自分のこだわりを持って値段をつける。これは確かに産直施設におかれましても、考え方は原点にあると思います。自分の農産物を自分が値段をつけて、これだけいいものを作っているんだといったような、そういった部分にも関すると思いますけれども、個人が農産物にこだわり、栽培方法なども特色をつけながら、消費者側から見たら大変選ぶのが楽しい部分にもあると思います。しかしながら、実はそこには大きな落とし穴があり、提供者側にはそぐわないといったことがよく分かりました。

ここで言います産直の場合、今提供者側と言いましたけれども、産直の場合は組合員方式ですので、組合員となりますし、ふるさと納税に関しましては先程から言っているとおり、提供者側といった部分になると思われれます。それ以後、産直施設では、事前に集まり他産直店や小売店などの価格を調べ、話し合いの時間を作り、参考価格などを作りました。また、周りの価格なども重視し、定期的な価格の見直しも行き、現段階では定期的な情報交換の場となり、大変有意義な集まりだと感じております。

確か、先日の集まりのときにも話があったんですけども、ふるさと納税に関しましては、そういった提供者は年1回の集まりだと聞いておりました。やはりその辺の情報交換の場が1回では私は少ないと思っております。そういった産直施設に関してだけでも月1回、そして定期的にお食事会例えばお酒を飲む場でお互いの腹を出し合える場所、そしてそういった価格に関しても、お互いで自分の腹を出しながら、相手の感情も一緒に受け入れるといった部分で、どうしても私はここふるさと納税に関しましては三川町の場合少ないように感じております。やはり提供者側へのそういった配慮をいま一度、ぜひ考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 返礼品の事業者の情報交換の場の設定というご質問でございました。ふるさと応援寄附金が本町の財源として大きな部分を占めるというところについては認識をしておりますが、本来ふるさと納税、ふるさと応援寄附金の趣旨を鑑みた場合は、三川町に対する応援の気持ちのある方が、三川町の様々な返礼品を選択をするという形になろうかと思えます。その意味では、返礼品ありきではなくて、三川町に応援する気持ちというものが、本来は前提にあるべきではないかというようには考えております。ただ、実際問題として国が心配をしておりますとおりに過当競争といえますか、返礼品の競争になっている現状も、確かに見えておるものというようには考えておるところでございます。

その価格の設定の部分についてのご質問でございましたが、先程町長答弁にもございましたとおり、基本的には返礼事業者の経営状況、あるいはご自分の返礼品に対する気持ち、思入れをもとに価格設定をするということになろうかと思えます。ご質問の中で資料という

ことで、実は私少し探してみただけですけれども、佐賀県では20 kgのお米で1万円という設定の返礼品もあるようです。本町の場合は、例えば有機米で例えば10 kgで3万円弱、あるいは特別栽培米で10 kg 2万円弱、これについては当然、それを選択する方のご事情もあろうかと思えますけれども、多くのお米を必要とするという方であれば、佐賀県の返礼品を選ばれるでしょうし、例えば高齢者で1回の食事についてはたくさんいらないけれども、1回ずつ安心しておいしいものを食べたいんだという方については、本町のお米を選択していただくということもあろうかと思えます。

これも以前のご質問にお答えしたことがあろうかと思えますが、大体本町のいわゆる固定した本町のファン、本町に対して定期的に寄附をしてくださる方というのは大体今現在の3億5,000万円から4億円ぐらいの方ではないかなというように想定をしております。ですので、まずこの方々に対して、この方々への思いといいますか、これを常に持ち続けて、丁寧にこの方々が離れていかないような形でまず取り組みを一つ行うということと、さらなる取り組みということで先程もお話しました雑誌というのは、実はその30代いわゆる若い女性向けの雑誌でございました。あるいは新聞というのは都市部の夕刊ということで、これまでいわゆる応援寄附金とあまり接点のなかった方に対してのアピールということで、様々な取り組みを実施しておるところでございます。その意味で価格競争というのは変ですけども、価格の部分だけの取り組みについては、あまりにそこを意識してしまいますと、ふるさと応援寄附金の本来の意味から外れてくるのかなということもございますので、ただし先程お話をいたしましたとおり本町の貴重な財源でございますので、なるべく多くの方から寄附をいただけるような取り組みは続けてまいりたいということで考えているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 確かに、本町のように返礼品事業者側がその価格と送料を算定し出しているわけですが、提供事業者から見たらまさしく自分しか見えていない価格。私の場合で言ったら自分の価格しか見えていないといったような現状があると思われます。

売れないと思ったら、実は周りの価格が調整していて、自分で1万5,000円が手ごろだと思ったのが、周りを見てみたら1万円に下がっていたと。実は農産物に関しましてはそういうのが日常茶飯事でございます。私はふるさと納税に関して今のやり方が悪いとは言いませんけれども、価格の見直しというのは、たぶん三川町に関しましては確かに情報交換はあるとは思いますが、年に1回、最初に設定した価格がその年度までずっと引っ張っているように私は感じております。そういった部分で気づいたら他市町村、特に酒田市、鶴岡市あたりでかなり値段が下がっていたといったような状況になってしまうと、どうしてもやはり三川町を応援したいといった部分の先程の答弁であったとおり、私は三川町のものが好きだから応援するといったものよりも確かにこのコロナ禍の中で経済が大変厳しくなっている中で、10円でも20円でも安くしたいというのが、どこの家庭でも同じではないでしょうか。

ぜひそういった部分も含めて先程から言っているとおり、提供者側から見たら自分しか見

えないといった部分がよくありますので、そういったことにいま一度周りの価格を調整しながら、そういった部分で会議を増やしてもらえればと思いますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

引き続き、専門部署の考え方について再度質問させていただきますが、職員に関して業務の重複により専門的に取り組めないなどの問題はないのでしょうか。やはり自分の目で見、自分の肌で感じてこないと、三川町として独創的な考え方などが養えないのではないのでしょうか。他の地域とはライバル関係にあり、ここからの巻き返しを期待するものではありません。実際、売り上げを伸ばしている鶴岡市ではチャンピオン、酒田市、遊佐町では平野新聞舗、そして庄内町ではイグゼあまるめが中間事業者として中に入っているようです。この今言った近隣市町に関しましては、売り上げも伸びている地域でございます。

町長答弁では、改めて専門部署の設置やマーケティングに精通した職員の雇用は考えていないとの答弁でしたが、私は三川町に関しましては今の現状を打開するための一つの手段としましてはみかわ振興公社など適任部署と思うのですが、これからのふるさと納税はターゲットを決め、どのくらいの価格を設定できるかが鍵だと思っております。三川町にとって大きな財源です。一職員にすべての負担をかけるのではなく、マーケティングに詳しい職員を引き抜いてくるのも一つの戦略だと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまふるさと応援寄附金の返礼品についてターゲットを絞ってそれに合わせた返礼品の作成、あるいはマーケティングに精通した職員の雇用というご質問でございました。ご質問の意図につきましては大変ありがたく思っているところでございますが、町長答弁にもございましたとおり、まず1点目として、本町の場合は産業振興課商工観光係の中において、産業振興課が農政係と同じ課でございますので、いわゆる返礼品、特に農産物に関する返礼品の農業者が非常に来やすいという部分がございます。それと様々な情報交換につきましては、その場で一つのところでワンストップでできるというような利点もございます。

また、町長答弁にもありましたが、ふるさと応援寄附金については苦情といいますか、要望がつきものでございますので、その点につきましては担当職員が懇切丁寧な対応をするのはもちろんでございますが、その部分につきましても、関係部署とすぐ連絡をとりやすいというような利点もございまして、今ご提案がありましたみかわ振興公社内でのマーケティングに精通した職員というご質問でございましたが、現時点では想定をしておらないと。

ご質問の意図としては本来、そのマーケティングに精通した職員が選定をするということは、例えばその時期、あるいはターゲットとなる年代、あるいは性別等によってこういう返礼品が有利であるというような選定になろうかと思っておりますが、本町の場合はメインとしてのお米、あるいは果物、野菜等が返礼品としての中心であるということから、例えば豊富な種類の中から今年度、今回は、今期はこの部分をメインにというようなところにはなかなか結び付かないということがございますので、本町が大事にしているお米でありますとか、野菜、果物、あるいは商工業品について間違いのない品物を間違いなくお届けをする。それがふる

さと応援として寄附をいただいた方に対する一番の返礼の形であるというところを大事にして、その部分が専門性という部分とは若干離れますけれども、そのような形を大事にしていきたいと考えております。

それと先程ご指摘ありました他市町がいわゆる事業所と契約をしておるとい部分でございますが、実はこの部分は先程私申し上げましたとおりに、事業所の方はご自分がもともと専門的に輸送業者と大量の輸送取引をされているということがあって、その部分でいわゆる価格の経費を価格に反映することができるという意味で、返礼品の価格についても様々な工夫ができておるとい状況であるようです。本町につきましては、先程申し上げましたとおりに新たな形でありますけれども、少し今後試算になりますので、どの程度になるか分かりませんが、取り組みとしてはその輸送料について少し検討を加えてまいりたいということと考えておるところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 分かりました。時間の関係もありますので、ふるさと納税では最後の1点だけ言わせていただきますけれども、先程から事例を何度も産直施設の話をしていて、あの議員は何の話をしているんだと勘違いされそうですけれども、やはり一番肝心なのは産直の場合もふるさと納税の応援寄附金に関してもそうですけれども、組合員が何人いるのか、産直に関しましては組合員が何人いるのか、ふるさと納税に関しては提供者が何人いるのか、この部分が一番肝心だと思っております。いくら米どころでありながら、実は蓋を開けてみたら、農家が1桁台の数だったとか、提供者側が数十店しかいなかったとかよくある話でございます。

こういった部分をやはり増やしていかないと、提供者側もライバル的な考え方でよりいいものを作ろう、そういった考え方に結びつかないと思いますし、それがお互いが切磋琢磨して品物が売れるわけですし、そういった部分で最終的には三川町のふるさと納税の利益が上がるといった部分もございますので、ぜひそういった土台を作るところから作物に関しては、やはり土作り、こういった人脈を作るのであるのであれば、組合員の、町民のところまで掘り下げて、お互い腹を割りながら話し合うのが先決だと思っております。ぜひいま一度、私個人的には来年度は5億円と考えているところでございますし、ぜひそういった部分に近づけるために皆さんで知恵を出し合いながら検討してもらえればと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして温泉利用拡大に関しまして、なの花温泉田田に関しましては利用者も新型コロナウイルス感染拡大前に戻りつつあるようで大変安心しておりますが、私は今だからこそ攻めの考え方が必要だと考えております。温泉に関しては、女性客のニーズを取り入れ、健康増進に関連している施設が今後とも伸びていくものと思われませんが、町長にお伺いいたします。町長は健康増進のために現在行っていることはありますか。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） まさに田田が町民の健康増進という本来の施設というようなことで位置付けてあるわけでありまして、私も週2回はアスレあるいは町民体育館で様々と一緒

に活動しているというような状況でありまして、特に健康という部分については日々、やはり自分の健康維持増進のためにいつでも体が動けるようにというようなことを心がけながら、適度な運動はしているところでもあります。

こういった面において、小野寺議員が今言われるように、やはり田田の役割ということについては、まさに本町が田田という温泉施設の開業以来、住民の福利厚生というような位置付けで、今日まで運営をしてきたわけでありますので、この基本的な県内当時47市町村では全市町村に温泉があるというようなことからいたしましても、やはりそういった部分での温泉の効果というのは非常に高いものがあるというように認識はいたしているところであり

ます。

○議 長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。町長からは、健康づくりのために週2回くらい、そういった運動施設を使っていると話がありました。三川町の顔である町長でさえ2回しか、健康増進のための意識が低いと私は感じました。

実は、そういった町長のためにも、ぜひ新しい考え方を聞いてほしいんですけども、コンビニフィットネスといった施設が今大変人気があるようです。県内では、川西町に唯一あると聞き現在はキャンセル待ちの大変人気な施設だそうです。時間がありましたら、私パンフレットを持っておりますので、議会事務局に置いておきますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

簡単にコンビニフィットネスとはどういったものかを説明いたしますと、イメージが湧かなければ、私もどんなものかよく分からなかったので自分で川西町に行って体験してきました。やはり自分で体験するとどういったものかが、一番感じるのが早いかと思ひましてインターネットで見たら無料体験もありますとあったので、川西町に行ってまいりました。コンビニフィットネスとは簡単にいうと、スポーツジムの小さい小型バージョンで一月学生であれば使い放題で3,000円から、大人でしたら5,000円から利用でき、年齢やその人に合ったメニューをしておりました。内容につきましては、健康コース、ダイエットコースがあり、またボディメンテナンスコースでは肩こり、腰痛の解消、足・膝の痛みを和らげる、ストレス解消などもありました。また、担当職員がついていてくれるので、安心して利用でき、特に職員に聞いたら資格も要らなくて、自分たちも大変働き場としてはありがたいといったような話も聞いておりました。

しかし、残念ながら汗をかいた体でおりますと冷えてきました。当然、その施設に関しましては温泉もなく、実はシャワールームも付属しておりませんでした。もったいないなとつくづく私も考えましたけれども、やはりそういった施設であればそうなのかなといった感じもしておりました。そこでどうでしょう。三川町に帰って気づきました。そういった施設を田田に付属させ、温泉プラス健康づくりはいかがでしょうか。町にとっては健康管理を徹底し、医療費の削減、田田なら食生活改善プログラムメニューなども提供できるのではないのでしょうか。せつかく税金を投入するのであれば、将来的に価値を生み出せる用途を考えていかなければならないと思います。

新しく何か大きなものを作るわけでもなく、あるものの横に繋げて、有効に使えばすごくいいものを得られるのではないのでしょうか。田田の周辺を見渡すと、なの花ホールの隣には前ラーメン屋が入っていたスペースも空いています。あのスペースなら私は十分と感じられますが、また一番いいのが温泉施設と繋がっている利点で、間違いなく私は目玉となると思います。あとは、高齢者若者センターなども空いているなら有効活用できそうですが、ぜひ前向きな検討を期待しています。まず現在今言った前ラーメン屋が入っていた施設が今どうなっているのか。また、今後どのように利用されていく計画なのか分かれば教えてもらいたいですし、高齢者若者センターがどのくらいの頻度で利用されているのか分かればお話をしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まずなの花ホールのレストランスペースについてでありますけれども、現在以前入っていた事業者が撤退してから、現在は物置としての活用にとどまっています。みかわ振興公社の方での施設管理の中では、単なる物置ではやはり営業収益に結びつけられないというような考えを持っており、現在募集はしているところではありますが、なかなかそこに入ってくれる事業者が現在いないというような状況だと聞いております。この件に関しては、町としても、やはり何らかの支援はしながら有効活用していただければなというようには考えております。

続きまして以前の高齢者若者センター、現在はなの花温泉田田の研修センターというような位置付けになっており、こちらもみかわ振興公社の方が管理運営しているところありますけれども、こちらは以前からの高齢者若者センターという使用用途からの繋がりでありまして、一般開放され一般利用されているところあります。回数については今手元に資料がないんですが、日中、それから夜間についても町内、町外の踊りの団体ですとか、フィットネスの活動、それから会議活動もありますし、音楽的な活動もされているというようには聞いているところあります。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 実は私も農協の総代になっておまして、1週間ぐらい前になるんですけどなの花ホールを使った大きな会議がありました。そのときにホール前には車が渋滞し、職員が「田田側に駐車してください」といったような話の中で、私もそちらの田田方向に行き、私につられて何台も温泉の駐車場の方に行っておりました。当然、私は道が分かるので、宿泊施設からまっすぐ廊下を通り階段を渡り中の施設に入って行ったんですけども、私について来た人が皆さん不思議そうな顔をしておりました。「どこに行くんですか」と。当然、私の顔を知っている人は、この人農協関係で来たんだろうなといった意味でついてきたんですけども、あまり不安になったのでしょうか。「どこに行くんですか」と。「いや、なの花ホールに行くんですよ」と言ったら、誰も実は温泉の方からなの花ホールに行けるといったことを誰も分からなかったようです。

私にしてみれば当たり前、町民に関しては知っている方が大半だとは思いますが、実は誰も知らなかったといった部分で、改めて私も宣伝不足だと痛感いたしましたし、逆

にあそこが繋がっているといったことに関して言えば、先程言った今課長答弁で今のところまだラーメン屋の跡地に関してはなかなか難しい問題があるように話が出ておりました。あそこが田田と繋がっているといった解釈から言ったら、実はあそこまで歩いて来るのに二、三百メートルは十分あります。それも一つの運動と考えた場合、これがすべて否でなくプラスに私は移行するものだと考えております。ぜひ、そういった検討をいただければと思いますし、当然議員として振興公社の経営に口を出すことはできませんし、町として指定管理者側であるみかわ振興公社にアドバイス等をできればと考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

実は、今回の質問内容は三川町在住の40代の女性から私に投稿があった内容でございます。一部を抜粋して読み上げます。「お月見しながら、田田の温泉に来ていました。最高に気持ちいいです。自律神経の不調からきている鼻づまりが緩和されてきているし、お肌の調子もいいようです。やはり40代はセルフメンテナンスが必要ですね。ぜひ、そういった施設を田田に。」といった内容でした。投稿者がまた町の幸福感を高める指標をウェルビーイングと言うらしいんですが、そういった施設が三川町にでき、多くの町民が幸せを感じて暮らせる社会をぜひにと提言がありました。今回の内容に関しましては、本人にもここで使わせてくださいと言ったように承諾はもらっておりますので、問題はないと思いますし、また別の50代の男性からは「健康増進に田田の新規需要開拓にランニングステーションをいかがでしょうか。田田をスタート、ゴールにしたらランニングコース3 km、5 km、10 km コースなど良いと思います。利用者には食堂を利用し、割引できるなどの特権や温泉の利用拡大にも繋がると思います。田田は鶴岡市、酒田市の中間地点にあり、公共交通機関の利便性にも大変優れ、利用者の獲得に最適と言えましょう」。

町長も昔から地域の運動会のマラソン大会で、毎回上位でゴールする姿を私は覚えております。このようなアイデアに対して私は大変すばらしいと感じておりますが、町長はどのように感じているか、もし経営の部分ではないので、個人的な感想でも結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） いろり火の里も本当に新型コロナウイルスの影響によって、来客数も大幅な減少がありました。そういうことから、議会のご理解のもとに経営支援というようなことで取り組んでまいったわけではありますが、ただいま小野寺議員から提案された内容につきましては、まさにこれからのみかわ振興公社でもいかに売りに、どう繋げるかという政策的な内部的なそういう検討が必要だという時期でもあります。

そういった面においては、大変すばらしい提言をいただいたというように思いますので、町で側面的な支援という考え方もあるわけでありまして、そういった面においては今回いただいたご意見というものは、本当にすばらしい提言として受けとめさせていただきたいと、このように思うところであります。

○議 長（志田徳久議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。三川町には、このようにすばらしい考

え方や提言者も実は多くおります。なかなか我々には気づかない部分もありますが、こういった声に耳を傾け、舵取りをしていくのも町長として指定管理者であるみかわ振興公社に働きかけてもらいたいと思います。

令和5年度の利用者はたった20万人でよろしいんですか。先程から目標の数を20万人といった数字を言っておりました。私は最初のふるさと納税で5億円と言ったのは4億円の目標に対して今回3億6,000万円、そういった部分で確かに現実味のある目標も必要でしょうけれども、飛躍する部分の中身としましては、私はこの今回の令和5年度の入浴者数20万人といった目標がそもそも設定が低いように感じております。夢物語で30万、40万、50万と、そんなことを言っているわけではありません。可能性として施設としてはまだまだ利用できるし、新しい発想をしていかなければ20万人、30万人といった数字は得られないという部分の話から私は言っているわけですので、今現在の先程の考えからいきますと、確かに前は20万人だったから、20万人といった考え方が適切かとは思いますがけれども、やはり私はそういった町側でハード面ソフト面からも支援するのであれば、時代に合った攻めの姿勢を忘れずにアドバイスをお願いしたいと思います。

三川町の顔として、ますますの活躍を期待して、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（志田徳久議員） 以上で、1番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上で、一般質問を終了します。

○議長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会とします。

(午後 4時28分)

令和5年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和5年3月15日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 佐藤 栄 市 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田 浩 議会事務局長 須藤 達也 書記
渡部 貴裕 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第9日 3月15日(水) 午前9時30分開会

日程第	1		予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告 (予算審査特別委員会委員長報告)
日程第	2	議第15号	三川町個人情報保護法施行条例の設定について
日程第	3	議第16号	三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定 について
日程第	4	議第17号	三川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条 例の制定について
日程第	5	議第18号	三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第	6	議第19号	三川町育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例 の制定について
日程第	7	議第20号	三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定に ついて
日程第	8	議第21号	三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例等の一部を改正する条例の設定につ いて
日程第	9	議第22号	三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について
日程第	10	議第23号	鶴岡市との庄内南部定住自立圏形成協定の一部変更 について
日程第	11	議第24号	三川町教育委員会教育長の任命について
日程第	12	議第25号	三川町教育委員会委員の任命について
日程第	13	発議第3号	三川町議会の個人情報の保護に関する条例の設定に ついて
日程第	14	(別紙)	三川町議会議員の派遣について
日程第	15	発委第1号	閉会中の所管事務調査について

日程第 16	発委第 2 号	閉会中の所管事務調査について
日程第 17	発委第 3 号	閉会中の所管事務調査について
日程第 18	発委第 4 号	閉会中の所管事務調査について

○ 閉 会

○議 長（志田徳久議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（志田徳久議員） 日程第1、「予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 予算審査特別委員会付託事件の審査結果を報告します。

1. 開会の日時及び場所

令和5年3月10日午前9時30分から午後3時22分まで、13日午前9時30分から午後3時16分まで、三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 3月10日 9名、3月13日 9名

3. 欠席委員 3月10日 0名、3月13日 0名

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会長

5. 審査事項

議第 9号 令和5年度三川町一般会計予算

議第10号 令和5年度三川町国民健康保険特別会計予算

議第11号 令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計予算

議第12号 令和5年度三川町介護保険特別会計予算

議第13号 令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計予算

議第14号 令和5年度三川町下水道事業特別会計予算

6. 審査の経過

◎ 年長委員 小林 茂吉 委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に町野昌弘 委員が当選した。

そのあと委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に 鈴木 淳士 委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員により議場において慎重審査し、委員会としての結果を得た。

7. 審査の結果

◎ 付託された各予算案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

本委員会においては、以上のとおり決定したので報告いたします。

令和5年3月15日

三川町議会予算審査特別委員会
委員長 町野昌弘

三川町議会議長 志 田 徳 久 殿

○議 長（志田徳久議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く、全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

初めに原案に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 次に原案に賛成者の発言を許します。

6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 令和5年度三川町一般会計他5件の特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

今回提案されました各予算案のうち、特別会計については適切な予算計上であると評価できる一方、一般会計においては、子育て交流施設・通称テオトルの一部を学童保育事業運営会社に貸し出ししている賃貸料について、通常の施設減価償却費相当額と比較すると、極めて低額の10万円で貸与してきた経緯にあること、また、鶴岡市との一般廃棄物処理に係る事務の委託に関する協定書に基づく予算については、「施設運営に係る委託料、以下施設運営負担金という」と記載されている部分に係る予算はこれまでどおり、12節委託料に計上している一方で、同じ「施設整備に係る委託料、以下施設整備負担金という」と記載されている部分については、施設整備負担金と委託料を負担金に読み替えただけの表現を根拠に、18節負担金補助及び交付金に計上することが適切であるとの見解を示す姿勢は、不可解極まりないところであり、地方財政法に抵触する再三の指摘を検証することもなく、不適切な予算計上を継続していることなど、複数の疑念が残された予算案となっております。

私といたしましては、鶴岡市との事務委託協定に係る予算については現予算書に表記されている廃棄物処理業務委託料の後に括弧書きで施設運営費負担分と施設整備負担分と2段に分けてそれぞれ計上することにより、鶴岡市との事務委託協定どおりの委託料予算が確保でき、負担区分ごとの累積可能な予算計上の方法が考えられることから、そもそもが委託料で計上すべき予算を違法性が危惧される負担金と委託料という異なる節に分離した、極めて不適切な構成のままの予算執行に免罪符を与えるという承認に賛成することは、公明正大な町づくりを目指す三川町議会議員として慚愧に堪えないところではありますが、町民の生活に混乱を招く事態もこれまた不本意なものであることから大所高所の見地に立ち、全6件の予算について賛成せざるを得ないものと判断いたしました。

今後の適正かつ的確な三川町行政の執行を切望しつつ、苦渋の賛成討論といたしますので、議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから採決を行います。

各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は可決すべきものとして決定されております。

初めに、議第9号「令和5年度三川町一般会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第9号「令和5年度三川町一般会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 次に、議第10号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第10号「令和5年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 次に、議第11号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第11号「令和5年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 次に、議第12号「令和5年度三川町介護保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第12号「令和5年度三川町介護保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 次に、議第13号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第13号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 次に、議第14号「令和5年度三川町下水道事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第14号「令和5年度三川町下水道事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。日程第2及び日程第3、以上2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって日程第2及び日程第3、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第2、議第15号「三川町個人情報保護法施行条例の設定」の件、日程第3、議第16号「三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定」の件、以上2件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第15号「三川町個人情報保護法施行条例の設定」並びに議第16号「三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「デジタル社会の形成を図る関係法律の整備に関する法律」による「個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、本町における個人情報の保護及び情報公開に関する条例について所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、まず、議第15号につきましては、開示請求に係る手数料及び「三川町情報公開・個人情報保護審査会」に諮問できる事項などを定めるとともに、本条例の施行に伴い、「三川町個人情報保護条例」を廃止いたすものであります。

次に、議第16号につきましては、不開示情報の適正な取り扱い等について、条文を整備するとともに、「三川町議会の個人情報の保護に関する条例」による諮問に応じることについて、関係条例を改正いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 議第16号「三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定」について一つだけ質問します。第11条の情報開示の請求に対する決定について伺います。

開示の決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならないというようにありますが、当事者から見れば30日、長くて30日待たされるのかなというように思いますけれども、これは2週間ぐらいとか、なぜ30日という期間が必要なのか、少しその辺具

体的にお願いします。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 請求から、その開示の可否についてこのたびの条例設定においては、請求のあった日から、その日を含めて30日ということで規定を定めております。これまでのといいますか、現行の条例では、請求のあった日を除いて14日という定めがある中で、今回の改正によりましては、その期間がまず倍の30日という規定に変わります。こちらにつきましては、国の個人情報保護法において、その30日以内の中で各自治体、実施機関が条例等で定める期間ということの範囲の中で、中にはご質問にありました請求のあった翌日から14日以内というように定めている自治体もございます。

しかしながら本町においては、国においてその期限とされる30日、これを用いまして規定することになるわけですが、この期間については議会の請求のあった日から30日という部分の整合性を図るということ、それから、これまでの請求のあった日から、その開示の可否についてはこの30日、もしくは現行の15日以内によらず、速やかに対応してきたという実態、そうした現況を踏まえながら対応していく予定ではありますが、なお規定におきましては国の規定に倣う形での設定とさせていただいたところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉委員） 一応、国に準じて行うということでございましたので、理解できません。

もう一つ、最後と言いますか、個人情報保護審査会が本町にもございますけれども、この条例、いわゆる条例の改正、また廃止。それら個人情報の取り扱いに関する運用上の細則といたしますか、そうしたことを調査する、また審議する、そういう形の個人情報保護運営審議会ですか、こういった名称というか、そういったことを設置する必要性というのは全くございませんでしょうか。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 町の情報公開、個人情報保護審査会につきましては、ご質問にありましており、条例の改廃、それから町の情報に対する安全措置といたしますか、そういったものを新たに定めたり改正する場合、その内容でよろしいかどうかということについても諮問をするということになっております。

また、個人情報の取り扱い、情報公開の取り扱い、そういった手続等に関します詳細なルール等を定める場合につきましても、審査会にお諮りして、その妥当性についてご意見をいただきながら、実施機関としての町の対応を定めるということで考えております。

○議 長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから採決します。

条例設定2件を一括して審議しましたが採決は区分して行います。

最初に、議第15号「三川町個人情報保護法施行条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第15号「三川町個人情報保護法施行条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第16号「三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第16号「三川町情報公開条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。日程第4及び日程第5、以上2件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4及び日程第5、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第4、議第17号「三川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第5、議第18号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上2件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第17号「三川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定」並びに議第18号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」第33条による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、二つの条例について引用する条項にずれ等が生じたことから、条文の整備を行うものであります。

また、議第18号につきましては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴う懲戒に係る権限の濫用禁止に係る条項についても、併せて改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから採決します。条例設定2件を一括して審議いたしました
採決は区分して行います。

最初に議第17号「三川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定」の件
採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第17号「三川町子ども・
子育て会議条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に、議第18号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保
育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第18号「三川町特定教育
・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第6、議第19号「三川町育英奨学資金貸付条例の一部を改
正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第19号「三川町育英奨学資金貸付
条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、育英奨学資金の貸付対象となる学校の種類を拡大するとともに、そ
れぞれの奨学資金の限度額を改正するものであります。

その主な改正内容といたしましては育英奨学資金の貸付対象に学校教育法第124条に掲げ
る専修学校を加え、さらに奨学資金の限度額を短大・専修学校を月額3万円以内、大学・大
学院修士課程を月額5万円以内に改めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 討論なしと認めます。

○議長(志田徳久議員) 以上で討論を終了します。

○議長(志田徳久議員) これから議第19号「三川町育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第19号「三川町育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 日程第7、議第20号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第20号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、子育て世帯の負担軽減を図るため、医療給付の対象を高校生までに拡大することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことから所要の改正をいたしたく提案するものであります。

また、その施行期日は、令和5年7月1日とするものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(志田徳久議員) これから質疑を行います。6番 鈴木淳士議員。

○6番(鈴木淳士議員) 今回の医療給付条例改正については、子育て支援をこれまで掲げてきた三川町としてはもう少し早く対応できたのではなかろうかというところもあるんですが、まずは県下一斉の改正のようでありましたので、賛成することには全く他に申し上げることはないんですが、一つだけ確認の意味で、施行日が今年の7月1日から施行するという部分についてなんですけれども、これについては国民健康保険の保険証の切り替えの時期に合わせたものかなというように感じておったんですが、考えてみると、高校生の中には国保に関係なく、社会保険の被保険者もいらっしゃるわけですので、なぜ4月1日という年度の切り替えのいい時期でなくて、7月1日にずらしたのか、その事情等をご説明いただきたいと思います。

○議長(志田徳久議員) 丸山町民課長。

○説明員(丸山誠司町民課長) この施行時期を令和5年7月1日とした理由であります。まずは本町における子育て支援の医療給付を高校生まで拡大するというこの考え方につきましては、これまでも一般質問等でご答弁申し上げていた経過もあり、近隣市町の動向を注視しながらということでお答え申し上げていたところでもあります。この度令和5年度におきまして近隣市町であります鶴岡市及び酒田市におきましても、この令和5年7月1日から施行というような予定でおられるところでもありますので、足並みを揃えるというようなことでの

施行期日の考え方であります。

さらに、事務的な部分で言いますとやはりシステム改修や医療証の発行の準備等もごさいます。やはり3ヵ月間の準備期間をいただきたいということでもあります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第20号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第20号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 日程第8、議第21号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第21号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等が公布されたことに伴い、二つの条例について所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在の確認等について定める必要が生じたことから、条文を追加整備いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 私から1点確認させていただきたいと思います。昨年立て続けに通園のバスに取り残された痛ましい事故を受けての改正と思われませんが、今回ブザー等の設置ということが定義されております。このブザーの定義についてお伺いしたいわけですが、誰が誰に何を伝えるための装置のことを指すのか、確認させていただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 今回のブザーの設置でございますけれども、議員おっ

しゃるとおり、痛ましい事故を受けての今回の改正となっております。運転手または添乗員がエンジンを切った際に、後ろにあるスイッチを押さないとブザーが鳴るような仕組みのブザーの設置をしなければならないというような改正となっております。

ブザーでなくても、人感センサーでも大丈夫ということにはなっておりますけれども、今回につきましては、国の条文をそのまま引用した形をとっておりますし、ブザーが鳴った際には車内はそうですけれども、外部にいる方にブザーで取り残されたことをお知らせするようなものともなっております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 他にありませんか。8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） この三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の第14条に家庭的保育事業者は云々もろもろ、そして食中毒が発生し、まん延しないように必要な処置をとというのが、これは改正前の文でありますけれども、今回の改正にあたっては、いわゆるこの項は職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防まん延防止訓練、この訓練あるいはこれは定期的となっておりますけれども、どのような訓練をどのぐらいの期間で、この定期的というのはどういう期間を指すのか。これはこちらの第2条関係にもありますね。改正後の安全計画の策定の定期的、これもどのぐらいの期間で実施するのか。そのように具体的につまびらかにお知らせ願いたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子子育て支援主幹） 第14条の改正に伴ってでございますけれども、職員に対して感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修を行うということでございますが、今までのものが必要な措置を講ずるというだけの具体性がなかったということから、今回具体的な表示にはなっておりますが、回数までは特に指定というのはございません。各施設において、安全に対策をとれる回数の研修ということになるかと思っております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） これを見ますと、今主幹が言われたとおり必要な措置を講ずるのみにとどまっているわけでありましてけれども、今回は特にやはり期間を定めないということ、あるいは訓練の内容も明確にはなっていないというそういう理解でいいのか。ただ文面にそのように載せただけなんだということの理解でいいのか。この辺が、信憑性が非常に低いんです。それでいいのかどうかですね。ただ文章があるだけで、具体策は何もないと、そういう理解でいいのですか。

○議 長（志田徳久議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子子育て支援主幹） 具体的内容といいますか、この事業を実施するそれぞれの実施機関で対応するものかと思っております。家庭的保育事業とは異なりますが、みかわ保育園・幼稚園におきましては調理師がマニュアルに伴いまして研修を受けておりますし、あと外部の研修も受講しております。感染症の安全対策マニュアルなど調理の基準のマニュアルもありますので、そちらに沿った対応をすることになるかと思っております。

○議 長（志田徳久議員） 他にございませんか。9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 私からも1点。今の保育園バスのブザーが鳴る件でございますけれども、本町の場合、保育園・幼稚園に送ってから、その場所に車はなくて町の重車両車庫に戻ってそこでエンジンをとめるわけですので、そのまま最悪の場合一緒に降ろすのを忘れて戻った場合、その重車両車庫の中で鳴るといようなことになろうかと思うんですけれども、そのとき重車両車庫、シャッターを閉めて、中で鳴っているのをどうやって確認するのか。その辺どうなっているのか教えてください。

○議 長（志田徳久議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 今のブザーの関係ですけれども、議員おっしゃるとおり町のバスにつきましては、子どもを降ろして重車両車庫に戻ってからエンジンを切って、もし万が一子どもが残っていればブザーが鳴るといことになりますけれども、今現在、添乗員がついております。添乗員が見回りをしてから降りて、取り残しがないようにという対策をとっております。それを補完するためのブザー設置義務となったと考えておりますし、ブザーが車庫で鳴った場合、確かに議員おっしゃるとおり、周りには聞こえにくい環境にあるかとは思いますが、ただ、そうならないように、ブザーに頼らない安全管理の方を徹底していきたいと考えております。

○議 長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） ブザーが鳴るといのは異常な事態でありますけれども、ただ、やはり想定外にもしという場合ですので、鳴らないようにするのはおっしゃるとおりでございますけれども、鳴った場合、誰がどうそれを見つけるか、その方法はあるのかどうか、そこをもう一度お知らせください。

○議 長（志田徳久議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） ブザーが鳴ってから例えばですけれども、運転手さんがエンジンを切ります。ブザーが鳴るまでの間の時間がございます。その間、自分の車に戻るまでの間に、すいません、5分ですので、添乗員がシャッターを閉めて帰るまでの間に鳴るとすれば、その添乗員もしくは運転手が気づくことができるのではないかと考えております。

ただ音量も大音量ですので、隣近所にも聞こえるものというようには聞いているんですけれども、実際のものを大変申し訳ないんですが、ガイドラインが出たばかりですので、見えないものですから、どの程度の音量かまでは分かりませんが、近隣住民に伝わるような音量だということでは聞いております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第21号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第21号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 日程第9、議第22号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第22号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する省令が令和5年2月1日に公布され、4月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、被保険者が出産したときの出産育児一時金を40万8,000円から48万8,000円に増額するものであります。

なお、本件につきましては、去る2月22日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 1点だけ質問させていただきたいと思っております。増額ということでもありますけれども、現状出産に係る費用、上限下限どのぐらいで見られているのか。また支給のタイミングですね。どのぐらいのタイミングで支給されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 出産費用の状況でありますけれども、公的病院における令和2年度の山形県の出産費用の状況であります。これは出産育児一時金の対象となる費用の状況であります。山形県の平均値で47万214円、また、中央値という部分では47万2,475円という金額になっております。全国における平均値は45万2,288円、中央値が44万9,915円という状況であります。

また、この出産育児一時金の支払いにつきましては、まずは国保連合会を通して医療機関に支払うという方法になっております。医療機関から国保連合会に請求がなると、その審査を受けて本町に国保連合会から請求が届き、本町で支払うということになりますので、実際出産がなされたという期日からは2、3ヵ月経ってからの町からの支払いということになります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） まずはそのタイミングというのが2、3ヵ月経ってからということで、出産費用の支払い等には間に合わないような現状であるのかどうなのか。他の社会保険ですと、事前に調整が図られて退院と同時に支払いが終わるといような仕組みになっていたかと思しますので、この国保に関して2、3ヵ月ずれるということでの支払いに支障があるのではないかなと思いますが、その辺少し制度上どのような形になっているのか説明いただきたいと思しますし、説明の新旧対照表には第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときには1万2,000円を加算するものということで、現行と改正後の金額が変わらないということとして、こちらは相対的に出産費用が増加している中で、この現行の1万2,000円は変わらないということの要因の方を一度説明いただければと思します。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 出産費用につきましては、まずは医療機関でかかった経費におきまして、その出産育児一時金を上回った額や個人負担として支払うべき費用については直接医療機関に支払うということになるわけですが、この出産育児一時金に直接関係する金額については、まずは国保連合会を通して医療機関に支払うので、本人は直接医療機関に支払う必要はないというものではございます。

次に、この1万2,000円という内容につきましては、産科医療補償制度掛金というものでありまして、この掛金につきましては出産育児一時金に上乘せして支払うというものです。この産科医療補償制度掛金につきましては、本人の負担はないというものであります。そして、この産科医療補償制度掛金については、定期的な見直しを行っているというものでありますので、今回はこの見直しの対象にはなっていないというものであります。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第22号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第22号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。 （午前10時25分）

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 （午前10時50分）

○議 長（志田徳久議員） 日程第10、議第23号「鶴岡市との庄内南部定住自立圏形成協定

の一部変更」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第23号「鶴岡市との庄内南部定住自立圏形成協定の一部変更」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、鶴岡市との間において締結いたしました庄内南部定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する必要があることから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その内容といたしましては、「子育て支援センターの相互利用に関する項目」、「老人福祉施設の広域利用に関する項目」及び「地域農業の研究・研修活動等の促進に関する項目」の3項目について、現在の状況と合致するように協定内容の一部を改正するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） それでは私の方から数点お聞きします。今回の条例改正は、鶴岡市と結んでいます庄内南部定住自立圏共生ビジョンの第2次の内容を変えるのか、それとも次期令和5年度から令和9年までの5年間のビジョン、第3次にこれは反映するのかなど、まずお聞きしたいと思います。

昨年9月の決算審査で自分が質問した次の庄内南部定住自立圏にデマンドタクシーで鶴岡市への乗り入れも検討してくださいというような話をした覚えがございます。それで、その当時の議事録を見ますと、今後迎えます共生ビジョン改正時期に向けて、この際、デマンド型交通システムの項目について、追加提案等については声を出していきたいというように、その当時決算委員会で答えられているようでした。

それで昨年11月21日に鶴岡の市役所の方で庄内南部定住自立圏ビジョン懇談会というのが午後2時から午後3時35分まで行われたようでありました。その中で意見等ということで、地域公共交通分野ということで、委員の方から公共交通網については、車を運転できない高齢者などにとっては医療関係や買い物など不便さがあるということで、それを提案されていると、またもう一人の委員はある自治体では公共交通対策としてタクシー事業へ委託し、鶴岡に行くような取り組みも検討の余地があると思うというようなことが意見等として載っておりましたけれども、この辺町として、その当時は次のビジョンで追加提案していくというようなことをおっしゃっていたようでありましたけれども、その反応はどうか。第3次に向けてその反応はどうだったのか。

また、これはどうなのか分かりませんが、その懇談会のメンバーとしては、本町から町民代表として2人、それからオブザーバーとして企画調整課長が1人出ているというようなメンバーは載っておりました。今回の事業としては、ワーキング部会で結び付きネットワーク部会というところが取り扱うように、この中ではなっているようでありましたけれども、このワーキング部会というのは推進体制を見ますと各想定連携分野に関する3市町の担当課職員を充てるというようなことになってはいますけれども、これを見ると課長1人しか載っていないというようなメンバー構成でありますけれども、この辺働きかけ、本町での課

長が、職員がそこにワーキング部会に出て本町の課題を一緒に考えていただくような体制にはなっているのかお知らせください。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まず、今回の定住自立圏に係る変更の部分につきましてはご質問があったように、現在共生ビジョンが平成30年から令和4年度までの第2次の共生ビジョンであります。この共生ビジョンの内容につきましては、毎年度その会議を開きながら、改正点などの洗い出し作業を行ってきたところであり、令和4年度につきましては、最終年度ということで、第3次に向けた会議を令和4年度中に何度か行ってきております。

そういった中で、今回上がってきた項目が3項目変更するというような中身でありました。これについては、第2次での変更ということになりますが、そのまま令和5年4月からの第3次の共生ビジョンの方に引き継がれるということで改正するものであります。今回、この3項目について鶴岡市、三川町、庄内町でそれぞれ議決を行い、議決されれば正式な協定変更ということで、第3次の方に反映されるというスケジュールになっております。

そういった中で、第2次及び第3次の共生ビジョンについてご質問があったように、ワーキンググループなり検討委員会なりあったわけですが、その中でそれぞれの所管する課同士で、事務担当レベルで事前に協議を行い、そういった協議でまとめられた案を各委員会に説明をしながら、現在のこの改正案になってきたところであり、

ご質問がありましたデマンドタクシーの部分につきましては、共生ビジョンの中に地域公共交通、圏域公共交通ネットワークの確保、維持及び利用促進という取り組み内容がありまして、その中に関係してくるかと思われ、三川町におきましては以前から地域公共交通の足の確保ということで、現存する路線バスはもとより高齢者等運転免許証のない人たちに対してのデマンド交通の運行を行ってきたわけであり、鶴岡市庄内町それぞれにおいても同様の課題は持っているわけであり、その課題解決についてはただいま申し上げた地域公共交通の分野での話し合いというのも出てきたところであり、

しかしながら、まず現時点においては路線バスの維持確保をまず中心に行いつつ、それからデマンド交通システムという部分については広域的な活用というよりは、やはりそれぞれの地域内での課題解決という部分もあります。また、地域公共を考える上では、道路運送法によりまず法で定められております地域公共交通会議ですとか、地域協議会など、これらの会議を経た上での公共交通対策の実施ということが求められているわけであり、なかなか今ご質問があったようなデマンド交通の区域外運行という部分については課題があるわけであり、

この課題解決については地方自治体のみならず地域公共の交通事業者、バス事業者、タクシー事業者、これらとの協議を経た上で、区域外運行ということを実施しなければならないわけであり、ここの課題解決のためには当然それなりの会議を開きながら、両者了解を得た中での実施ということになります。この共生ビジョンの中では、具体的にデマンドタクシーという文言は表記されていないわけであり、各市町村の課題ということではそれぞれ3市町とも認識しているところであり、その今後の第3次ビジョンの会議の中でも、

引き続き継続して課題解決のための話し合いは行われるというように認識しておりますし、三川町としてもそういった話題は提案しながら、何かしらの課題解決策がないものか協議していきたいというようには思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） デマンドタクシーは地域交通ということで、そこには地域公共交通会議でしたか、そういうところもあって、そこには国土交通省の方もやはり地元、既存のバス事業者、交通事業者の意見を取り入れるようにというような方針であるようでした。

そこでですけれども、この定住自立圏構想そのものは、やはり総務省のホームページを見てみますと地方圏において安心して暮らせる地域をということでありまして、やはり皆、この庄内地域圏で南部も北部も含めてでありますけれども、同じ悩み同じ問題を抱えているわけですから、まず最初に南部自立圏、北部自立圏、ここの委員には交通事業者は入っていないわけでありますので、まずそこで地元、地域の課題としてこういうものがあるよというところをビジョンとして出して、それで既存の交通事業者にそういうように地域は思っているのかということで、まず最初にここから落としていくというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、初めの第一歩は、そこから我々住民の意見を形として出して、既存の交通事業者との折り合いをつけて共存共栄していくような方向でもっていくべきかなというように思います。

それでもう1回お聞きしますけれども、条例そのものではありませんけれども、今後はこの第3次に向けて、まだこれから作っていくということでありまして、その第3次に向けての提案する余地は残っているのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 今回の第2次から第3次への共生ビジョンの新たな計画のビジョンの策定につきましては変更する項目以外についてはそのまま継承するというところになっております。第3次につきましては先程も申し上げたとおり、令和5年の4月からの策定期間ということに、5年間の策定期間になっております。鶴岡市の方がこの広域協定の中心地ということで、作業の方を行っているわけでありまして、もう今回のこの改定以外の部分についてはそのまま引き継がれるということでありまして、新たなデマンドタクシーという文言を入れ込むのは、現時点では難しいというようには感じております。

しかしながら、先程申し上げたように、現在のこの協定項目及び取り組みの中でも十分話題協議を行えるというようには認識しておりますので、町としては継続して、そういった話題は出していきたいというようには思います。しかしながら三川町、庄内町については、やはり高齢者の医院への足とか、通院などで町外、区域外運行というのが非常に求められているわけでありまして、一方、中心市であります鶴岡市においては三川町、庄内町ほど区域外への運行という部分が一部課題にはなっていると思うんですが、重要度は三川町、庄内町より少し低いのかなという認識は持っているところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） まず一つ目の子育て支援センターの相互利用、これにつきましては

本町のテオトルにスポットを当てられたのかなというように理解しておりますが、どうなのか、そこを一つと、それから老人福祉施設の広域利用、第2次の協定ビジョンですと、甲乙それぞれが整備事業に関わる支援というような文言で謳われておりますが、その件については全く廃止というようなことになったのかどうか。それから、新しくは措置入所と謳っておりますが、そもそも措置入所は以前からなされてきたというように私は理解しておりますが、なぜこういったことが今新たに謳うのか、その背景をお聞きしたいと思います。

それから、地域農業の研究研修活動等の促進については、第2次の協定ビジョンですと、特にこの各関係機関との協働で様々な推進を行っていく、そうしたことを謳っておりますが、新しくなるものについては、そうした山形大学それから試験場、JA等々が行う事業のアンダーラインの支援をするというようになりまして、このアンダーラインは必要なのかどうかということ。また、その内容。そうしたなぜ、この圏域全体で推進するという、いわゆる自立圏の協定のキーワードと言われるこの文言は、圏域全体で推進するというその文言が削られた、なくなったということの説明を少し伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 今回の変更項目の全体の部分の説明は、私の方がさせていただきますが、個別の事業の中身については所管の方からの補足説明ということでさせていただきます。

まず1点目であります子育て支援センターの相互利用についてであります。第2次共生ビジョンの中では、鶴岡市子ども家庭支援センターの広域利用というような項目でありました。共生ビジョン策定時におきましては三川町と庄内町には子育て支援センターがなかったところではありますが、三川町には令和2年度に、それから、すみません、子育て支援センターというものを、三川町には保育園施設の中にはあったわけではありますが、町外の人が訪れられる施設ということではテオトルが初めてできたわけであり、庄内町におきましても役場庁舎の改築に合わせ、新たに令和3年度ですか、できたということでもあります。そういったことを踏まえ、令和4年度中にこの改正ビジョンの変更内容を見直している中で、現状に合わせ、現在できましたそれぞれの市町の子育て支援センターを相互に利用できるように内容を変更したものであります。

二つ目の老人福祉施設の広域利用につきましては、議員ご質問のとおり、第2次のビジョンでは養護老人ホームの整備についての内容でありました。しかしながら、その養護老人ホームについては整備が完了したということから、今回のこの協定ビジョンの中身については、整備の支援から養護老人ホームの措置入所に内容を変更するというような理由で改正するものであります。

それから3点目の地域農業の研究、研修活動の促進という部分については、第2次共生ビジョンで謳ってございました庄内水田農業推進機構が解散したことから、この機構の箇所を民間団体等というように変更したものであります。ただし、この機構が取り組んでいた活動、具体的には山大農学部などが主催し開催していたわんぱく農業クラブですとか、そういった部分については引き続き事業が行われるというようなことから、この庄内地域の農業の研究、

それから研修活動が継続されるよう一部文言を直しながらの変更内容となったところであります。以上です。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） ただいま説明がありましたけれども、養護老人ホーム湯野浜思恩園の施設老朽化に伴う移転改築を庄内南部定住自立圏の形成に関する協定に位置付け、広域的に取り組みを実施してきたものでございます。令和3年3月に工事着工し、令和3年10月にすでに完成しております。先程説明がありましたとおり、施設完成に伴い養護老人ホームの整備事業に対し、連携して支援を行うとしていたものを削除する変更を行い、措置入所を行うということで調整を図ったものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 一応説明をいただきまして理解できました。ただこの水田農業の研究、研修活動の促進についてはやはりこの圏域全体で推進するというこのキーワードだけは残してほしかったと私は思うんですが、少しそこを説明いただきます。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいま圏域全体でという文言の関係でのご質問でございました。この部分につきましては、新しく文言表をご覧いただきたいのですが、この文言表の1行目の最後のところに場所、表現の場所の移動ということで圏域全体での業者が行う取り組みを支援するということで表記になってございますので、圏域全体で取り組むという方向は変わらないところでございます。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） この庄内南部定住自立圏の予算ですけれども、平成24年から始まり、そしてこの次は第3次ということのようではありますが、鶴岡市とこちらの方の予算配分はどのようになっているのか、その辺お知らせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 具体的な金額、予算配分という部分では、項目ごとに関係する事業経費などを計上するわけですが、ただいま手元にその細かい金額については持っていないところでありますが、第2次から第3次まで事業内容が改正以外の部分については引き継がれるということですので、対象経費についてはそれほど大きく変わる部分はないのかなと。一部整備費用部分が削除されるということですので、そういった経費は落ちてくる部分もあると思いますが、ほとんどの事業費については前ビジョン、第2次ビジョンの金額が継承されてくるのかなというようには思います。なお、この事業費については毎年度調整を行いながら数値的な変更を行っているというところであります。

なお、この共生ビジョンの財源的な部分としましては中心市と、それから連携する三川町、庄内町に特別交付税というような財政措置はなされているわけなんですけれども、それぞれ上限設定があり、中心市については7,460万円ほど、連携する市町については上限が1,800万円というようになっており、この範囲内でそれぞれ取り組む経費の部分で特別交付税が措置されるというような中身になっております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 一応は大体概要は分かりました。先程同僚議員も質問しておりましたけれども、やはり地域公共交通というのは、国の方の総務省でも、そういう交通は非常に大事な足なんだとそういうことでありますし、住民がそこに住んでいる限りはJRも、あるいは様々な公共交通も整備することに支援はしていかなければならないと国も言っているわけですので、現状ではやはり高齢者の方々も非常にこの足で難儀をしている状況でありますので、この定住圏に限らず、やはり地域公共交通会議の方をもう少し内容を充実する必要があるのではないかなと私は思います。早く免許返上するのはいいわけですが、現実には足がないとどこにもいけないわけで、やはりその辺の対応策というのは早急に進めていく必要があるものと思います。

過般の国会の答弁でもそのような答弁をしておったようでありますので、答弁だけでなく中身も伴ったそういう施策を講ずるべきと、このように考えておりますので、ぜひともそのような意見もこの会議に行ったら、ぜひ述べていただきたいなとこのように思います。よろしくお願いします。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第23号「鶴岡市との庄内南部定住自立圏形成協定の一部変更」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第23号「鶴岡市との庄内南部定住自立圏形成協定の一部変更」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 日程第11、議第24号「三川町教育委員会教育長の任命」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配付）

○議長（志田徳久議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（志田徳久議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第24号「三川町教育委員会教育長の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、現教育長であります鈴木孝純氏が、令和5年3月31日をもって辞職されることから、その後任として、齋藤正志氏を教育長に任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

齋藤氏の主な経歴等を申し上げますと、昭和59年3月に日本体育大学体育学部体育学科を卒業後、同年4月より三川町立押切小学校に勤務し、以来、旧松山町、酒田飽海地区の小学校教諭を歴任後、平成13年に教頭、平成26年から庄内教育事務所指導課主任指導主事を務められております。そして、平成28年に酒田市立松山小学校校長に就任され、以降、酒田市小学校体育連盟会長、酒田市小学校校長会会長として、その要職に就かれるなど、令和4年3月酒田市立亀ヶ崎小学校校長を退職されるまでの38年間にわたり、地域の義務教育振興発展のために大きく貢献されております。

また、令和4年4月からは、みかわ保育園・幼稚園園長の職に就いていただいております。これまでに培った知見と経験を生かした強いリーダーシップを発揮され、本町の幼児教育の振興発展に全力を傾注いただいているところであります。

このように齋藤氏は、これまでの教育現場での豊富な経験と多様な識見により、本町教育行政の発展にご尽力いただけるものと確信いたしており、教育長として最適任者であることから、任命いたしたくご提案申し上げる次第であります。議員各位のご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長（志田徳久議員） これから議第24号「三川町教育委員会教育長の任命」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議 長（志田徳久議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に3番 小林茂吉議員、4番 佐久間千佳議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議 長（志田徳久議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配布漏れなしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議 長（志田徳久議員） 異常ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長（志田徳久議員） 異常なしと認めます。
- 議 長（志田徳久議員） ただいまから投票を行います。
職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。
職員に点呼させます。

(点呼により、順次投票)

- 議 長（志田徳久議員） 投票漏れはありますか。
(なしの声あり)
- 議 長（志田徳久議員） 投票漏れなしと認めます。
- 議 長（志田徳久議員） 投票を終了します。
- 議 長（志田徳久議員） 開票を行います。
3番 小林茂吉議員、4番 佐久間千佳議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

- 議 長（志田徳久議員） 開票の結果を報告します。
投票総数9票。
これは投票者総数と一致しております。
うち、有効投票9票、無効投票0票。
有効投票のうち、賛成9票、反対0票であります。
以上のとおり、全員賛成であります。したがって、議第24号「三川町教育委員会教育長の任命」の件は、原案のとおり可決されました。
- 議 長（志田徳久議員） 日程第12、議第25号「三川町教育委員会委員の任命」の件を議題とします。
職員に議案を配付させます。

(書記配付)

- 議 長（志田徳久議員） 職員に議案を朗読させます。
(書記朗読)
- 議 長（志田徳久議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。
- 説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第25号「三川町教育委員会委員の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、教育委員会委員であります石川修一氏が、令和5年3月31日をもって任期満了となることから、再度、石川氏を教育委員会委員に任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて、石川氏の経歴を申し上げますと、昭和50年3月山形大学農学部を卒業後、同年4月に山形県庄内経済農業協同組合連合会に入会されております。その後、上部組織である全農の組織再編に伴い同会を退職し、平成9年10月からは、庄内地区4農協の出資により誕生した株式会社エコープ庄内に入社され、平成19年7月に常務取締役、平成21年7月に代表取締役に就任され、農協組合員や利用者の暮らしに役立つスーパーマーケットの経

営に取り組まれるとともに、社業の発展に大きく寄与されました。

また、地域活動の分野におきましては、平成2年に三川トピア創造委員会委員として、町への提言や全国方言大会の開催にご尽力いただくとともに、平成9年から11年までは、山形県立鶴岡北高等学校PTAの副会長、会長を歴任し、地域活動にも積極的に参画されており、地域住民の人望も厚く、人格・識見ともに優秀な方であります。

さらに、平成27年11月に教育委員就任後は、学校教育や社会教育活動に対する確かな指導・助言をいただくとともに、総合教育会議や教育委員会の会議の場においても建設的な提言等を行い、現在は教育委員会の第1教育長職務代理者として職務に精励されております。

このように、石川氏は、教育委員としての活動の他、企業経営やPTA活動などにより培った豊富な経験を生かし、本町教育行政の発展にご尽力いただけるものと確信いたしており、教育委員として最適任者であることから、再度、任命いたしたくご提案申し上げる次第でありますので、ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） これから議第25号「三川町教育委員会委員の任命」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に5番 砂田 茂議員、6番 鈴木淳士議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（志田徳久議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配布漏れなしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（志田徳久議員） 異常ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異常なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

○議長（志田徳久議員） 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長(志田徳久議員) 投票漏れなしと認めます。

○議 長(志田徳久議員) 投票を終了します。

○議 長(志田徳久議員) 開票を行います。

5番 砂田 茂議員、6番 鈴木淳士議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議 長(志田徳久議員) 開票の結果を報告します。

投票総数9票。

これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。したがって、議第25号「三川町教育委員会委員の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長(志田徳久議員) 議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○議 長(志田徳久議員) 日程第13、発議第3号「三川町議会の個人情報の保護に関する条例の設定」の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。2番 佐藤栄市議員。

○2番(佐藤栄市議員) ただいま上程されております、発議第3号「三川町議会の個人情報の保護に関する条例の設定について」、提案理由を説明申し上げます。

国においては、個人情報保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日より施行されますが、議会はこの法律の適用外とされております。本町議会において、この法律の施行後も引き続き議会が保有する個人情報の適正な取り扱いを図る必要があることから、新たに本条例を制定いたしたく提案するものであります。

議員各位のご賛同をお願いし、提案理由といたします。

○議 長(志田徳久議員) これから質疑を行います。提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議 長(志田徳久議員) 以上で質疑を終了します。

○議 長(志田徳久議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長(志田徳久議員) 討論なしと認めます。

○議 長(志田徳久議員) 以上で討論を終了します。

○議 長(志田徳久議員) これから発議第3号「三川町議会の個人情報の保護に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号「三川町議会の個人情報保護に関する条例の設定」は原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第14、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（志田徳久議員） 本件は地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときはあらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに議決を求めるものです。お諮りします。本件は別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第15、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 発委第1号「閉会中の所管事務調査について」であります。

総務文教常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

（1）第4次三川町総合計画に関することについて

2 調査期間

令和5年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。提出者に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 討論なしと認めます。

○議長(志田徳久議員) 以上で討論を終了します。

○議長(志田徳久議員) これから発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 日程第16、発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。7番 鈴木重行議員。

○7番(鈴木重行議員) ただいま上程されております発委第2号「閉会中の所管事務調査」について提案理由の説明をいたします。

産業建設厚生常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

(1) 第4次三川町総合計画に関することについて

2 調査期間

令和5年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

以上、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(志田徳久議員) これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(志田徳久議員) これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 討論なしと認めます。

○議長(志田徳久議員) 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第17、発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） ただいま上程されております発委第3号「閉会中の所管事務調査」についてご説明申し上げます。

広報常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

- （1）広聴広報活動の充実について
- （2）わかりやすい広報紙作りについて

2 調査期間

令和5年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

議員諸兄の賛同を願います。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 (志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって、発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

日程第18、発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。2番 佐藤栄市議員。

○2 番 (佐藤栄市議員) 「閉会中の所管事務調査」について、説明をいたします。

議会運営委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

(1) 議会の活発な運営について

2 調査期間

令和5年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

三川町議会議長 志 田 徳 久 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 佐 藤 栄 市

議員諸兄の賛同を求めます。

○議 長 (志田徳久議員) これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議 長 (志田徳久議員) 以上で質疑を終了します。

○議 長 (志田徳久議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 (志田徳久議員) 討論なしと認めます。

○議 長 (志田徳久議員) 以上で討論を終了します。

○議 長 (志田徳久議員) これから発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和5年第2回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

(午後 0時05分)

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和5年3月15日

三川町議会議長

三川町議会議員 2番

三川町議会議員 4番